

令和3年度認証評価
和泉短期大学
自己点検・評価報告書

付
一般財団法人大学・短期大学基準協会
機 関 別 評 價 結 果



ACCREDITED
2021

和 泉 短 期 大 学

令和3年度認証評価
和泉短期大学
自己点検・評価報告書

和 泉 短 期 大 学

[様式 1～8] 自己点検・評価報告書

様式 1－表紙

令和 3 (2021) 年度 認証評価

和泉短期大学 自己点検・評価報告書

令和 3 (2021) 年 6 月

はじめに

和泉短期大学 学長
佐藤 守男

令和2年度はCOVID-19感染拡大下にあって出生率が驚くほど減少した。したがって18歳人口の減少も予想以上に早く進み、今後の大学・短期大学の経営は大変厳しいものとなると推測される。本学児童福祉学科においても平成29年度から入学定員250名を満たすことができず、また、専攻科介護福祉専攻においても令和2年度の入学者は定員20名のところ15名であった。

そのため、令和2年度は、特に「児童福祉学科の入学定員の適正化」、「専攻科介護福祉専攻の存続」についての検討を全学で行った。

また、令和2年度は2度の「緊急事態宣言」が発令されたこともあり、改めて本学の教育のあり方について問い合わせ直す機会となった。教育のあり方は時代や社会の変化に応じて変わっていくものだが、本学は人と関わる専門職を養成する短期大学であるため、幅広い教養と専門的な知識・技術を修得し、倫理性のある「人づくり」をするには、対面授業が大切と判断した。そのため、COVID-19感染拡大下にあっても分散登校をしながら、対面授業と遠隔授業を組み合わせた授業を6月から行うことになった。

さて、和泉短期大学の自己点検・評価報告書は平成8年度に始まり、令和2年度で25回目の発行となる。その間、7年に1回の短期大学基準協会（現一般財団法人大学・短期大学基準協会）による第三者評価を2回（平成19年度、平成26年度）受審し、令和3年度には3回目の認証評価を迎えることになる。

これまで決められた点検・評価項目に従って自己点検・評価を実施し、そこで明らかになった問題点を直視し、可能な限り速やかに改善を進めてきた。

今後も本学は、自己点検・評価並びに認証評価を通し、「教育の質の充実」、「入学定員の適正化」、「中途離学者の原因調査」、「教育研究と地域貢献との連動」などの継続的な見直しを行いつつ、相模原市の「地域の生涯教育の拠点」として質の高い教育をめざし、「地元密着型」、「実力養成型」の短期大学として社会的役割を果たしていく所存である。

目次

自己点検・評価報告書.....	1
1. 自己点検・評価の基礎資料	2
2. 自己点検・評価の組織と活動.....	9
【基準 I 建学の精神と教育の効果】	12
[テーマ 基準 I-A 建学の精神]	12
[テーマ 基準 I-B 教育の効果]	21
[テーマ 基準 I-C 内部質保証]	25
【基準 II 教育課程と学生支援】	32
[テーマ 基準 II-A 教育課程]	32
[テーマ 基準 II-B 学生支援]	55
【基準 III 教育資源と財的資源】	82
[テーマ 基準 III-A 人的資源]	82
[テーマ 基準 III-B 物的資源]	99
[テーマ 基準 III-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]	107
[テーマ 基準 III-D 財的資源]	108
【基準IV リーダーシップとガバナンス】	115
[テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップ]	115
[テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップ]	118
[テーマ 基準IV-C ガバナンス]	123

【資料】

[様式 9] 提出資料一覧

[様式 10] 備付資料一覧

[様式 11~17] 基礎データ

様式 3—自己点検・評価報告書

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、令和 2 (2020) 年度の和泉短期大学の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

令和 3 (2021) 年 6 月 23 日

理事長 伊藤 忠彦

学長 佐藤 守男

ALO 大下 聖治

1. 自己点検・評価の基礎資料

様式4—自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人和泉短期大学及び和泉短期大学の沿革

昭和 27 年：米国財団クリスチャン・チルドレンズ・ファンド (CCF) 創立者の J.C. クラーク博士は、敗戦直後の日本の困窮児を救済するため、G.E. バット博士、V.J. ミルス博士とともに、社会福祉法人基督教児童福祉会を設立し、全国の養護施設（現在の児童養護施設）への助成を開始した。

昭和 31 年：当時、福祉施設従事者の資質向上が社会福祉の重要課題であり、基督教児童福祉会は本学の前身となる福祉従事者の現任訓練機関「バット博士記念養成所」を東京都世田谷区に開設した。

昭和 35 年：現任訓練の成果は、施設保母（現・保育士）養成機関の常設を求める強い要望となり、わが国初の入所型児童福祉施設に従事する保母（現・保育士）養成機関「玉川保母専門学院」の開設に結実した。

昭和 40 年：児童福祉事業の進展に伴い、より高度な専門教育機関が求められるようになり、CCF の多大な援助のもと、「学校法人クラーク学園」が創設され、玉川保母専門学院は「和泉短期大学児童福祉科」へと改組された。

昭和 41 年：幼児教育を志す学生のために、児童福祉科に幼稚園教諭養成課程を設置した。

昭和 51 年：神奈川県相模原市に校舎を新築し、全学移転した。

昭和 60 年：全国に先駆けて老人福祉ワーカーの養成機関「和泉老人福祉専門学校」（のちに「和泉福祉専門学校」に改称）を和泉短期大学に近接して開校した。

昭和 63 年：和泉老人福祉専門学校が、厚生省指定の介護福祉士養成施設となった。

昭和 63 年：和泉短期大学児童福祉科に、社会福祉士国家試験受験資格を取得するための教育課程を新設した（平成 15 年度より休止）。

平成 3 年：児童福祉科で社会福祉主事任用資格を取得可能とした。

平成 12 年：児童福祉科から「児童福祉学科」へ名称を変更した。

平成 16 年：文部科学省「現代的教育ニーズ取組支援プログラム（現代 GP）」に選定された。
(平成 20 年度まで)

平成 16 年：法人創立 50 周年記念事業として体育館を竣工した。

平成 18 年：法人創立 50 周年記念式典を挙行した。50 周年記念事業の一つとして「子育てサロンはっぴい」を開設した。

平成 20 年：（財）短期大学基準協会の「第三者評価」において『適格認定』の評価を受けた。

平成 20 年：（株）日本格付研究所による格付審査の結果、『BBB』（安定的）の評価を受けた。

平成 21 年：文部科学省「大学教育・学生支援推進プログラム」の選定を受けた（平成 22 年度まで）。

平成 22 年：和泉短期大学専攻科介護福祉専攻設置に伴い、和泉福祉専門学校を閉校した。

平成 22 年：和泉短期大学専攻科介護福祉専攻を設置した。

平成 22 年：文部科学省「大学生の就業力育成支援事業」の選定を受けた（平成 26 年度まで）。

平成 23 年：キャリアデザインセンター（CDC）を開設した。

平成 24 年：文部科学省「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業」に選定された
(平成 26 年度まで)。

平成 25 年：学校法人クラーク学園の名称変更を行い、学校法人和泉短期大学とした。

平成 27 年：一般財）短期大学基準協会の 2 回目の第三者評価において「適格認定」の評価を受けた。

平成 27 年：文部科学省「私立大学等改革総合支援事業」及び「私立大学等教育研究活性化設備整備事業」に選定された。

平成 28 年：ラーニングセンター will を開設した。

平成 28 年：法人創立 60 周年記念式典を挙行した。

平成 29 年：児童福祉研究室を設置した。

平成 31 年：教育職員免許法改正に伴い、再課程認定の届け出を行ない、幼稚園教諭二種免許状取得の課程として認定された。

(2) 学校法人の概要

■設置する教育機関

令和3年5月1日現在

教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
和泉短期大学 (児童福祉学科)	神奈川県相模原市中央区 青葉 2-2-1	250	500	411
和泉短期大学専攻科 (介護福祉専攻)	神奈川県相模原市中央区 青葉 2-2-1	20	20	21

(3) 学校法人・短期大学の組織図

■短期大学教職員数

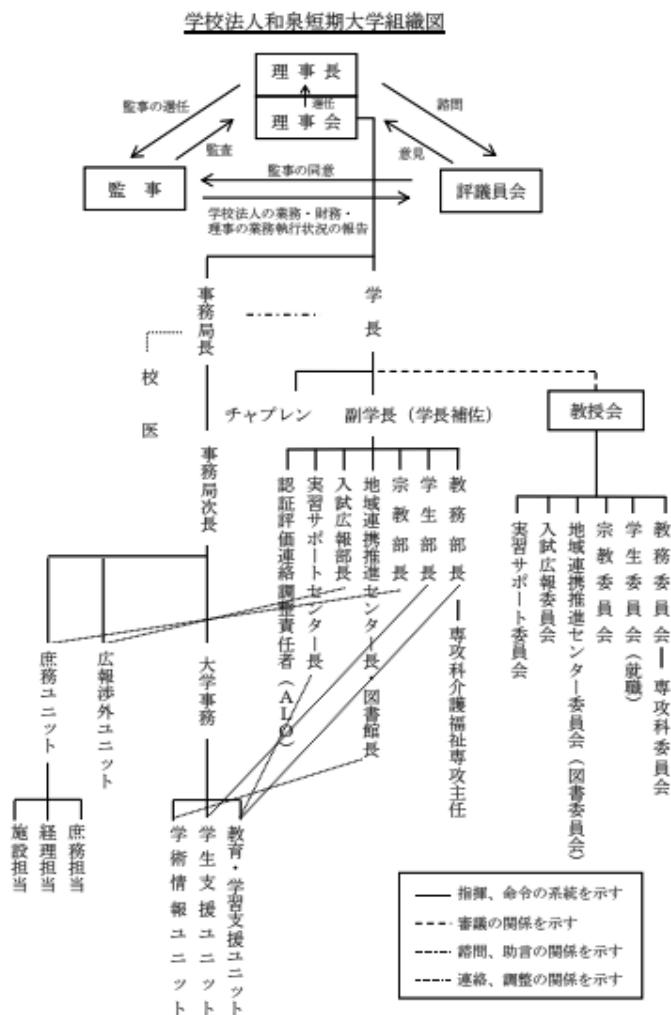
令和3年5月1日現在

専任教員数	非常勤教員数	専任事務職員数	非常勤事務職員数
22(3)*	26(5)*	22(4)**	7

() *専攻科 () **兼任

■組織圖

令和3年5月1日現在



(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

本学の立地する神奈川県相模原市の人口動態等に関する統計は、下表のとおりである。推計によると、相模原市は令和元年の総人口723,056人をピークに、それ以降は、年少人口(0~14歳)、及び生産年齢人口(15~64歳)が一貫して減少すると見込まれている。高齢者人口(65歳以上)は、令和26年まで増加を続け241,048人をピークに、それ以降は減少に転じると推計されている。また、18歳人口は既に減少局面に入っている。

【神奈川県相模原市の人口の推移】（単位は人）

	平成27年	令和2年	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年
総人口	720,780	722,774	717,831	709,632	691,653	669,523
年少人口	89,020	84,548	80,090	77,530	74,195	69,852
生産年齢人口	459,097	446,653	438,366	423,502	395,754	362,337
高齢者人口	172,663	191,573	199,375	208,600	221,704	237,334

【神奈川県相模原市の18歳人口の推移】（単位は人）

	平成27年	令和2年	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年
人口	7,550	6,406	6,095	5,664	5,438	5,141
男性	3,887	3,241	3,167	2,874	2,777	2,622
女性	3,663	3,165	2,928	2,790	2,661	2,519

出典：「平成27年国勢調査に基づく相模原市の将来人口推計（詳細版）」平成30年3月（さがみはら都市みらい研究所）

過去5年間の入学者動向（出身高校所在地別）は、神奈川県が最も多く例年7割前後で推移している。次いで東京都が2割超えている。この両都県からほとんどの学生が入学していることがわかる。なお、本学の所在する相模原市出身者は約3割を占めている。

【入学生の出身地別人数および割合（児童福祉学科）】

毎年度5月1日現在

地 域	平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	人数 (人)	割合 (%)								
神奈川	194	69.8	159	71.6	151	74.0	146	71.6	144	71.3
東京	68	24.5	51	23.0	44	21.6	52	25.5	52	25.7
北海道	0	0	0	0	0	0	1	0.5	0	0
青森	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.5
山形	0	0	0	0	0	0	1	0.5	0	0
福島	1	0.4	0	0	1	0.5	0	0	1	0.5
茨城	0	0	1	0.5	0	0	4	2.0	0	0
栃木	1	0.4	0	0	0	0	0	0	0	0
山梨	6	2.2	8	3.6	5	2.5	3	1.5	1	0.5
長野	0	0	0	0	1	0.5	0	0	0	0
静岡	1	0.4	2	0.9	2	1	0	0	3	1.5
愛知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鹿児島	0	0	0	0	0	0	2	1	0	0
その他	7	2.6	1	0.5	0	0	3	1.5	0	0
合計	278		222		204		212		202	

【入学生の出身地別人数および割合】（専攻科介護福祉専攻）<参考>毎年度5月1日現在

地域	平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	人数 (人)	割合 (%)								
神奈川	15	83.3	22	95.7	7	87.5	4	100.0	12	80.0
東京	3	16.7	1	4.3	1	12.5	0	0	2	13.3
静岡	0	0	0	0	0	0	0	0	1	6.7
福島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	18		24		8		4		15	

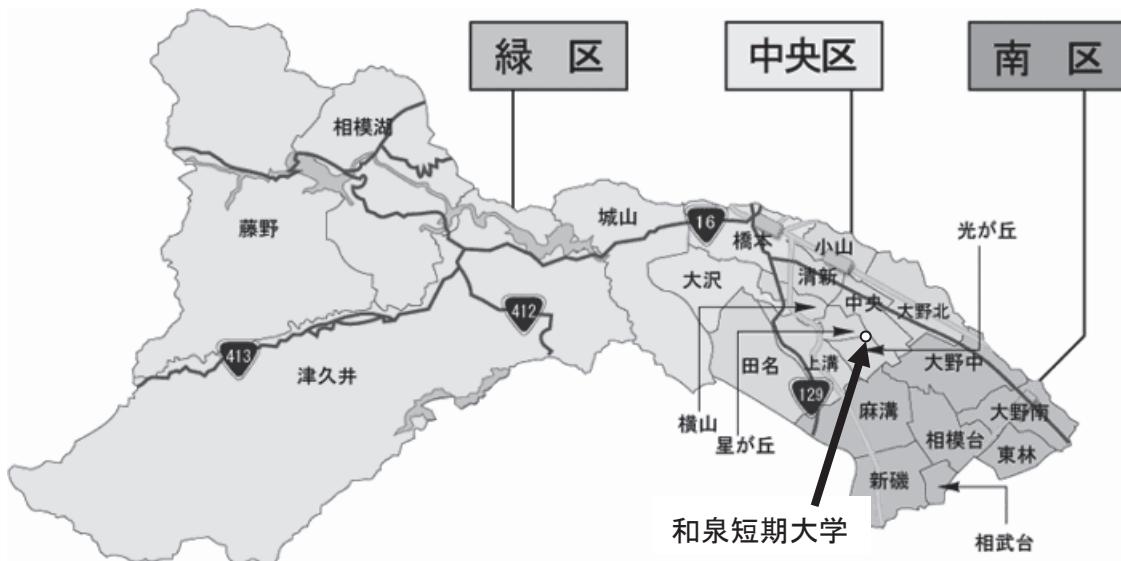
本学の所在する神奈川県相模原市（2010年より指定都市）は、橋本・相模原・相模大野駅周辺などの都市機能を有する中心市街地と、相模湖・津久井湖などの水源を含む豊かで広大な自然環境を併せもつてている都市である。

本学は、保育（教育）・福祉専門職の養成を主たる目的とする短期大学であり、ここでは、本学卒業生の多くが就業の場としている保育・幼児教育領域に関する地域ニーズを概観する。

「令和2年版相模原市統計書」によると、市内の幼稚園数は48園、在園児数7,976名で微減が続いている。また市内の保育所は、園数103園、入所児童数8,235名といずれも昨年より減少した。その一方で、市内の幼保連携型認定こども園は、園数42園と前年と比べ4園増え、在園児数は4,822名で前年より約400人増えている。

また、その他の認定こども園は66園（幼稚園型22、小規模保育事業38、保育所型6）ある。入園先の形態が多様化しており、認定こども園を含めて捉えると、相模原市における保育・幼児教育ニーズは依然として高い。

【相模原市全体図】



(5) 課題等に対する向上・充実の状況

- ① 前回の評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について。

(a) 改善を要する事項（向上・充実のための課題）
基準II 教育課程と学生支援 [テーマA 教育課程]
・シラバスの成績評価の方法、到達目標について、記述が不十分な授業科目があるので改善が求められる。
(b) 対策
・次年度開講科目担当教員全員に対して、教務部長が講義内容（シラバス）執筆要綱を明示することになった。本要綱は、①シラバス作成方針、②シラバス取扱い方針、③シラバス執筆方法、④シラバスの役割、⑤シラバスの記載方法と留意点から構成されており、各科目担当者員は、この要綱に沿ってシラバスを作成している。 ・教育・学習支援ユニットに提出されたシラバスは、教務部長の命を受けた教務委員が、カリキュラムポリシーに基づき各シラバスを点検し、その内容に不備や不足があった際には、科目担当者に修正を依頼している。
(c) 成果
・上記の対策を講じたことによって、成績評価の方法、到達目標についての不十分な記述をなくすことができた。

- ② 上記以外で、改善を図った事項について。

(a) 改善を要する事項
毎年度、自己点検・評価活動などを通して、法人内の諸事項、諸取り組みに関する改善すべき点を明らかにしている。
(b) 対策
それらの改善点を全学で共有し、理事長、学長のリーダーシップの下、PDCAサイクルに基づいて、さまざまな改善を図っている。
(c) 成果
成果の詳細は、基準別評価票に記載している。

- ③ 前回の評価結果における三つの意見の「早急に改善を要すると判断される事項」で指摘された事項の改善後の状況等について記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項及び指摘された時点での対応（「早急に改善を要すると判断される事項」）
基準IV リーダーシップとガバナンス [テーマA 理事長のリーダーシップ]
・評価の過程で、理事会において書面による持ち廻り開催となっている回があるという問題が認められた。当該問題については、機関別評価結果の判定までに対処し、その運営の改善に努めていることを確認した。今後は当該短期大学の継続的に教育の質保証に資するべく、より一層学校法人運営の向上・充実に取り組まれたい。

(b) 改善後の状況等

平成 27 年 1 月 8 日付で、一般財団法人短期大学規準協会評価委員会委員長宛に、下記を明記した「改善の経緯に関する報告書」を提出した、その後、当該事項を改善し、学校法人運営の向上・充実に努めている。

- ①平成 26 年度から書面による持ち廻り理事会を開催しない。
- ②「私立学校及び学校法人和泉短期大学寄附行為」に則った運営に改善する。
- ③年間の定例理事会開催の回数を 3 回であったものを 4 回に増加する。
- ④平成 26 年度第 3 回理事会を別紙の通り開催し、「平成 26 年度第三者評価機関別評価（案）」と、「改善の経緯等に関する報告書」を確認する。
- ⑤今後一層の法令遵守に努め、適切な学校法人の管理運営体制を確立していく。

- ④ 評価を受ける前年度に、文部科学省の「設置計画履行状況等調査」及び「大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財務状況及び施設等整備状況調査」において指摘事項が付された学校法人及び短期大学は、指摘事項及びその履行状況を記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項

なし

(b) 履行状況

(6) 短期大学の情報の公表について

① 教育情報の公表について

令和 3 年 5 月 1 日現在

No.	事 項	公 表 方 法 等
1	大学の教育研究上の目的に 関すること	https://www.izumi-c.ac.jp/introduction/outline/gakkoukyouikuhou172/ 学びのハンドブック令和 3 (2021) 年度
2	卒業認定・学位授与の方針	https://www.izumi-c.ac.jp/guardian/lesson/?id=guardian01 学びのハンドブック令和 3 (2021) 年度
3	教育課程編成・実施の方針	https://www.izumi-c.ac.jp/guardian/lesson/?id=guardian01 学びのハンドブック令和 3 (2021) 年度
4	入学者受入れの方針	https://www.izumi-c.ac.jp/admission/info/admission-policy/ 学びのハンドブック令和 3 (2021) 年度 募集要項・入学案内令和 3 (2021) 年度
5	教育研究上の基本組織に 関すること	https://www.izumi-c.ac.jp/introduction/outline/gakkoukyouikuhou172/ 学びのハンドブック令和 3 (2021) 年度

6	教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること	ウェブサイト教員紹介 https://www.izumi-c.ac.jp/introduction/outline/teacher/
7	入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること	募集要項・入学案内年度 【入学者・収容定員・在学生数等】 https://www.izumi-c.ac.jp/introduction/outline/zaigakusu/ 【卒業（修了）者・進学者数・就職者数等】 https://www.izumi-c.ac.jp/campuslife/employ/
8	授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること	https://www.izumi-c.ac.jp/introduction/outline/gakkoukyouikuhou172/ 学びのハンドブック令和3（2021）年度
9	学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること	https://www.izumi-c.ac.jp/introduction/outline/gakkoukyouikuhou172/ 学びのハンドブック令和3（2021）年度
10	校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること	https://www.izumi-c.ac.jp/introduction/outline/gakkoukyouikuhou172/ 募集要項・入学案内年度令和4（2022）年度
11	授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること	https://www.izumi-c.ac.jp/admission/info/expense/?id=info_detail_1-1 募集要項・入学案内年度令和4（2022）年度
12	大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること	https://www.izumi-c.ac.jp/introduction/outline/gakkoukyouikuhou172/ 募集要項・入学案内年度令和4（2022）年度

② 学校法人の情報の公表・公開について

事 項	公 表・公 開 方 法 等
寄附行為、監査報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、役員名簿、役員に対する報酬等の支給の基準	<p>【寄附行為】財務に関する情報の公表 https://www.izumi-c.ac.jp/wp-content/themes/izumi/assets/images/introduction/outline/gakkoukyouikuhou172/kifukoui.pdf</p> <p>【監査報告書】財務に関する情報の公表 https://www.izumi-c.ac.jp/wp-content/themes/izumi/assets/images/introduction/finance/kanSAhoukoku_2020.pdf</p>

	<p>【貸借対照表】 https://www.izumi-c.ac.jp/wp-content/themes/izumi/assets/images/introduction/finance/zaimukeisan_2020.pdf</p> <p>IZUMI NEWS Vol.48（令和3年3月） https://www.izumi-c.ac.jp/wp-content/themes/izumi/assets/images/introduction/outline/publication/izumi48.pdf</p> <p>【事業報告書】 https://www.izumi-c.ac.jp/wp-content/themes/izumi/assets/images/introduction/finance/biz_report_2020.pdf</p> <p>【役員名簿】 https://www.izumi-c.ac.jp/introduction/corporate/houjin/</p> <p>【役員に対する報酬等の支給の基準】 https://www.izumi-c.ac.jp/wp-content/themes/izumi/assets/images/introduction/outline/gakkoukyouikuhou172/yakuin_houshu.pdf</p>
--	--

(7) 公的資金の適正管理の状況（令和2（2020）年度）

本学における公的資金の適正な管理を担保するため、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定、令和3年2月1日改正）を準用し、責任体系やルール、職務権限の明確化を図り、適正な運営及び管理を確保している。

毎年度開催している教員向け説明会にて、ガイドライン及び科学研究費助成事業（科学研究費補助金）の概要等を周知している。また、交付された公的研究費については、毎年度1回内部監査を実施し、適正な執行を確認している。

2. 自己点検・評価の組織と活動

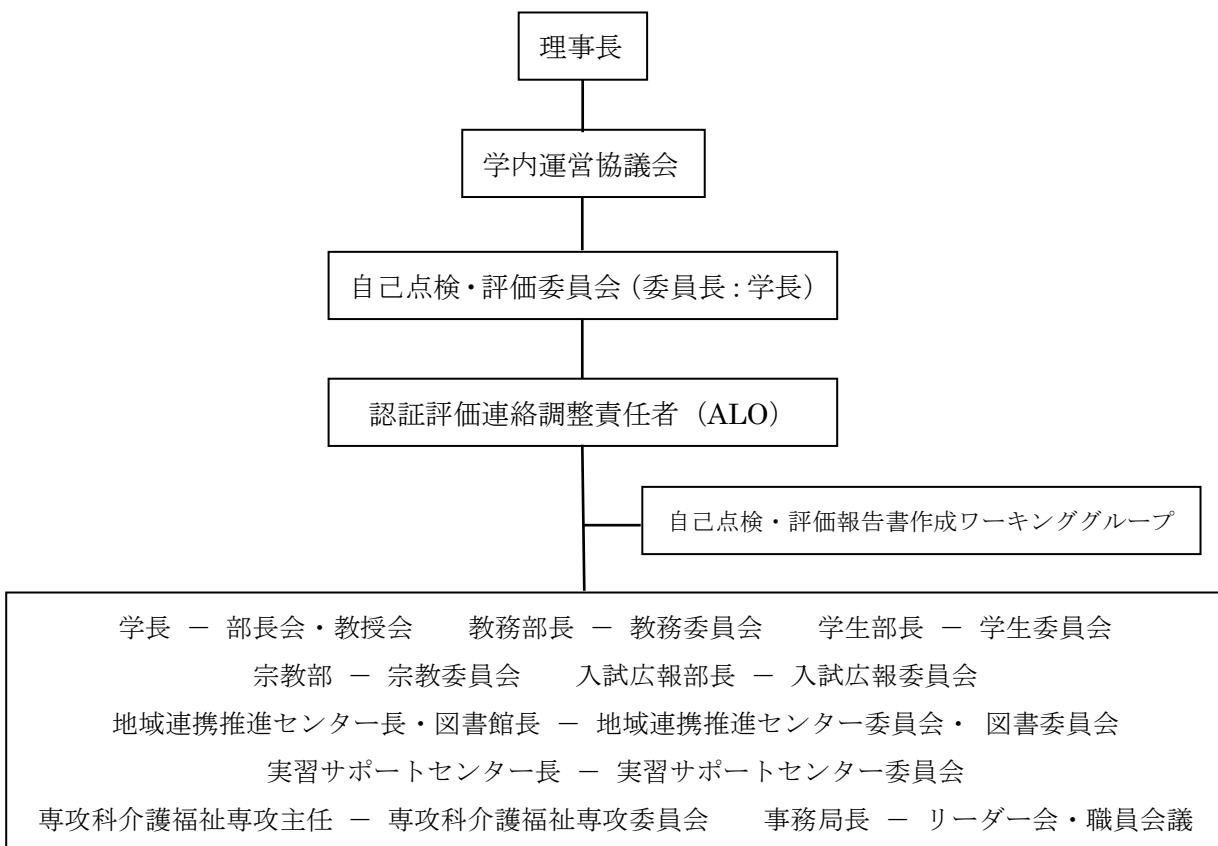
■自己点検・評価委員会（担当者、構成員）

本学は、1996年に自己点検・評価委員会規程を制定した。規定に基づき自己点検・評価委員会を設置されている。令和2年度自己点検・評価報告書の作成に当たっては次の構成員によって当該委員会が組織された。

2020年4月1日現在

ALO	大下聖治
自己点検・評価委員会	学長：佐藤守男、副学長：大下聖治、 教務部長：松浦浩樹、地域連携推進センター長（図書館長）：櫻井奈津子、 学生部長：山本美貴子、入試広報部長：鈴木敏彦、宗教部長：西田恵一郎、 実習サポートセンター長：松山洋平、専攻科介護福祉専攻主任：佐藤美紀、 事務局長：土橋正文、庶務ユニットリーダー：平塚豊、 教育・学習支援ユニットリーダー：曾根真理子、 学術情報ユニットリーダー：深町和哉、 学生支援ユニットサブリーダー：田中孝一
自己点検・評価報告書作成ワーキンググループ	横川剛毅

■自己点検・評価の組織図



■組織が機能していることの記述

ALOの指揮の下、自己点検・評価報告書作成ワーキンググループ (WG) が、理事長、学長、各部長、各ユニット責任者、各関係ワーキンググループ責任者に原稿作成を依頼した。提出された原稿はWGが校正・チェックし、ALOが学内運営協議会、教授会、リーダー会、職員会議において精読及び確認を要請した。よって、理事長および学長の監督の下で、ALOがリーダーとなり、各組織が有機的に機能し自己点検・評価に取り組んでいるといえる。

■自己点検・評価報告書完成までの活動記録

令和2年度自己点検・評価の実施に向けて、令和2年9月30日（水）に自己点検・評価委員会を開催した。このなかで、令和3年度の認証評価に向けた役割分担、タイムスケジュールなどを確認した。

令和2年11月18日（水）学内運営協議会にて、自己点検・評価報告書執筆要綱が承認されたことを受け、11月25日（水）教授会・および11月26日（木）リーダー会にて、全学に周知され自己点検・評価報告書の原稿執筆を依頼した。執筆を開始した。

令和3年3月31日（水）の原稿提出締切日に大方の原稿が整ったが、執筆原稿の内容によっては年度末を経ないと記述できないものもあった。ALOと自己点検・評価報告書WGは協議し、①集まっている原稿から報告書作成作業を開始すること、②原稿提出締切期日を延長することの二点を確認し、ALOが学内に周知した。

すべての原稿が揃った4月26日（月）に、ALOと自己点検・評価報告書WGが改めて協議し、報告書作成作業の進捗状況確認と今後の予定を確認した。

令和3年5月19日（水）に自己点検・評価委員会を開催し、WGが校正した自己点検・評価報告書を確認し、ALOが全学での点検、および提出資料、備付資料の整理と確認を指示した。

その後、令和3年6月23日（水）の学内運営協議会、教授会、リーダー会、職員会議で最終点検を行い完成した。

【基準 I 建学の精神と教育の効果】

様式 5—基準 I

[テーマ 基準 I-A 建学の精神]

<根拠資料>

提出資料

- 1 学びのハンドブック
- 2 2020 年度学校法人和泉短期大学基本構想（理事長・学長・事務局長）
- 3 【建学の精神】【教育理念】
- 4 令和 2 (2020) 年度事業報告書
- 5 令和 3 (2021) 年度事業計画書
- 6 新年礼拝プログラム
- 19-①募集要項 令和 2 (2020) 年度入学者用
②募集要項 令和 3 (2021) 年度入学者用 19

備付資料

- 1 和泉短期大学の相模原市との包括連携協定書
- 2 オレンジリボン活動
 - ①児童虐待防止推進月間事業への御協力について
 - ②ユニコムプラザ内の本学ベース図面及び写真
- 3 地域活動・市民活動ボランティア活動認定制度
- 4 令和 2 年度相模原市と和泉短期大学の連携実績
- 5 共催等名義使用承認申請書
- 6 青葉二丁目自治会との協定書
 - ①防災倉庫の設置及び共同使用に関する覚書
 - ②一時避難場所に関する覚書
- 7 相模原市内大学図書館等と相模原市立図書館との相互協力に関する協定書
- 8 障害者支援施設との協定書
 - ①「和泉短期大学学内製品販売契約書」(社会福祉法人県央福祉会 障害者施設 きらら)
 - ②「和泉短期大学学内製品販売契約書」(社会福祉法人県央福祉法人 さがみ 愛育会 生活介護支援事業所のびやか)
- 9 令和 2 (2020) 年度チャペルカレンダー
- 10 対外献金
 - ①献金送付先一覧
 - ②チャイルド・ファンド・ジャパンの冊子
- 11 学校法人和泉短期大学 60 周年記念誌

[区分 基準 I-A-1 建学の精神を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法等に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

<区分 基準 I -A-1 の現状>

本学は、学校法人和泉短期大学寄附行為第3条、及び和泉短期大学学則第1条に基づく教育理念に基づき、その建学の精神「キリスト教信仰に基づく教育と人格形成」を明確に定めている。

【建学の精神】 キリスト教信仰に基づく教育と人格形成

【学園および大学の目的】

学校法人和泉短期大学寄附行為（抄）

第3条 この法人は、福音主義基督教の信仰に基づき、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うことを目的とする。

和泉短期大学学則（抄）

第1条 和泉短期大学は、児童の保育養護及び社会の福祉に貢献しようとする者に対し、教育基本法及び学校教育法の精神に則り、一般的教養と専門的知識技能を授け、かつキリスト教主義教育を通じて、円満な人格と豊かな情操の育成を図ることを目的とする。

建学の精神は、事業計画、事業報告、毎年全学生に配付する学びのハンドブック、受験生などに配付する募集要項、本学ウェブサイトなどで学内外に公表し周知している。

<提出-1・2・3・4・5・19-①②>

法人創立以来、堅持してきた建学の精神を、教職員が今日においても日々の教育・学生支援において具現化するために、毎年度4月に理事長がキリスト教活動委員会（構成員：理事長、学長、副学長、事務局長、チャップレン）<備付-規程集-1>を開催し、①キリスト教教育に関すること、②キリスト教活動に関すること、③学生個々人が建学の精神を踏まえた学生生活を送ることについて検討している。

また、全教職員出席の新年礼拝・新年の集い<提出-6>にて一致して取り組んでいくことを確認しており、年度初めの全教員打ち合わせ会での意志統一を図っている。学生とともに年間を通じて礼拝を捧げ建学の精神を根底にした教育を実践している。学生の学びと学生生活に建学の精神が根付くよう絶えず働きかけ、そのことを通して本学で学んだ学生が社会貢献を続けていけるように努めている。

[区分 基準 I -A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。

- (2) 地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。
- (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

＜区分 基準 I -A-2 の現状＞

本学は「地域密着型、実力養成型の短期大学」を掲げ、所在する相模原市、及び市内大学、市民等との幅広い連携を図りその強化に努めてきた。令和2年度のおもな実績を列挙する。

(1) 相模原市包括連携協定校事業＜備付-1＞

①オレンジリボン活動＜備付-2-①＞

図書館内にオレンジリボンコーナーを常設し、虐待防止の啓発を行うとともに、11月の児童虐待防止推進月間には、学内にポスターを掲示し、学生への周知を行っている。令和2年度は、2回の講座を開催するとともに、1年前期開講の関連授業において、本活動の趣旨を紹介し、リボン作成の時間を設けた。同時に図書館内に「オレンジリボン作成コーナー」を設置し、学生の協力を求めた。以上の取り組みにより約1,200個のオレンジリボンが完成し10月30日（金）に相模原市長への贈呈式を行い、その模様がタウンニュース・神奈川新聞によって報じられた。また、オレンジリボンを学内とユニコムプラザ内の本学ブースに配置し各来訪者に適宜配布した＜備付-2-②＞。例年、学生および教職員が市内駅頭で街頭配布を実施している。それに先立つ「相模原市児童虐待いじめ防止連絡会総会」オレンジリボン推進ライトアップ点灯式にも学生および教職員が参加している。しかし令和2年度はCOVID-19感染拡大防止のためいずれも中止となった。

②相模原市地域活動・市民活動ボランティア認定制度＜備付-3＞

学生のボランティア活動を励行し、当該の制度でボランティア修士3名、ボランティア学士3名が認定された。なお、認定賞授与式はCOVID-19感染拡大防止のため実施されず、学内での認定証授与を行った。

(2) 相模原市の審議会・委員会＜備付-4＞

令和2年度は、6名の教員が14の審議会・委員会にて委員等を委嘱され、それぞれの任に当たった。また、相模原市との連携に協力した。その他横浜市等近隣地域においても、審議会委員等の委嘱を受けて活動している教職員が多い。

(3) さがまちコンソーシアム関連事業

「市民大学」2講座、「さがまちカレッジ」1講座への講師派遣を予定していたが、いずれもCOVID-19感染拡大防止のため、中止となった。

(4) 地域連携活動

①地域子育て支援プログラム「はっぴい」「すまいりい」（＜テーマ 基準II-A 教育課程の特記事項＞参照）

「はっぴい」と「すまいりい」は、本学キャリアデザインセンターを拠点にした子育て支援活動で、地域の子育て家族が安心して集える場であるとともに、学生の保育実践力の向上、学生同士の交流の機会としても有効な活動であるが、COVID-19感

染拡大防止のため、例年の活動（「はっぴい」は年間 9 回開催・「すまいりい」は週 1 回の開催）を中止した。

なお、はっぴいボランティア学生に対して、以下の開催し学びの機会を設けた。

- ・「おもちやの広場 おもちやで遊ぼう！」
- ・オンライン講座「造形遊び」

②コンサート

12 月に「はっぴい」活動の一環としてのクリスマスコンサート、2 月に地域住民へのスプリングコンサートを企画していたが、いずれも COVID-19 感染拡大防止のため中止した。

③公益財団法人相模原市まち・みどり公社

本学所在地に隣接する淵野辺公園の指定管理者である公益財団法人相模原市まち・みどり公社との、避難防災訓練の協働開催実施の申請に基づき、相模原消防署緑が丘分署の協力、地元自治会からの参加者を得て、9 月 9 日（水）に避難・防災訓練を実施した。<備付-5>

④青葉 2 丁目自治会

相模原市中央区青葉 2 丁目自治会と本学との間で、「防災倉庫の設置及び共同使用に関する覚書」、「一時避難場所に関する覚書」を交わし、例年主に専攻科学生が、授業を活用した交流会を開催しているが、令和 2 年度は COVID-19 感染拡大防止のため、交流会は実施しなかった。<備付-6-①・②>

⑤相模原市中央区光が丘地区まちづくり会議

本学教員が会議に出席し、少子高齢化対策、安心安全なまちづくり、県営上溝団地空き家対策、交通安全等の地域課題を共有した。

⑥ユニコムプラザまちづくりフェスタ

ユニコムプラザが主催する第 8 回まちづくりフェスタへの参加を予定していたが、COVID-19 感染拡大防止のため中止となり、代替として 10 月 4 日（日）から 10 月 30 日（金）まで、同会場において行われたポスター展示に参加した。

<備付-2-②>

(5) リカレント講座及びその他の関連講座の開催

①リカレント講座

例年、卒業生・在校生・教員が共につながり合い、より深く 子ども・保育について考える研修会を企画し、実施していたが、令和 2 年度は COVID-19 感染拡大防止のため、実施しなかった。

②幼稚園協会等主催のセミナー等への協力

相模原市幼稚園・認定こども園協会の「令和 2 年度 教員免許状更新講習」（オンライン講習会）の講師を、井狩芳子教授と弘中雅子非常勤講師が各 1 講座務めた。

(6) 相模原市内大学図書館と相模原市立図書館との相互協力連絡会への参加

<備付-7>

COVID-19 感染症対策のため、例年 6 月と 12 月に行っていた連絡会議はメールでの確認と、照会事項等がある場合についてのみ書面にて情報共有することとなった。

(7) 学生ボランティア活動

①活動の支援・情報提供

地域等からのボランティア募集に関する媒体、インターンシップ等の案内、学生参加イベントの報告を随時掲示して学生に周知したが、令和2年度はCOVID-19感染拡大防止のため、学生が参加した活動は11人延べ15件にとどまった。

②障がい者支援施設との交流

令和元年度、近隣障がい者支援施設利用者との交流会を、学生を中心に教職員も加わって実施した。しかし、令和2年度は、COVID-19感染拡大防止のため実施できなかった。

③ボランティアサークル

例年、学生の主体的なサークル活動として、「相模原市社会福祉事業団障害者支援センター松が丘園」による学内でのパン販売、障がい者支援施設「きらら」による物品販売、同「のびやか」による物品販売、里親会活動時の里子保育ボランティア、神奈川県立相模原中央支援学校への訪問、ユニコムプラザ主催のまちづくりフェスタへの参画、オレンジリボン街頭配布等の活動に、学生を中心にして教職員も加わって参画している。しかし、令和2年度は、COVID-19感染拡大防止のためいずれも行われなかつた。なお、在学生からの企画提案があり、学内Yシャツの一角に無人販売コーナーを設けて、障害者支援施設「のびやか」での作品を販売した。

<備付-8-①・②>

＜テーマ 基準I-A 建学の精神の課題＞

建学の精神を日々の教育と学生支援の中でどのように生かしていくのかが問われている。教職員一人一人がその職務において建学の精神を常に意識できるように、研修(FD・SD・合同)の年間計画に位置付けていく。また、学生が建学の精神をさらに意識できるように、学生募集や入学予定者の入学前教育の時点から建学の精神を明確に伝えていく。併せて、卒業後もIZUMI NEWSでの発信や、リカレント教育、ホームカミングデーなどで卒業生が本学を訪れる機会において、建学の精神を再認識できるよう努めていく。

[ホームカミングデー案内]

休日の授業開講日に卒業生が本学を訪ってくれるケースが多くみられます。そこで、そのような日をホームカミングデーとして設けています。お友達とお誘い合わせのうえ、ぜひ母校和泉短期大学に遊びに来てください。

2020年度 祝日授業日は、以下のとおりです。通常授業を実施していますので、卒業生の皆さん懐かしの母校に足を運んでみませんか？

第1回	7月23日(木)	第2回	7月24日(金)
第3回	9月21日(月)	第4回	9月22日(木)
第5回	11月3日(火)	第6回	11月23日(月)

さらに、スクールモットー「愛と奉仕」、聖書の聖句である「あなたがたの光を人々の前で輝かしなさい」を具現化するため、ボランティア活動等への参加を促し教職員が自

発的にそれらに取り組んでいくことをさらに推し進める必要がある。令和元年度末より、COVID-19 感染拡大の影響により、多くの地域貢献活動が延期または中止を余儀なくされたことは残念であるが、地域の方々および本学関係者の安全・安心を最優先に考え、慎重に連携を図りつつでき得る社会貢献を模索し実施している。在学期間が 2 年～3 年（専攻科）と短く、いったん活動が中止になってしまふと学生間の引き継ぎが困難となるため、学生主体の活動への支援体制の強化が課題となっている。<提出-2・3>

<テーマ 基準 I-A 建学の精神の特記事項>

(1) キリスト教活動

①年度聖句

年間のキリスト教活動の中心に据える年度聖句を決め、IZUMI NEWSおよびチャペルアワーのプログラムに掲載している。令和2年度年間聖句は、「見よ、新しいことをわたしが行う。今や、それは芽生えている。」（聖書：イザヤ書43章19節）であった。

②チャペルアワー（学校礼拝）

毎週月曜日、和泉クラーク・ホールにおいて学校礼拝であるチャペルアワーを捧げている。また、新入生研修会での礼拝、前期・後期始業時における礼拝の他、特別礼拝として、イースター礼拝、創立記念礼拝、ペンテコステ礼拝、召天者記念礼拝、クリスマス礼拝をそれぞれ捧げ、これらを通して建学の精神の具現化を目指した。令和2年度チャペルアワー、特別礼拝は、年間計画表<備付-9>を作成したが、COVID-19 感染拡大防止のため、ウェブサイトでの動画公開などを取り入れ計画を変更して行った。令和2年度礼拝・チャペルアワー一覧は下表の通りである。

月日	チャペルアワー ・特別礼拝	タイトル	説教・奨励者	出席数
4/20	チャペルアワー	ウェブサイトにて動画公開	西田恵一郎	439
4/27	チャペルアワー	ウェブサイトにて動画公開	西田恵一郎	363
5/ 4	チャペルアワー	ウェブサイトにて動画公開	西田恵一郎	390
5/11	チャペルアワー	ウェブサイトにて動画公開	西田恵一郎	295
5/18	チャペルアワー	ウェブサイトにて動画公開	西田恵一郎	331
5/25	チャペルアワー	ウェブサイトにて動画公開	西田恵一郎	306
6/ 1	チャペルアワー	ウェブサイトにて動画公開	西田恵一郎	498
6/ 8	チャペルアワー	ウェブサイトにて動画公開	西田恵一郎	370
6/15	チャペルアワー	ウェブサイトにて動画公開	西田恵一郎	291
6/22	チャペルアワー 区分①	神の作品として	西田恵一郎	116名
6/29	チャペルアワー 区分②	神の作品として	西田恵一郎	102名
7/ 6	チャペルアワー 区分①	養うのは良い狼それとも悪い狼	西田恵一郎	90名

7/13	チャペルアワー 区分②	養うのは良い狼それとも悪い狼	西田恵一郎	110名
7/20	チャペルアワー 区分①	赦しへの登竜門	西田恵一郎	97名
7/27	チャペルアワー 区分②	赦しへの登竜門	西田恵一郎	108名
8/ 3	チャペルアワー 区分①	聴くに早く、語るに遅く	西田恵一郎	71名
8/17	チャペルアワー 区分②	聴くに早く、語るに遅く	西田恵一郎	49名
8/24	チャペルアワー 区分①	若い人たちにお願いしたい	西田恵一郎	29名
8/31	チャペルアワー 区分②	若い人たちにお願いしたい	西田恵一郎	39名
9/ 7	チャペルアワー 区分①	新しく生まれ変わる	西田恵一郎	45名
9/14	チャペルアワー 区分②	新しく生まれ変わる	西田恵一郎	27名
9/21	チャペルアワー 区分①	イエスは何者か	西田恵一郎	31名
9/28	チャペルアワー 区分②	イエスは何者か	西田恵一郎	10名
10/ 5	チャペルアワー 区分①	子どもと親とのお互いさまな関係	西田恵一郎	13名
10/12	チャペルアワー 区分②	勇気を出せ。働き	西田恵一郎	12名
10/19	チャペルアワー 区分①	強くなりなさい	西田恵一郎	16名
10/26	召天者記念礼拝 区分②	和泉短期大学のルーツ	佐藤守男	125名
11/ 2	召天者記念礼拝 区分①	和泉短期大学のルーツ	佐藤守男	93名
11/ 9	チャペルアワー区分②	あるがままに生きる 一人と自分を裁かない生き方ー	松浦浩樹	103名
11/16	チャペルアワー区分①	小さき者の声を聴く	鈴木敏彦	130名
11/23	チャペルアワー区分②	子ども達が教えてくれたこと	櫻井奈津子	109名
11/30	クリスマスツリ一点火祭・ アドベント礼拝 区分①	「なぜ?」に対する答え	西田恵一郎	190名
12/ 7	クリスマスツリ一点火祭・ アドベント礼拝 区分①	「なぜ?」に対する答え	西田恵一郎	161名
12/14	クリスマス礼拝 区分①	神に栄光、人に平和	小泉 健 東京神学大学教授	134名
12/21	クリスマス礼拝 区分②	神に栄光、人に平和	小泉 健 東京神学大学教授	150名
1/ 6	教職員始業礼拝	練達を目指して	伊藤忠彦	49名
1/18	チャペルアワー	ウェブサイトにて動画公開	横川剛毅	130
3/8	卒業・修了感謝礼拝	COVID-19 感染予防のため中止	—	—

* 動画については再生回数

③対外献金

クリスマス献金を含むチャペルアワーでの献金（総額 230,000 円）は、チャイルド・ファンド・ジャパン（CCF）の活動支援、及びスポンサーシップ・プログラムへの参画（2 名分、96,000 円）、キリスト教保育連盟（21,394 円）、バット博士記念ホームをはじめとする CCF 関連等の児童福祉等施設 20 ヶ所（令和 2 年度は 10 ヶ所に各 11,000 円）へ献げた。<備付-10-①・②>

④学生の活動

- 1 新入生研修会：例年、宗教部オリエンテーションおよび礼拝の後、特別講師による講演会（賛美あり）を開催していたが、本年度は COVID-19 感染拡大防止のために中止した。
- 2 チャペル委員会：例年、年度中に 3 回開催していたが、本年度は COVID-19 感染拡大防止のために、後期に 1 度、クリスマス装飾を兼ねて開催し、学生によるキリスト教活動への活性化の維持を図った。
- 3 ウェルカムパーティー：例年、チャペル委員（第 1 回委員会兼ねる）、ハンドベル履修者、I.C.F と学生聖歌隊メンバー（関心のある学生も含む）を対象に、宗教部活動への歓迎と勧誘、活動内容のオリエンテーションを目的に昼食会を開催しており、5/13 に開催を予定していたが COVID-19 感染拡大防止のために中止。
- 4 I.C.F：月例会（聖書輪読会、祈祷会）もサークル活動および委員会活動自粛に伴い中止。
- 5 学生聖歌隊
 - (1) 現員：10 名／2 年生 10 名 ※COVID-19 感染症拡大防止のため、1 年生募集停止
 - (2) 指導・指揮：山本美貴子
 - (3) 令和 2 年度の活動内容
 - i) 定期練習（日程：水曜日 2 限 キャンパスライフアワー後半）：COVID-19 感染症拡大防止のため、令和 2 年度の定期練習は自粛。
 - ii) 遊ぼう学ぼうキャンパスライフアワー 第 2 弹 「プレ聖歌隊活動」：8/19 区分②・8/26 区分① に分かれ、クラークホールにて、荒野の果てに、きよしこの夜を歌唱した。参加者：2 年生 10 名、1 年生 4 名。
 - iii) クリスマス前練習：11 月中の水曜日下記の日程にて計 4 回、11:40～12:10 の 30 分間 分散にて練習した。11/4・11/18 区分②、11/11・11/25 区分①参加者：2 年生 聖歌隊メンバー 10 名、1 年生 参加希望者 3 名、練習曲：ツリー点火祭 賛美「荒野の果てに」、「おほしがひかる」、讃美歌「きよしこの夜」
 - iv) 学内のチャペルアワーおよび式典等における賛美：クリスマスツリー点火祭 11/30(月)区分②・12/7 区分①。※COVID-19 感染症拡大防止のため、上記以外のチャペルアワー・諸行事での賛美中止。
 - v) 広報勧誘活動：短大サイト・インスタグラムにて、動画・写真により 活動紹介。※COVID-19 感染拡大防止のため、1 年生の募集停止、例年の勧誘・広報活動は中止。
 - (4) 令和 2 年度活動のまとめ
 - i) COVID-19 感染拡大防止による活動自粛。令和 2 年度 4 月～令和 2 年度末 現在まで、政府感染症対策本部・文科省等による通知・Q&A 等により、「感染症対策を講じてもなお感染の可能性が高い学習活動については、当分の間、これを行わないようにしてください。音楽科における狭い空間や密閉状態での歌唱指導や身体の接触を伴う活動」との注意喚起が繰り返しあつたため、令和 2 年度はチャペルアワー・諸行事での賛美・定期練習を自粛した。また活動予定がない為、1 年生メンバーの募集を停止した。
 - ii) 学生部主催「遊ぼう・学ぼうキャンパスライフアワー」内の企画「プレ聖歌隊活動」。2 年生メンバーからの活動を懐かしむ声に応え、次年度以降の活動への繋がりとなることを願い、「プレ聖歌隊活動」として、1 年生の参加も募集した。2 年生メンバー 11 名（8 月現在）1 年生 4 名の参加者を得て、和泉クラーク・ホールの内周を活用する広いスペースにて活動を行った。
 - iii) クリスマス礼拝 ツリー点火祭賛美：11/30(月) 分散②・ 12/7(月) 分散①礼拝時間の短縮・三密回避のため、クリスマスツリー点火祭（聖歌隊）クリスマス礼拝（ハンドベル）に分担して賛美を行うことができた。学生の積極的な参加希望により、11/30・12/7 両日共に 聖歌隊全メンバー（含 1 年生 3 名）が参加した。寒い季節であったが換気し、各自の間隔を前後左右 2m 空けることで、飛沫感染の危険を回避した。和泉クラーク・ホール内の多くのスペースを確保して、のびのびと歌唱することが出来た。

(5) 令和3年度の課題

- i) 本学の教育活動全体が、令和元年度2月からCOVID-19の影響を大きく受けた。特に感染の危険が大きいとされる歌唱活動については、引き続き令和3年度も、例年の活動を展開することは不可能な状況が続くと予想される。やむをない社会情勢とはいえ、約10年間継続した改革を経て、メンバーの増加と積極的な参加・活動内容の拡大・勧誘方法の確立など充実した成果が見えてきたことを受け、指導者の世代交代などを視野に、ますますの充実を目指す時期を迎えていただけに、活動の縮小を余儀なくされたことが非常に残念である。
- ii) 賛美・歌唱活動の機会を検討。正規の聖歌隊メンバー0名からの新年度スタートとなる。令和3年度前期は、COVID-19拡大防止のための分散登校が継続され、未だ感染の心配が続くため、積極的な活動は難しい状況が続くが、令和2年度の「学ぼう遊ぼうキャンパスライフアワー」のようなプログラムによる賛美・歌唱活動の機会を検討したい。
- iii) 常設練習日の変更。令和3年度からの授業時間105分化・時間割変更に伴い、常設活動日（水曜日2限キャンパスライフアワー）が変更される。各委員会・グループミーティングとの重複が予想されるため、以前の活動時間の重複による不安定な参加状態に戻ってしまうことを避け、メンバーの安定した練習参加が可能となるよう、宗教委員会のご協力を賜り、各委員会と調整し、練習時間を設定することを目指す。
- iv) メンバーの勧誘・広報活動。例年の勧誘活動（サークル勧誘DAY、礼拝後の紹介、練習日の学内アナウンス、活動紹介パンフの掲示と配布、授業での声掛けの工夫など）の実施は難しいと予想されるため、動画や写真を活用した令和2年度までの活動紹介などを実施しながら、後期を目標に新1年生メンバーの勧誘を企画し、クリスマス礼拝・卒業関連行事の賛美を目指したい。
- v) 例年は下記のような活動を実施していたが、令和2年度はCOVID-19により上記のように変更した。
- ① 学内のチャペルアワーおよび式典等における讃美
 - ・入学式、イースター礼拝、創立記念礼拝、前期終了感謝礼拝、召天者記念礼拝、クリスマスツリ一点火祭、クリスマス礼拝、後期終了感謝礼拝
 - ・入学前教育終講式、卒業・修了感謝礼拝、学位記授与式
 - ・クリスマスコンサート 12月第1週土曜日
はっぴい・宗教部共催。ハンドベルクワイア、I.C.Fと共に、クリスマスコンサートでの讃美。
 - ② 広報勧誘活動
 - ・新入生オリエンテーション・サークル勧誘デイ・始業礼拝・チャペルアワーでの一言紹介
 - ・ウェブサイト・オープンキャンパス・入学案内冊子における動画・写真・活動紹介
 - ③ 練習
 - ・定期練習：毎週水曜キャンパスライフアワー(2限)後半 ※昼休みを含む場合もあり。
 - ・秋季集中練習 ・クリスマス前練習 ・1年生春期集中練習
 - ④ 親睦会など
 - 4月：サークル勧誘、5月宗教部ウェルカムパーティー、6月：2年生教育実習終了&1年生歓迎サンドイッチパーティー・9月：サマーパーティー、12月：クリスマスランチパーティー・3月お別れパーティー
 - ⑤ハンドベルクワイア9名（1年生：6名、2年生：3名）。ハンドベル授業履修者による活動。チャペルアワーでの讃美（前期終了感謝礼拝、召天者記念礼拝、クリスマスツリ一点火祭、クリスマス礼拝）、学内その他（4/1入学式、12/7はっぴいクリスマスコンサート）

(2) コンサート

COVID-19 感染予防のため、12/5 に予定していた「はっぴいクリスマスコンサート」、を中止。2/27 に予定していた「和泉スプリングコンサート」を中止とした。令和 3 年度の実施に向けて準備し、専門家の演奏を通して地域の方々との交わりを深めるこのような取り組みを、地域密着型の短期大学として今後も継続していく。

[テーマ 基準 I -B 教育の効果]

<根拠資料>

提出資料

- 1 学びのハンドブック
- 2 2020 年度学校法人和泉短期大学基本構想（理事長・学長・事務局長）
- 3 【建学の精神】【教育理念】
- 4 令和 2 (2020) 年度事業報告書
- 5 令和 3 (2021) 年度事業計画書
- 20 学習成果の記録シート
- 22 全教員打ち合わせ会プログラム
- 18-①入学案内書 令和 2 (2020) 年度入学者用
②入学案内書 令和 3 (2021) 年度入学者用
- 7 2018 年度生（平成 30 年度）保育士資格・幼稚園教諭二種免許に関する科目一覧表（旧カリキュラム）
- 8 2019 年度生・2020 年度生（令和元年度・令和 2 年度）保育士資格・幼稚園教諭二種免許に関する科目一覧表（新カリキュラム）
- 9 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）
- 10 令和 2 (2020) 年度シラバス
- 11 シラバス執筆要綱

備付資料

- 11 和泉短期大学創立 60 周年記念誌

[区分 基準 I -B-1 教育目的・目標を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているか定期的に点検している。

<区分 基準 I -B-1 の現状>

本学では、建学の精神を基盤とする教育理念と、スクールモットーを定めており、これらは、法人事業計画・事業報告、学びのハンドブック（全学生に配布）、入学案内（受験生等に配布）、全教職員、理事、監事、評議員に配布している法人基本方針、本学ウェブサイトなどにて学内外に公表・周知されている。また、学びのハンドブックにおいて、学生向けメッセージ「子どもの権利を守ることのできる大人になってほしい — それが私たちの願いです」を明示している。なお、教育理念及びスクールモットーを実現するための教育課程の編成については、社会的変化等に機敏に対応すべく常に見直しを検討している。平成27年度に以下の教育理念に更新し、平成28年度より実施している。

<提出-1・2・3・4・5><備付-11>

【スクールモットー】

「愛と奉仕」「あなたがたの光を人々の前で輝かしなさい。」聖書：マタイによる福音書第5章16節

【教育理念】（平成28年2月教授会承認）

本学は、建学の精神であるキリスト教信仰に基づき、

スクールモットーである愛と奉仕を実践する人、

地域社会のあらゆる局面で積極的な貢献を成し得る人、

保育・福祉専門職として謙虚に学び続ける意志をもつ人への実力養成教育を授ける。

[区分 基準 I -B-2 学習成果（Student Learning Outcomes）を定めている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

<区分 基準 I -B-2 の現状>

本学は、保育士養成課程・幼稚園教諭養成課程を教育の中心とする、保育（教育）・福祉専門職養成に特化した大学である。このため、本学における学習成果は、保育（教育）・福祉専門職としての資格・免許（保育士資格、幼稚園教諭二種免許、社会福祉主任用資格）の取得として具現化される。なお、保育（教育）・福祉専門職養成の充実を図るために本学の取り組みとして、本学の教育成果の一つとして位置づいている「保育者に求められる5つのコンピテンシー（能力）の向上」を目指したアンケート調査を1年・2年前期終了時に行い、学生の学習状況の把握と課題のあり方を分析し、その結果をウェブサイトなどにおいて学内外に公表してきた。学習効果（教育効果）の可視化を図る上で、学生の理解が得られやすいようにさらに具体化を図り、学生の学習省察を促進するよう「学びの筋に沿った授業科目と和泉10の力」として再構成し令和2年度より実施したが、令和2年4月発令の緊急事態宣言、及び解除後のCOVID-19感染拡大下の授業運

當のため、実質的な成果の可視化ができなかった。<提出-1・20>

【保育者に求められる5つのコンピテンシー（能力）の向上】

①基礎学力・基礎体力(生活習慣)

[取組み・目指す姿] 文章力・読解・知識を身につけ、健康・スケジュール管理に努める

②自ら考える力

[取組み・目指す姿] 授業や実習を通して課題に取り組み、考察する力を身につける

③自ら行動する力

[取組み・目指す姿] 学習シートの取り組みや、ボランティア体験を通して、保育・生活技術を身につけ、保育者としてのマナーについても学ぶ

④コミュニケーション能力

[取組み・目指す姿] 子どもの世話・遊び・教育を提供する力を身につけ、子ども・保護者とコミュニケーションがとれる

⑤実践する力

[取組み・目指す姿] 授業・実習・ボランティア活動で学んだ保育内容を実践する

【学びの筋に沿った授業科目と和泉の10の力】

I 教養		II 原理		III 知識・技能		IV 実践力				
和泉の力 1 礼節を重んじ良識ある行動ができる	和泉の力 2 人権の尊重	和泉の力 3 多様性の尊重	和泉の力 4 社会貢献	和泉の力 5 基礎学力	和泉の力 6 保育・福祉の知識と技能	和泉の力 7 コミュニケーション力	和泉の力 8 自ら考える力	和泉の力 9 自ら行動する力	和泉の力 10 実践する力	
和泉の力 1 礼節を重んじ良識ある行動ができる	和泉の力 2 人権の尊重	和泉の力 3 多様性の尊重	和泉の力 4 社会貢献	和泉の力 5 基礎学力	和泉の力 6 保育・福祉の知識と技能	和泉の力 7 コミュニケーション力	和泉の力 8 自ら考える力	和泉の力 9 自ら行動する力	和泉の力 10 実践する力	
保育・福祉の実践者としてふさわしい、挨拶、礼儀、マナー、言葉遣いを身につけ、信頼される人になる	建学の精神を基調として、高い倫理観を培う。子どもや利用者の人権を尊重し、より豊かな人生をささえることができる	さまざまな人々が共生する社会の実現に向け貢献できる	思いやりの心で子どもや利用者に寄り添い、地域や社会の保育・福祉の発展に寄与できる人材として活躍できる	文章表現力、読解力、数的推理を身につけ、健康・スケジュール管理に努めることができる	保育・福祉に関するさまざまな知識と技能を習得する	コミュニケーション力、読解力、数的推理を身につけて、他者の気持ちに寄り添い、受容と共感をして支援することができる	課題に対し、身につけた知識や技能をもとに、情報収集や判断・分析ができる。多角的な視点から主体的に考えることができる	各科目での学修の取組やボランティア活動等を通じて、保育・生活技術を身につけ、自らの考えに基づき主体的に行動することができる	授業、実習、ボランティア活動等で学んだことを生かし、保育・福祉の実践現場のニーズに合わせ保育内容を実践し、振り返ることができる	

資格取得は、本学教育における一つのゴールではあるが、建学の精神、教育理念、スクールモットーに示されるキリスト教精神に基づく教育により「地域社会のあらゆる局面で積極的な貢献を成し得る人、保育・福祉専門職として謙虚に学び続ける意志をもつ人への実力養成」を施すなかで、「円満な人格と豊かな情操」（学則第1条）をも兼ね合させた保育（教育）・福祉専門職の養成こそが本学における学習成果である。

なお、保育士養成課程等検討会による「保育士養成課程等の見直しについて」（平成29年12月4日）を受けて、「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」の一部改正により平成30年度に保育士養成課程を点検した。また教育職員免許法改正に伴う教職課程の再課程認定を通して、平成30年度に幼稚園教諭養成課程を点検している。<提出-7・8>

<区分 基準I-B-2の課題>

本学における学習成果を、資格・免許取得上必要な価値・知識・技術の修得だけではなく、豊かな人間性を涵養する点に重点を置く必要があり、そのための教育態勢を築く必要がある。また、カリキュラムマップを基にディプロマ・ポリシー(DP)・カリキュラムポリシー(CP)と「和泉の10の力」、及び「基礎力リサーチデータ」を、本学における教育の総体として、どのようにその効果や関連性を測定し、学生の学びの道筋の指標となるように可視化していくかはさらなる課題であり、今後より具体的な検討を図る必要がある。<提出-1><備付-27>

[区分 基準I-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受け入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。
- (2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。
- (3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。
- (4) 三つの方針を学内外に表明している。

<区分 基準I-B-3の現状>

本学では、平成27年から平成28年に三つの方針と教育目標を再整備するにあたって、学生の学ぶ過程を重視し、次のようなプロセスにて検討を行った。

①建学の精神の再解釈と共に理解、②入学者受け入れ方針の見直しと更新、③カリキュラム編成方針の見直しとカリキュラムマップの作成、④学位授与方針の更新。

令和2年度は学生の学ぶ過程に沿って再編成した三つの方針案を、教授会等で議論を重ね、連続性を担保しつつ構造的に策定し直し学内外に公開している<提出-9>。

また各科目のシラバスには、上記③、④における科目の位置づけ明示する欄を設け、各科目担当者に③、④との接続性も踏まえた授業内容になるよう促している。<提出-10・11>

専任教員には、上記①～④に立ち返りつつ教育活動が実施されるよう各種常設委員会の4月開始時に確認し合っている。

一方、非常勤講師においては、上記②～③を構造的に理解できても、①を含めた一体的な理解に至るのは難しいと思われる。今後は、本学が独自に行っている非常勤講師も含めた「全教員打ち合わせ会」のみならず、文書等で共通理解が得られるよう工夫が求められる。<提出-2・4・5・22>

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の課題>

「教育理念」と「スクールモットー」の日々の教育・学生支援において、どのように具体化していくのかを、教職員一人ひとりが実践する。

教育の質の改善に向けた諸種の取組みを、PDCAサイクルによって着実に進めていくようFD研修会を通じてその仕組み作りを図る。

本学における学習成果を、資格・免許取得上必要な価値・知識・技術の修得だけではなく、豊かな人間性を涵養する点に重点を置く必要があり、そのための教育態勢を築く必要がある。また、カリキュラムマップを基にディプロマ・ポリシー(DP)・カリキュラムポリシー(CP)と「和泉の10の力」、及びアセスメントテスト(基礎力リサーチ)データを、本学における教育の総体として、どのようにその効果や関連性を測定し、学生の学びの道筋の指標となるように可視化していくかはさらなる課題であり、今後より具体的な検討を図る必要がある。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の特記事項>

本学では、令和2年3月18日(水)に「求められる大学教育の質的転換と本学の取り組み方向性と具体案」をテーマにFD研修会を開催した、その中で、「令和2年度学びの筋に沿った授業科目と和泉の10の力」を共有し、本学の教育の効果によって学生に身につけてほしい項目を10の力としてまとめた。令和2年度以降、入学時・1学年終了時・卒業時に、アセスメントテスト(基礎力リサーチ)やセメスターごとの自己診断などを通して、それぞれの学生の学習成果の可視化とともに、教員ポートレートを導入し、各教員の教育効果の可視化に努めるよう計画している。

[テーマ 基準 I-C 内部質保証]

<根拠資料>

提出資料

- 12 自己点検・評価委員会規程
- 13 学校法人和泉短期大学内部質保証方針
- 14 カリキュラムツリー2020
- 1 学びのハンドブック

11 シラバス執筆要綱

備付資料

- 12-①平成 30（2018）年度自己点検評価報告書
- ②令和元（2019）年度自己点検評価報告書
- ③令和 2（2020）年度自己点検評価報告書
- 13 和泉短期大学の 3 つのポリシーを踏まえた取り組みの点検・評価について
- 14 日本格付研究所格付情報
- 15 授業に対する意見調査
- 35 授業担当科目自己点検・評価報告書
- 16 オフィスアワー等一覧
 - ①専任教員授業時間・研究日・オフィスアワー一覧
 - ②授業内容等の学生からの問い合わせ・相談への対応について（非常勤講師のオフィスアワー）
- 17 いっしょに子育て ①創刊号、②第 2 号、③第 3 号

備付資料-規程集

- 2 和泉短期大学自己点検・評価委員会規程

[区分 基準 I -C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 定期的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

<区分 基準 I -C-1 の現状>

本学は、自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。平成 8 年度に和泉短期大学自己点検・評価委員会規程を制定し、以来、令和元年度までに 24 回（そのうち 1 回は相互評価、及び 2 回は短期大学基準協会の実施する第三者評価）にわたり自己点検・評価報告を実施している。また、同規程第 8 条（8）に評価報告書の公表を明記しており、本学関係者に公表されている。

<提出-12・13><備付-12-①・②・③><備付規程集-2>

【本学における自己点検・評価の取組み】

報告書年度	報告書発行年月日	内容（評価領域・項目・観点・基準等）
平成 8 年度	平成 9 年 6 月 30 日	和泉短期大学独自の評価項目：59 項目
平成 9 年度	平成 10 年 6 月 15 日	和泉短期大学独自の評価項目：62 項目
平成 10 年度	平成 11 年 7 月 21 日	和泉短期大学独自の評価項目：60 項目
平成 11 年度	平成 12 年 5 月 31 日	和泉短期大学独自の評価項目：61 項目
平成 12 年度	平成 13 年 7 月 1 日	同上
平成 13 年度	平成 14 年 7 月 10 日	和泉短期大学独自の評価項目：63 項目
平成 14 年度	平成 15 年 6 月 10 日	同上
平成 15 年度	平成 16 年 3 月 31 日	(大阪キリスト教短期大学と相互評価)
平成 16 年度	平成 17 年 10 月 24 日	財団法人短期大学基準協会 10 領域・32 項目・144 観点
平成 17 年度	平成 18 年 10 月 25 日	同上
平成 18 年度	平成 19 年 6 月 28 日	同上(平成 19 年度第三者評価のための報告書)
平成 19 年度	平成 20 年 12 月 1 日	同上(平成 19 年度第三者評価の機関別評価結果を付記)
平成 20 年度	平成 21 年 3 月 24 日	同上
平成 21 年度	平成 22 年 3 月 23 日	同上
平成 22 年度	平成 23 年 3 月 30 日	同上
平成 23 年度	平成 24 年 3 月 30 日	一般財団法人短期大学基準協会 基準 I ~IV
平成 24 年度	平成 25 年 10 月 30 日	同上
平成 25 年度	平成 26 年 6 月 25 日	同上 (平成 26 年度第三者評価のための報告書)
平成 26 年度	平成 27 年 3 月 30 日	同上 (平成 26 年度第三者評価の機関別評価結果を付記)
平成 27 年度	平成 28 年 3 月 27 日	同上
平成 28 年度	平成 29 年 3 月 15 日	同上
平成 29 年度	平成 30 年 3 月 1 日	同上
平成 30 年度	令和元年 1 月 31 日	同上
令和元年度	令和 2 年 9 月 30 日	同上

[区分 基準 I-C-2 教育の質を保証している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のための PDCA サイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

<区分 基準 I-C-2 の現状>

本学は学校教育法、短期大学設置基準に則り適正に運営されている。また、関係諸法令に変更等が生じた際には、おもに教育に関わる学内組織である教務委員会の委員が通知を精読したり研修を受けたりして正しく理解したうえで、その内容を学内教職員に周知している。

教育の質向上・充実に向けては、教科目ごとに実施する授業に対するアンケート調査を起点とした仕組みを整えている。なお、本アンケートの内容検討は毎年行っている。

<備付-15>

- ①受講した学生からの意見を多角的に聞くために、授業に対する無記名アンケート調査を各教科目で実施する（既定は 17 項目。教員が任意に数項目設定することが可能。いずれも「強くそう思う」から「全くそう思わない」までの 4 段階評価）。
- ②回収されたアンケートを教育・学習支援ユニット職員がコンピュータ処理し、各質問項目を平均値データ化して担当教員に結果を通知する。
- ③データを受け取った教員は確認し、結果に基づき、授業担当科目自己点検・評価報告書に工夫すべき点や授業運営の見直しのポイントなどを記載し職員に提出する。
- ④授業担当科目自己点検・評価報告書は、学期ごとにファイリングのうえ本学図書館において公開し、本学の関係者は閲覧できるようにしている。<備付-35>

なお、このアンケート調査については、適宜点検・精査を図っており、平成 25 年度と平成 30 年度、及び令和 2 年度にそれぞれ回答方法や質問項目を変更・改善している。

また、「この分野の知識あるいは技能が深まった」などの項目が存在することから、上記の仕組みと合わせ、重層的に学習成果を図ることに資する取り組みであると言える。

学生には、専任教員授業時間・研究日・オフィスアワー一覧<備付 16-①>を提示するとともに、令和 2 年度より授業「授業内容等の学生からの問い合わせ・相談への対応について（非常勤講師のオフィスアワー）」<備付-16-②>を作成し、専任教員による通常のオフィスアワーでの対応内容とは差別化し、非常勤講師を含め、授業内容計画以外での学習相談等の実績の報告を依頼し、単なる授業内容の伝達効果にとどまらず、全人格的教育の効果の調査を図る。ただし本年度は、COVID-19 感染予防のためのカリキュラム、及び運営方法の変更により、明確な報告のまとめには至らなかった。

<テーマ 基準 I-C 内部質保証の課題>

本学の自己点検・評価委員会規程第 9 条には「自己点検・評価に基づいて改善が必要

であると指摘する事項については、学長及び関係部局は、できるかぎり速やかにその改善に努めなければならない」と明記している＜備付-12-①・②・③＞。短期大学を取り巻く状況が厳しさを増すなか、自己点検・評価を通して浮かび上がった事項については全学的課題として捉え、学長のリーダーシップのもと果断に改善を図る必要がある。その結果を大学運営に生かすとともに、積極的に公開し大学の社会的責任を果たしていく必要がある。

学生による評価(授業に対するアンケート調査)を単に数値化することにとどまらず、その評価を個々の教員が真摯に受けとめて、より質の高い授業展開に生かす不斷の努力が必要となる。また、科目担当者が個々の振り返りに勤めることにとどまらず、取り組みと評価を積極的に教員間で共有し、本学全体の教育の質向上のために生かしていくことが求められている。

学長から任命された自己点検・評価報告書作成ワーキンググループ委員が、学内セクションの責任者に自己点検・評価を依頼した。項目が多岐にわたるため回答が遅れることがあった。これらの迅速化は課題として残っている。また、単に自己点検・評価報告書を作成するための作業に止まらず、大学運営の改善に資する課題を明確化し、次年度に着実に生かしていくことが求められている。

教育の質向上・充実に向けては、上記の①～④に加え、教員相互の授業公開・授業参観の仕組みがあるものの、学生対応などに時間を取られる教員も多く公開や参観の実施回数が少ない現状がある。個々の教員が意識して相互の点検を活性化させ、さらなる質向上・充実を図る必要がある。

＜テーマ 基準 I-C 内部質保証の特記事項＞

本学は児童福祉施設職員の現任訓練を目的として建てられた。法人の創立 60 周年事業の一環として、建学の精神である「キリスト教信仰に基づく教育と人格形成」を具現化するため、平成 29 年度に児童福祉研究室を設立し 4 年目を迎えた。研究室のおもな目的は次の 3 点である。

- ①保育、福祉に関する研究および研修会・講演会の開催
- ②本学の教育研究活動に基づく地域保育・福祉に寄与する刊行物の発行
- ③地域住民を対象とした保育・福祉に関する相談支援

平成 30 年度には、年 1 回の定期刊行物として「児童福祉研究 いっしょに子育て」を創刊した。そこでは本学教員の専門性に基づき、子育てに関する情報を親しみやすい形で提供しており、第 2 号(令和元年度)に続き、令和 2 年度は第 3 号を発行した。今日、核家族化や共働き家庭の増加など、子育て中の親は大きな不安や負担を感じている。また、一人親家庭や親がいても社会的養護を必要としている子どもも少なくない。一方、幼児教育の無償化により保育者不足が顕在化するなど、子どもや子育てを取り巻く問題は多岐にわたる。こうした状況に鑑みて、地域密着を旨とする本学が「児童福祉研究 いっしょに子育て」を通して地域の子育てを支援するとともに、今後は保育・福祉に関する相談支援を行うなど、地域社会の保育・福祉に貢献する取り組みのさらなる充実を図

る。<備付-17-①・②・③>

<基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

平成26年の認証評価時の行動計画において、法人創立以来、堅持してきた建学の精神を、日々の教育・学生支援において具現化していくことを、一人一人の教職員が意識することが肝要であるとし、建学の精神の堅持は教職員からの働きかけのみならず、学生自身が本学の建学の精神を体現していくという双方向での取り組みが期待された。

また「建学の精神」、「教育理念」、「教育目標」、「保育者に求められる5つのコンピテンシー（能力）の向上」等の内容がやや抽象的であった。そのため、平成27年から平成28年にかけて、「建学の精神」について全専任教員、全専任職員、あるいは全専任教職員でさまざまなテーマのFD・SD研修を実施した。<提出-4>

さらに「教育目標」、「教育モットー」、「保育者に求められる5つのコンピテンシー（能力）の向上」が混在し理解しづらいため、これらを集約し具体的な内容「和泉の10の力」に変更し、カリキュラムマップの中に位置づけた。<提出-15>

- ①建学の精神の再解釈と共に理解、②入学者受け入れ方針の見直しと更新、③カリキュラム編成方針の見直しとカリキュラムマップの作成、④学位授与方針の更新、
⑤「和泉の10の力」として再編成。<提出-1>

また、学生の学ぶ過程に沿って再編成した3つの方針案を、教授会及び教務委員会などで議論を重ね、連続性を担保しつつ構造的に策定した。さらに、各科目のシラバスに上記③、④における科目の位置づけを明示する欄を設け、各科目担当者に③、④との接続性も踏まえた授業内容になるよう教員に促している<提出-9>。それに加え、学習効果（教育効果）の可視化を図る上で、学生に理解が得られやすいようにさらに具体化を図り、「和泉の10の力」として再構成し、学生の学習省察を促進するよう組み込むこととした。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

「建学の精神」という潜在的カリキュラムがどのように教育効果を上げているかを明確に記すことは難しい。礼拝にて主の祈りを捧げること、礼拝のメッセージなど、学生の人格形成のみならず教職員の生き方にも影響を与えている。また、学生は卒業必修科目である「キリスト教概論」、「キリスト教保育」その他の学びを通じてキリスト教精神に基づくスクールモットーの意味を受容しつつ、他のすべての教科目に通底する精神性を理解してきている。

これら建学の精神の効果は、卒業後の生活により現れるものと思われるため、この教育効果を顕現化するためには、在学生はもとより、卒業生への調査内容を十分意見を加えて図り、分析し、より良い教育効果が現れるような実施内容を模索するPDCAサイクルを構築することが必要である。

自己点検・評価報告書の作成にあたり、内部質保証のループリックを検討し自己点検・評価活動などの実施体制を確立し、全教職員で教育の質保証に取り組んできた。今後は、カリキュラムマップ「学びの筋に沿った授業科目」と「和泉の10の力」の内容の共有と周知を徹底し、建学の精神に基づく教育の効果の可視化に一層努めていく。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

様式 6—基準Ⅱ

[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

<根拠資料>

提出資料

- 1 学びのハンドブック
- 9 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）
- 2 2020年度学校法人和泉短期大学基本構想（理事長・学長・事務局長）
- 3 【建学の精神・教育理念】<https://www.izumi-c.ac.jp/introduction/outline/spirit/>
- 4 令和2（2020）年度事業報告書
- 5 令和3（2021）年度事業計画書
- 15 和泉短期大学学則
- 10 令和2年度シラバス
- 11 シラバス執筆要綱
- 16 アクティブラーニングのための授業工夫に関する調査
- 17 「キャリアデザインⅠ」及び「キャリアデザインⅡ」シラバス
- 18-①入学案内書 令和2（2020）年度入学者用
②入学案内書 令和3（2021）年度入学者用
- 19-①募集要項 令和2（2020）年度入学者用
②募集要項 令和3（2021）年度入学者用
- 20 学習成果の記録シート
- 21 2020年度生用実習ルールブック

備付資料

- 19 入試広報情報 <https://www.izumi-c.ac.jp/>
- 20 神奈川県委託訓練「専門人材育成コース」選考書式
- 21 入学者選抜評価票
- 31 和泉短期大学入学前教育配布資料、課題、テキスト
- 22 2020年度進学説明会プログラム
- 23 入試広報動画等実績報告書
- 24-①和泉短期大学研究紀要 第39号
②和泉短期大学研究紀要 第40号
③和泉短期大学研究紀要 第41号
- 25-①和泉短期大学教職研究 第2号
②和泉短期大学教職研究 第3号
③和泉短期大学教職研究 第4号
- 26 漢字テスト
- 27 基礎力リサーチ問題冊子・実施結果

- 28 和泉短期大学卒業生の「離職状況」及び「教育の成果と効果」調査について
<https://www.izumi-c.ac.jp/wp-content/themes/izumi/assets/images/introduction/outline/gakkoukyouikuhou172/survey2020-r2.pdf>
<https://www.izumi-c.ac.jp/wp-content/themes/izumi/assets/images/introduction/outline/gakkoukyouikuhou172/survey2020-r3.pdf>
- 29 和泉短期大学卒業生雇用に関する満足度調査
<https://www.izumi-c.ac.jp/wp-content/themes/izumi/assets/images/introduction/outline/gakkoukyouikuhou172/survey2020-r1.pdf>
- 30 和泉短期大学ポートフォリオ（学習成果の記録シート含む）
- 32 実習ステップブック
- 33 実習の記録
- 34 実習・実習指導実施要領－実習指導のミニマムディマンド－

[区分 基準Ⅱ-A-1 学科・専攻課程ごとの卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。
 - ①卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。
- (2) 卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
- (3) 卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

＜区分 基準Ⅱ-A-1 の現状＞

本学は学校教育法による学位「短期大学士」を授与している。学位授与は、本学の建学の精神、教育の理念、スクールモットーを基盤とし、一定の社会的通用性を有するディプロマ・ポリシーによってなされ、本学ウェブサイト、学びのハンドブック、募集要項などを通じて学内外に公表している。<提出-1・3・9・19-①②>

令和2年度から運用を開始する新たな学位授与方針について、法人内だけでなく、関係機関に適切かつ積極的に周知し、理解を深めていく。<提出-2・3・4・5>

【卒業認定・学位授与の方針】令和2年度版

本学の建学の精神（キリスト教信仰に基づく教育と人格形成）、スクールモットー（愛と奉仕）に基づくカリキュラムを履修して、卒業に必要な所定以上の単位を修得し、下記の要件を満たす学生に対し、短期大学士（児童福祉学）の学位を授与します。

- 1.保育・福祉に関する基礎的な学修を通して、基礎学力、幅広い教養、礼節を身につけ、多世代にわたる人々の人権を尊重できる。
- 2.保育・福祉に関する専門的な学修を通じて、多様な人々を支える社会の理念・仕組みについての原理を理解している。
- 3.保育・福祉の専門的な価値観、知識・技能を修得し、自ら考える力、自ら行動する力、コミュニケーション能力を身に附けている。
- 4.保育・福祉の専門職として多角的な視点をもち、共生社会の実現に向けて主体的かつ自律的に学び続け、愛と奉仕の精神を実践できる。

【学位授与方針の各方針に関する具体的な明示方法及び規定】

方針 1	<ul style="list-style-type: none"> ・学則第 19 条（卒業の認定）の規定 卒業に必要な単位は、教養教育科目 10 単位以上（卒業必修 8 単位含む）と専門教育科目 52 単位以上（卒業必修 6 単位含む）の計 62 単位以上 ・資格取得要件 [保育士資格取得] 卒業要件を満たし教養科目 10 単位以上と専門必修科目 58 単位以上及び専門選択科目 4 単位以上 [幼稚園教諭二種免許取得] 卒業要件を満たし教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目 8 単位以上と教科に関する科目 4 単位以上及び教職に関する科目 27 単位以上 等
方針 2	<ul style="list-style-type: none"> ・学びのハンドブックに、①単位の条件、②評価方法、③成績評価を明記
方針 3	<ul style="list-style-type: none"> ・学びのハンドブックに「『子どもの権利』を守ることのできる『おとな』になってほしい — それが私たちの願いです」（学生へのメッセージ）として明記 ・独自科目の設置「子どもの権利」（保育士資格必修） 等
方針 4	<ul style="list-style-type: none"> ・学びのハンドブックに「『子どもの権利』を守ることのできる『おとな』になってほしい — それが私たちの願いです」（学生へのメッセージ）として明記 ・独自科目の設置「キリスト教概論」（卒業必修）、「キリスト教保育」（卒業必修） 等

[区分 基準Ⅱ-A-2 学科・専攻課程ごとの教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
- (2) 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。
 - ① 短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。
 - ② 学習成果に対応した、授業科目を編成している。
 - ③ 単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。
 - ④ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。
 - ⑤ シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。
 - ⑥ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。
- (3) 教育課程の見直しを定期的に行っている。

<区分 基準Ⅱ-A-2 の現状>

本学では、建学の精神、教育理念、スクールモットーを基盤とするカリキュラム・ポリシーを定め、本学ウェブサイト、学びのハンドブック、募集要項などを通じて学内外に公表している<提出-1・3・9・19-①②>。なお、教育課程編成の方針及びそれに基

づく教育課程の編成については、専門職養成教育の質の向上に留意し、教務委員会、部長会、教授会、学内運営協議会等において随時、点検・見直しを行い、本学の教育課程を以下の4つの柱（科目群）に整理し、令和2年度から実施し、学習効果の可視化を視野に入れた変更と共にカリキュラムマップの再構成を図った。<提出-2・4・5>

【教育課程の編成・実施の方針】の4つの柱 (CP=カリキュラム・ポリシー) 令和2年度版

本学は、I 教養、II 原理、III 知識・技能 IV 実践の4科目群を配置しています。

- I 教養は、キリスト教の精神を踏まえて、人々の権利を護り共に生きる人としての価値観を養うための科目
- II 原理は、多様な人々を支える社会の理念・仕組みについての学びを通して、愛と奉仕を実践する人間観を養うことができる科目
- III 知識・技能は、子どもと子どもを取り巻く環境を知り、様々な支援の内容と方法に関する専門的な知識と技能を身につけることができる科目
- IV 実践は、身につけた価値観・知識・技能を現場に即して実践し、共に成長する体験を積む中で学び直し、キャリア形成の基礎を培うことができる科目

教育課程の編成・実施の方針に基づき、教育課程は本学学則第18条（授業科目）に規定されている。本学における学習成果の一つは、保育（教育）・福祉に関わる専門職としての免許・資格の取得が挙げられる。よって本学の教育課程は、保育士養成課程と幼稚園教諭二種免許養成課程に関わる科目を中心に体系的に編成されている。教育課程は、「教養教育科目」と「専門教育科目」に分けられている。

【令和2年度生】

【教養教育科目の概要】 (10科目・16単位)

- ・卒業必修科目：「キリスト教概論」(2単位)、「キリスト教保育」(2単位)、「キャリアデザインⅠ」(2単位)、「キャリアデザインⅡ」(2単位)合計8単位
- ・卒業必修科目以外の教養教育科目的設置科目と単位数：6科目8単位
このうち5科目は資格・免許取得必修であり、自由選択科目は「パイプオルガン入門」(2単位)のみ

【専門教育科目の概要】 (60科目・87単位)

- ・卒業必修科目：「保育原理」(2単位)、「子ども家庭福祉」(2単位)、「社会福祉」(2単位)合計6単位
- ・卒業必修科目以外の専門教育科目的設置科目と単位数：57科目・81単位 このうち45科目は資格・免許取得必修であり、自由選択科目は「障がい者福祉論」(2単位)ほか合計13科目16単位

【児童福祉学科教育課程令和2年度 開講授業科目一覧】

分 野		教科目名	講義	演習	実習 実技	1年 前期	1年 後期	2年 前期	2年 後期	備 考	
教養教育科目	外国語、体育以外の科目	キリスト教概論	2		○						
		キリスト教保育	2		○						
		日本国憲法	2					○			
		パワーオルガン入門※	2				○			※非開講	
		キャリアデザイン I	2		← →					15回	
	外国語	キャリアデザイン II	2				○				
		英語コミュニケーション I	1			○					
	体育	英語コミュニケーション II	1				○				
		体育理論	1					← →		7.5回	
		体育実技		1						22.5回	
専門教育科目	保育の本質・目的に関する科目	保育原理	2		○						
		教育原理	2				○				
		子ども家庭福祉	2			○					
		社会福祉	2		○						
		子ども家庭支援論	2					○			
		社会的養護の原理	2		○						
		保育者論	2				○				
	保育の対象の理解に関する科目	教育政策と社会(児童の権利)	2				○				
		保育の心理学	2		○						
		子ども家庭支援の心理学	2		○						
		子ども理解と保育	1			○					
		子どもの保健	2		○						
		子どもの食と栄養 I	1			○					
		子どもの食と栄養 II	1			○					
		障がい者福祉論	2			○					
		高齢者福祉論	2			○					
		インターナショナル・フィールドワーク※	2		○	○	○			※非開講	
		教育・保育カリキュラム論	2			○					
		保育内容総論	1			○					
		保育内容「健康」	1		○						
保育の内容・方法に関する科目		保育内容「人間関係」	1		○	○					
		保育内容「環境」	1		○						
		保育内容「言葉」	1		○	○					
		保育内容「表現」	1		○	○					
		保育内容の総合的指導法「健康」	1		○	○					
		保育内容の総合的指導法「人間関係」	1			○					
		保育内容の総合的指導法「環境」	1				○	○			
		保育内容の総合的指導法「言葉」	1				○				
		保育内容の総合的指導法「音楽表現」	1		← →					隔週	
		保育内容の総合的指導法「造形表現」	1		○	○					
		保育内容の総合的指導法「身体表現」	1		○						
		乳児保育 I	2		○						
		乳児保育 II	1			○					
		子どもの健康と安全	1			○					
		特別支援保育 I	1			○					
		特別支援保育 II	1			○					
		社会的養護の内容	1			○					
		教育・保育相談の理論と方法	1			○	○				
		保育方法	2			○					
保育実習		手話	1				○				
		障がい児・者支援の方法	1			○					
		幼児教育と情報機器	2				○	○			
		リトシック※	1			○				※非開講	
		子どもと音楽	1		← →					30回(45分)	
		パワーオルガン	1					○			
		造形遊び I	1				○				
		造形遊び II	1					○			
		ハンドペル I	1		○						
		ハンドペル II	1			○					
		ハンドペル III	1				○				
		ハンドペル IV	1					○			
		保育実習指導 I	2		← →						
		保育実習 I(保育所)		2		○					
総合演習		保育実習 I(児童福祉施設)		2		○					
教育実習	保育実習指導 II	1				← →					
	保育実習 II(保育所)		2		○						
	保育実習 II(児童福祉施設)		2			○			どちらか1科目を選択必修		
	保育・教職実践演習(幼稚園)	2					○				
	教育実習		教育実習指導(幼稚園)		1	← →					
			教育実習(幼稚園)		4				○		

【保育士資格に関する科目一覧表（令和2年度）】

【幼稚園教諭二種免許に関する科目一覧表（令和2年度）】

免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する開設科目			備考
		本学で開講している 授業科目名称	単位数		
第66条 の6に定 められる 科目	日本国憲法	日本国憲法	2		
	体育	体育理論	1		
		体育実技	1		
	外国語コミュニケーション	英語コミュニケーションI	1		
		英語コミュニケーションII	1		
	情報機器の操作	幼児教育と情報機器	2		
領域及び保育内容の指導法に関する科目	小計		8	0	
	健康	保育内容「健康」	1		
	人間関係	保育内容「人間関係」	1		
	環境	保育内容「環境」	1		
	言葉	保育内容「言葉」	1		
	表現	保育内容「表現」	1		
		保育内容総論	1		
		保育内容の総合的指導法「健康」	1		
		保育内容の総合的指導法「人間関係」	1		
		保育内容の総合的指導法「環境」	1		
教材の活用方法(情報機器及び 保育内容の指導法を含む。)		保育内容の総合的指導法「言葉」	1		
		保育内容の総合的指導法「音楽表現」	1		
		保育内容の総合的指導法「造形表現」	1		
		保育内容の総合的指導法「身体表現」	1		
	小計		13	0	
大学が独自に設定する科目		キリスト教保育	2		
	小計		2	0	
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理	2		
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	保育者論	2		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	教育政策と社会(児童の権利)	2		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	保育の心理学	2		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援保育I	1		
	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	教育・保育カリキュラム論	2		
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育課程及び方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	保育方法	2		
	幼児理解の理論及び方法	子ども理解と保育	1		
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	教育・保育相談の理論と方法	1		
教育実践に関する科目	教育実習	教育実習(幼稚園) 教育実習指導(幼稚園)	4 1		
	教職実践演習	保育・教職実践演習(幼稚園)	2		
	小計		22	0	
合計			45	0	

【社会福祉主任用資格の取得に必要な科目（令和2年度）】

本学で開設する科目	社会福祉法第19条第1項「社会福祉に関する科目」
社会福祉	社会福祉概論
子ども家庭福祉	児童福祉論
保育原理	保育理論

厳格な成績評価は教育の質保証に不可欠である。本学における単位認定の条件、成績評価等は、学則に基づき定められ、学びのハンドブックに提示されている。<提出-1・

【単位認定の条件】

- ①当該授業科目について履修登録がなされていること。
- ②理由のいかんにかかわらず、半期科目(15回授業)で10回・通年科目(30回授業)で20回の出席日数を下回らないこと。遅刻・早退の扱いは、30分以上の遅刻・早退は欠席とし、30分未満は遅刻・早退とする。一度遅刻・早退すると「3分の1」回分の欠席となる三度で一回分の欠席として扱う。
- ③科目担当者の定める諸条件を満たしていること。

【評価方法】

評価の方法には次の種類がある ①筆記試験、②レポート試験、③実技試験、④その他

※試験に関する不正行為を行った者は、試験当該科目を失格とする。

【成績評価】

履修を登録し、試験に合格すれば単位が与えられる。

[成績の評価]

- | | |
|--------------|-----------------------|
| SA (90~100点) | 目標の成果が高く認められる、特に優秀な成績 |
| A (80~89点) | 目標の成果が認められる、優秀な成績 |
| B (70~79点) | 目標の成果が一応認められる成績 |
| C (60~69点) | 合格と認められる最低の成績 |
| D (59点以下) | 合格と認められない成績 |
| E (失格) | 出席日数の不足 |

※SA、A、B、Cは合格、D、Eは不合格。

また、学生の履修科目選択や日々の学習の手引きとなるシラバスは、本学ホームページに掲載され、次の項目が明示されている。<提出-10>

【シラバス内容】

- 1 ①授業科目名、②教員氏名、③学年、④開講学期、⑤授業形態、⑥単位数、⑦必修・選択の区別
⑧教員の実務歴
- 2 テーマ
- 3 ディプロマ・ポリシーとの位置付け
- 4 カリキュラム・ポリシーとの位置付け
- 5 授業の到達目標
- 6 授業の概要
- 7 テキスト、参考書
- 8 ポートフォリオの連携
- 9 往還型授業(双方向授業)の方法
- 10 成績評価方法
- 11 授業計画と各回授業外学習指示 (半期: 15回分、通年: 30回分、隔週通年 15回分)

シラバスに、平成28年度より「授業外指示」を明確に示し、学習促進に結びつくよう再編成した。令和元年度においては「シラバス執筆要綱」を作成し、授業・講義担当者の個性を担保しながらも、カリキュラム・ポリシーとの位置付け、ディプロマ・ポリシーとの関連性、学習内容や課題が担当者にも学生にも、明確に認識できるようなフォーマットに変更した<提出-11>。さらにポートフォリオ提供の有無と内容及び往還型

(双方向) 学習の内容と方法の欄を設け、アクティブラーニングを含め、これらを促進する意図を表示した＜提出-16＞。今後これらをどのように評価していくのか、アセスメントの工夫が求められる。授業における成績評価 (SA～E) の分布＜備付-50＞に、科目間のばらつきが生じている点を改善する必要がある。

さらに、必修科目と選択科目の配置のバランス、授業内容に応じたクラス規模、また選択科目を学生が履修しやすいよう今後も工夫を施す等の取組みが必要である。

[区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-3 の現状>

本学の建学の精神を学ぶためのキリスト教関連科目、語学・体育・音楽関連科目を開講している。キリスト教関連科目として「キリスト教倫理」（2年後期）を新設し、令和4年度後期から建学の精神や教育理念・スクールモットーに関わる学びの保証のさらなる充実を図る（令和3年3月、文部科学省に学則変更届出、令和3年4月学則改正）。

さらに独自の「キャリアデザインI」及び「キャリアデザインII」を設定し、社会人になる者としての幅広く深い教養を培うことを願い、1年生から2年生までの2年間を通じた授業を展開している。＜提出-17＞

教育課程において定められた各授業科目を担当する教員は、学位、保持する資格、教育実績、研究実績、実務経験等を総合的に勘案し配置している。また、幼稚園教諭二種免許課程では「教科に関する科目」及び「教職に関する科目」に専任教員各7名の配置が法令により定められているが、本学は規定通り配置している。

また、インターナショナル・フィールドワーク、手話、パイプオルガン、ハンドベル等、専門教育の中にも教養を培う科目を配置して専門教育との連関を担保している。これらにおいてもすべて授業に関する意見調査を実施し、学生のニーズ、社会のニーズに対応すべく教育内容の改善に取り組んでいる。なお、令和2年度はCOVID-19感染拡大防止の観点から、インターナショナル・フィールドワークを実施しなかった。

短期大学での保育者養成教育を実施する本学において、養成カリキュラムの単位数が多く過密なため、教育課程はゆとりのある教養科目の設置に至ってはいない。引き続き幅広く深い教養を身につける教育を展開しながら、その内容の吟味や効率化を検討する必要がある。

[区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は実際生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
- (2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

＜区分 基準Ⅱ-A-4 の現状＞

「キャリアデザインⅠ」及び「キャリアデザインⅡ」を設定し、社会人になる者としての幅広く深い教養を培うことを目的に、1年生から2年生までの2年間を通じた具体的な職業教育を展開している。<提出-17>

卒業後は9割以上の学生が、保育・福祉職に進むため、本学でのキャリア形成は「保育・福祉職」に視点においていた内容でカリキュラムを構成している。社会人として必要な資質、実生活に必要なマナーや様々なリテラシーの学習に始まり、保育・福祉の現場で勤務している卒業生の講話、就職活動に関する支援等の内容で構成している。

全ての回でレポートの作成を求め、担当アドバイザーがこれを点検し、授業内容や全体的構成から工夫が必要な場合は、教務委員会、あるいは学生委員会で社会的ニーズ、保育・福祉の現場のニーズに応じて検討し毎年内容を更新している。また授業アンケートも行い学生のニーズも踏まえた改善を図っている。

令和2年度はCOVID-19の流行により、「キャリアデザインⅠ」では対面授業が中止となった期間（4・5月）に取り組む自宅学習用ワークブック「まなびのことはじめ」<備付-18>を作成し、新入学生が本学での学びを理解し、保育・福祉職に進む準備段階として意欲を高めるよう促した。学生には担当アドバイザーがリモートにより質問を受けるなど対話をしながら進捗状況を確認した。対面授業開始後は例年通り「専門職としての成長」、「キリスト教の教えに基づく価値形成」、「市民・生活者としての視点の醸成」を柱とした内容で構成した。「キャリアデザインⅡ」においても、分散登校により講義と課題を組み合わせる授業形態となつたが、例年通り保育・福祉職への就職活動支援などの内容で構成した。

本学学生の主な進路先である保育・福祉領域のニーズに沿ったキャリア教育を推進していくため、保育・福祉領域の動向を常に注視して即応できるよう各協会や団体との対話を続けていく。また、学生の多様化に対応すべく授業内容を吟味したり、個別的な対応も充実を図ったりする必要性が増している。

〈キャリアデザインⅠ 授業内容〉

	項目	内容
第1回	専門職としての成長（準備）	「まなびのことはじめ」（新入生向け準備学習冊子）を通した学習
第2回		
第3回		
第4回		
第5回	専門職としての成長①	和泉での学びについて
第6回	市民・生活者としての視点の醸成①	知っておきたい労働法について
第7回	市民・生活者としての視点の醸成②	メディアリテラシーについて
第8回	専門職としての成長②	漢字テスト①/学びの成果
第9回	専門職としての成長③	基礎カリサーチ①（アセスメントテスト）
第10回	専門職としての成長④	召天者記念礼拝
第11回	専門職としての成長⑤	社会人マナー講座
第12回	専門職としての成長⑥	基礎力学力支援者によるお札状作成について学ぶ
第13回	キリスト教の教えに基づく価値形成	キリストの生誕を祝う（クリスマス礼拝）①
第14回	専門職としての成長⑦	漢字テスト②
第15回	専門職としての成長⑧	基礎カリサーチ②（アセスメントテスト）

〈キャリアデザインⅡ 授業内容〉

	内容	登校区分	回数	課題
第1回	就職活動の全般（進学含む）	分散①		
第1回	就職活動の全般（進学含む）	分散②		
第2回	公立保育士 就職模擬試験	分散①	1	課題（教養試験） レポート1
第2回	公立保育士 就職模擬試験	分散②	1	
第3回	就職時のマナー・コミュニケーション①	分散①	2	課題（講義） レポート2
第3回	就職時のマナー・コミュニケーション①	分散②	2	
第4回	協会の先生をお招きしての就職懇談会	分散①②		
第5回	卒業生を招いての就職活動体験談	分散①②		
第6回	就職時のマナー・コミュニケーション②	分散①	3	課題（講義） レポート3
第6回	就職時のマナー・コミュニケーション②	分散②	3	
第7回	就職時のマナー・コミュニケーション③	分散①	4	課題（講義） レポート4
第7回	就職時のマナー・コミュニケーション③	分散②	4	
第8回	就職活動の全般（応募手続きについて）	分散①	5.6.7	就職説明、園見学 レポート3回
第8回	就職活動の全般（応募手続きについて）	分散②	5.6.7	

[区分 基準Ⅱ-A-5 入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。
- (2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
- (3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (4) 入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に対応している。
- (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。
- (6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
- (7) アドミッション・オフィス等を整備している。
- (8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (9) 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ-A-5 の現状>

入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）は、建学の精神、スクールモットーを基盤とし、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーとの整合性を確保し、学習成果との対応などを考慮し策定されている。アドミッション・ポリシーは、本学の求める学生像などを定め、入学案内＜提出-18-①・②＞、ウェブサイト＜備付-19＞、募集要項＜提出-19-①・②＞などで公表し、またオープンキャンパス、高校ガイダンス、各種媒体誌、高校訪問などを通じて周知している。

また、本学は神奈川県公共職業訓練委託訓練受講生「専門人材育成コース」選考による入学者を受け入れている。＜備付-20＞

入試に関する情報（授業料、その他入学に必要な経費等を含む）は、オープンキャンパス、高校ガイダンスなどにて受験希望者に周知し、受験に関する質問等に対しても受験希望者の立場に立ち入試広報委員会が適切に応答している。

入試広報業務は、専任教職員7名、非常勤職員2名により構成される入試広報委員会が所管している。また、専任教員4名事務局職員1名によるアドミッション・オフィスを設け、公正かつ適切な入学者選抜を実施している。＜備付規程集-68＞

【入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）】 【和泉短期大学が求める学生像】

和泉短期大学は、保育・福祉専門職として必要な価値観、知識・技能を修得し、建学の精神にもとづく愛と奉仕をもって、すべての人々が共に生きる社会の実現に貢献したいと考える人を求めていきます。

【入学希望者に期待される学習経験：児童福祉学科】

1. 高校内での保育・福祉に関する学び・経験（総合的な学習の時間、家庭科や社会科等における保育・福祉に関連する学び）の機会を得ること。
2. 保育・福祉現場等でのボランティアを積極的に経験すること。
3. 自己表現とコミュニケーションのスキル（聴く、話す、書く等）を修得すること。

【入学希望者に期待される学習経験：専攻科介護福祉専攻】

1. 社会福祉に関する科目の学びに力を入れて取り組むこと。
2. 高齢者施設、障がい児・者施設等でのボランティアを積極的に経験すること。
3. 対人援助に関する科目での、自己表現とコミュニケーションのスキル（傾聴、共感等）に関する学びに力を入れて取り組むこと。

本学は多様な入試形態を有している。

入試の種類	選考方法
①総合型選抜 (プレゼンテーションコース)	エントリーシート、プレゼンテーションレポート、プレゼンテーション・対話、調査書の総合評価
同 (授業参加コース)	エントリーシート、授業参加レポート、対話、調査書の総合評価
同 (保育・福祉コース)	エントリーシート、保育・福祉レポート、対話、調査書の総合評価
同 (キリスト教コース)	エントリーシート、キリスト教レポート、所見書、対話、調査書の総合評価
②学校推薦型選抜 (指定校推薦)	レポート試験、書類審査 (志望の動機、高等学校長推薦書、調査書) の総合評価
③学校推薦型選抜 (公募推薦)	文章表現 (作文) 、個人面接、書類審査 (高等学校長推薦書、調査書) の総合評価
④学校推薦型選抜 (専門高校推薦)	文章表現 (作文) 、個人面接、書類審査 (高等学校長推薦書、調査書、専門高校学修調査書) の総合評価
⑤学校推薦型選抜 (キリスト者推薦)	個人面接、書類審査 (志望の動機、所属教会牧師推薦書、調査書) の総合評価
⑥学校推薦型選抜 (卒業生・在学生家族推薦)	個人面接、書類審査 (志望の動機、高等学校長推薦書、調査書) の総合評価
⑦社会人特別選抜	個人面接、書類審査 (履歴書、最終学校の成績証明書 (調査書) 、自己推薦書) の総合評価
⑧一般入学試験	文章表現 (作文) 、個人面接の総合評価

いずれの入試もアドミッション・ポリシーを反映し、保育（教育）・福祉専門職を目指すための学びに必要な学力、資質・適性等を、学力の三要素を考慮した明確な選考基準＜備付-21＞を各入試に設定し、公正かつ適正に実施している。選考に際しては、アドミッション・ポリシーに基づき保育・福祉専門職を目指すための学びに必要な学力、資質・適性等を上表の選考方法により適切に判断している。なお、入学前教育における自己学習課題＜備付-31＞の提出等においても入学者の学習成果の把握に努めている。

高大接続の強化については、以下の取り組みを行った。

- ①高等学校教員向けの進路説明会の実施＜備付-22＞
- ②本学を会場とするオープンキャンパスは、COVID-19 感染拡大防止への配慮を十分に講じたうえで、一回当たりの参加者数を限定するミニオープンキャンパスとして7月より開始した。合計30回開催し延べ421名の参加者を得た。さらに入試情報動画のウェブサイト掲載及びYouTube公開、Zoom及びLINEを活用した遠隔相談会も開催した。＜備付-23＞
- ③本学教職員が高等学校を訪問して実施される進路説明会（進学説明・模擬授業等）についても、COVID-19 感染拡大防止のための十分な配慮のもと実施され、23校より23名の参加者があった。

なお、下記の取り組みについては COVID-19 感染拡大防止などから実施を見送った。

- ①高大接続授業研究プログラム：高大接続のための授業研究を高校教員と本学教員との協議（アドミッション・ポリシーに関する高等学校関係者からの意見聴取を含む）。

②和泉プレカレッジ：高等学校1・2年の生徒向けの大学授業の体験の機会を供する。

③神奈川県私立短期大学協会進学説明会：本学が加盟する協会が主催する。

令和2年度はCOVID-19感染拡大防止により、多くの入試広報業務が制約を受けることとなった。入試の適正な実施のための学内の取組の整備は進んでいるものの、アドミッション・ポリシー及び入学者選抜の方法等について学外からの意見・評価を得る機会が十分ではなく、今後の取り組みが必要である。

[区分 基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

<区分 基準Ⅱ-A-6 の現状>

本学では、教員主導で進められ成績（知識・技能）の視点だけで学生を評価するものとは一線を画す教育実践を各教員の工夫によって展開している。それらをそれぞれの教員独自のものにするのではなく、「研究紀要」や「教職研究」などで内外に発表・共有している＜備付-24-①・②・③・25-①・②・③＞。このことによって、教育方法の実践効果や実践例を共有・公開し、教員同士の教育の質の高め合い、教育方法のたゆまぬ更新につなげている。

本学の教育実践は、多様なアクティブラーニングを取り入れるなど、質の高い教育実践を展開している。学生とともに授業が展開され、課題解決に意欲的に取り組むことによって、保育者・支援者としての資質・能力を身に付ける教育実践を図っている。＜提出-11・16＞

保育・福祉領域及びその関連領域は、個々の学生の社会観や倫理観や人間観の変容などといった学習成果を数値化しにくい面もあるが、令和2年度入学生には、学習成果の明確化を図ることを目的に、学生が何を学び、どのような力がついたかなどを客観的に評価し、数値化=可視化できるようにするための方策として、漢字基礎力などのテスト＜備付-26＞に加え、基礎力リサーチ（アセスメントテスト）を導入した＜備付-27＞。他方で自分がどのように学び、何を身に付けていると考えているかについて学生が主観的に評価するために、ループリックの「和泉の10の力」を間接的指標として用いて自己評価を行った＜提出-1＞。これらの客観的・主観的側面から捉えた学習成果については、定期的に「学習成果の記録」シートに記入していく、それにより学生の学びや身に付けた力の変化を捉えて可視化を図っている＜提出-20＞。これに基づき半期ごとに評価して経年変化を捉えていくこと、さらに単に数値化するだけでなく、教員と学生及び教職員同士などでの対話を通して、本学の独自性を教育の質として明らかにしている。

[区分 基準Ⅱ-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) GPA 分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ループリック分布などを活用している。
 - (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生への調査、インターンシップや留学などの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。
 - (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

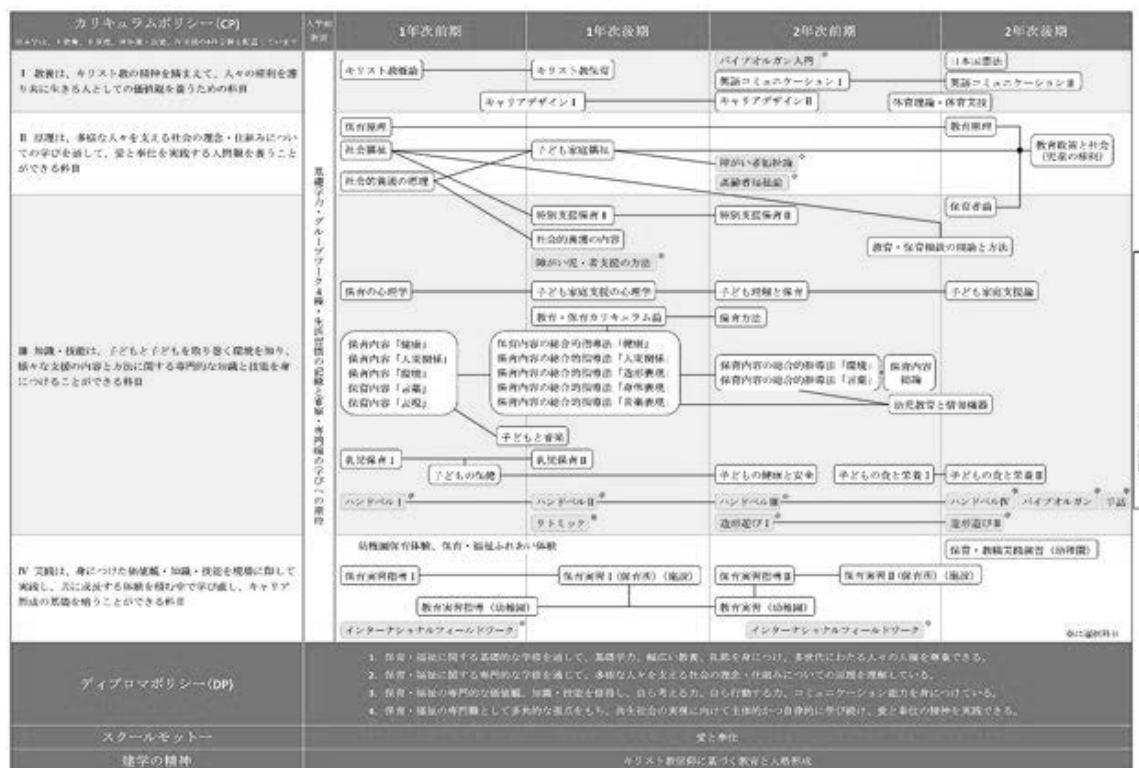
＜区分 基準 II -A-7 の現状＞

学習成果の大きな指標の一つとして、学びの結果、卒業時に取得した保育士資格と幼稚園教諭二種免許に基づいた専門職就職率を算出している。これまででも本学の専門職就職率は非常に高い率で推移していたが、令和3年3月に就職した学生の専門職就職率は100%で、卒業生に占める進学者（進学率11.3%）も、本学専攻科介護福祉専攻または社会福祉士などの取得を目指した福祉・心理系4年制大学で、進学者の過去の就職実績は専門職就職する者の割合が非常に高い（基準II-B-4参照）。

学習成果の指標の一つである GPA は成績開示に掲載し、学内奨学金受給者決定時に参考にしている。単位取得率、学位取得率、国家試験合格率は学内で共有している。また、卒業生・雇用者への調査、進学率、在籍率、卒業率、就職率などは公表している。

〈提出-4〉〈備付-28・29〉

児童福祉学科 カリキュラムツリー（履修系統図）令和2年度



[区分 基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聽取した結果を学習成果の点検に活用している。

<区分 基準Ⅱ-A-8 の現状>

本学卒業生のほとんどが、保育・幼児教育・福祉の実践現場において活躍している。そのため、在学生の実習に係る「実習連絡会」及び「実習巡回指導」などにおいて、卒業生の状況に関する情報及び本学の教育に対する要望等を聴取している。また、平成22年度に実施した卒業生への大規模調査（1,000名対象）に続き、令和2年11月に卒業生600名を対象としたアンケートを実施した<備付-28>。さらに、就職先に対して、本学の定める卒業認定・学位授与の方針を満たしているかを確認し、教育の質保証を図ることを目的とした「卒業生の雇用に関する満足度調査」を令和2年11月に実施した<備付-29>。本調査は概ね5年サイクルで実施する予定である。これらの卒業生の進路先及び卒業生自身から寄せられた諸評価を生かし、保育・幼児教育・福祉現場で望まれる保育者像、リカレント教育のあり方、専門職養成教育の内容の充実等にフィードバックしている。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題>

3つのポリシーは、保育・幼児教育・福祉をめぐる制度改革、社会的要請の変化等を踏まえ、更新可能なものでなければならぬため、その定期的な見直しを図り、円滑な実践に結びついているかどうかさらなる検討を進めていく。とりわけ教育課程について、学生の学びと社会的要請のバランスを取れたものとするために見直しを実現する。

また、本学の教育課程は、国の定める保育士及び幼稚園教諭養成課程を基本としているが、資格・免許の取得のためには、卒業単位（62単位）を大幅に上回る履修をする必要があり学生の負担は大きい。学習の質を落とすことなく、学生の学びやすさに配慮した科目の配置、授業の工夫等、学びの環境を総合的に見直していく。

さらに、入学前から卒業に至るまで、エンロールマネジメントとして一貫した学習支援・学生支援・進路支援等を一人ひとりの学生の個性と希望を尊重しながら実施する。進路支援に関しては、大学での学びと現場実践の間に乖離のないよう現場との結びつきをさらに強化する。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項>

1 キャリアデザイン ポートフォリオの活用を含めた多様な学習環境整備

- (1) ポートフォリオの活用と運用<備付-30>

本学のキャリアデザインの柱として、学生の保育就業力の向上を図るためにポートフォリオを活用している。これは学生一人ひとりが、自身の学びの成果を履歴として綴じ

ていくものである。キャリアデザインの取り組みの一つに含まれるポートフォリオは、授業での制作物などの学習成果、ポートフォリオ確認票、履修カルテの3つで構成されており、学生の自主的な学習を促進するアクティブラーニングの要素を兼ね備えて運用されている。

学生は教科目ごとに設定されたワークシートや課題レポートを取り組み、併せて半期ごとに学生各自が課題への取り組み状況や履修状況を記入し自己課題を明確にしていく。教員は、グループアドバイザーが2年前期までの指導に活用し、2年後期からは保育・教職実践演習（幼稚園）の担当者が引き継ぎ、卒業と就職に向けた学びの総仕上げに向けた指導に活用している。

これらを総括する取り組みとして令和2年度より進研アドによる基礎力リサーチ（アセスメントテスト）を導入している。これは入学時から学期ごとに実施し、客観的な指標を通じた学力、職業意識等の変化を把握する取り組みである。基礎力リサーチと同時に基礎学力支援者による漢字テストも実施している。これらの結果を学生と教員に返却し、学生は「学習成果の記録」シートに記入する。「学習成果の記録」シートには単位の取得状況、生活習慣や学習時間の振り返り、職業意識、「和泉の10の力」の自己評価、建学の精神とスクールモットー、各自が身についた能力を記述し、各自の目標を再確認する手段として運用されている。記入されたシートは全教員で分担してコメントを記入し、学生に返却する。この取り組みの結果、グループアドバイザーによる学生指導への効果的な運用のみならず、全教員で学生の成長を共有する機会を得ることができている。

(2) 入学前教育からの課題導入＜備付-31＞

平成25年度から「入学前から卒業後まで」の教育方針のコンセンサスを得て、入学前教育での取り組み内容を入学後のポートフォリオに集積し、入学前からのキャリアデザインへの取り組みを促進している。令和2年度から入学前教育で取り組む課題を1冊のファイルに集約し、生活習慣や職業意識など「学習成果の記録」シートに記入する項目との整合性をとることで「入学前から卒業後まで」の連続性を明確化している。

(3) ポートフォリオの更新と電子ポートフォリオの連携＜備付-30＞

平成23年度から電子ポートフォリオの導入を開始し、下記(4)と併せ、平成22年度からの試験的運用期間も含め、その都度更新・工夫されている。平成28年度からGoogle Classroomを併用し、電子上でのポートフォリオのスムーズな運用に向けた検討を重ねている。

(4) 支援者による就業力育成支援

下記の3名の支援者を配置し保育就業力の向上を図るための取り組みを推進している。

- ①保育力支援者による特別教室および支援（キャリアデザインセンター）
- ②基礎学力支援者による特別教室および支援（ラーニングセンターwill）
- ③IT支援者による特別教室および支援（ラーニングセンターwill）

(5) 評価

- ①入学直後 ②2年後期の授業「保育・教職実践演習(幼稚園)」前 ③卒業直後

①は、入学前教育の内容評価に留まらず、学生自らの入学前までの学習環境や姿勢も記述させることにより、入学後の授業・講義を展開するための重要な資料として位置付けている。本学への入学が早期に決まった学生の学習機会を保証するものとして、高等学校在学中からなされ、また学生自身の満足度も高い。一方で本学に入学する学生の入学前の自習時間の短さが顕わになり入学直後の学習体制の確立には工夫の余地がある。

②、③の評価では、おもにポートフォリオの課題の量に対する学生の負担感はあると考えるが、概ね学びの充実、達成感を抱く学生が多い。内容の満足度も高い評価を得ている。一方でこれらの学びを保育職に関連させて捉えることが難しい学生が若干名いると認識しており、負担感や不満を示していることも事実である。これらの若干名が示す数字が、卒業後1年先にどのように変化するのか確認がまだできていない。

【キャリアデザインセンター利用状況（令和2年度）】

利用学生総数 1,537 人　〔内訳〕 授業利用 816 人、授業外利用 721 人、
すまいりい参加 0 人　（いずれも延べ人数）

(1) 特別教室

①名札づくり、②自己紹介アイテムづくり（動画配信）

(2) 特別プログラム　計 11 回開催（いずれも延べ人数）

①おもちゃの消毒 7 人、②実習対策 132 人 ③保育教材紹介 9 人、④絵本紹介 4 人 等

(3) すまいりい参加学生支援　すまいりい休止のため参加者なし

(4) 保育力支援者によるその他の支援・相談（おもちゃ製作、手あそび紹介・実践支援、実習準備関連、課題関連、進路関連等）486 人

【ラーニングセンターwill 利用状況（令和2年度）】

利用学生総数 3,725 人　〔内訳〕 授業利用 1,484 人、授業外利用 2,241 人（いずれも延べ人数）

1 基礎学力支援者

(1) 特別プログラム 「レポートの書き方—実践編—」 2 回実施 12 人

(2) 基礎学力支援 文章作成サポート、進学・就職サポート等 171 コマ実施 52 人

(3) 公立保育士試験対策 344 コマ実施 26 人

2 IT 支援者

(1) 特別プログラム（いずれも延べ人数）

①1 年生に必要なパソコン基礎プログラム 31 人

②パソコン就職準備プログラム 14 人

(2) IT 支援者によるその他の支援・相談等（授業課題①Word②Excel③PowerPoint、Google 関連、Zoom 関連、持込 PC 等） 577 人

3 学生の自学自習利用サポート（基礎学力支援者、IT 支援者）

(6) キャリアデザインセンター内の保育(授業)実践

①子育てひろば「はっぴい」（原則月 1 回土曜日開催・計 9 回）を通し保育を計画していたが、COVID-19 感染拡大防止のため中止した

令和2年度子育てひろば「はっぴい」実施計画

日程	テーマと内容	10/17	おもちゃで遊ぼう！
5/9	「こんにちは」	12/5	クリスマスコンサート（宗教部合同）
6/13	お店屋さんごっこ	1/9	伝承遊び
7/11	水遊び	2/6	造形遊び
9/12	みんなで一緒	3/6	音楽会

②学生の教材研究

COVID-19 感染拡大防止の観点から地域に開放することは不可能であったが、学生主体となり教材研究を年間2回行った。

10月「おもちゃで遊ぼう！」では、地域の子どもたちのために借りる予定だった認定NPO法人芸術と遊び創造協会から乳幼児向け～子育て支援向きのグット・トイを受賞した「おもちゃボックス」を2週間レンタルして、「はっぴい」登録学生を対象に、おもちゃに触れ、子どもの遊びを豊かにするおもちゃとは何かを研究した。

2月「造形遊び」では、横浜美術館子どものアトリエの山崎優氏を講師として招き、2年生は対面またはZoom配信で講習を受けた。1年生は、録画配信を視聴しながら教材研究に取り組んだ。

③地域の親子への開放「すまいりい」（毎週木曜日）

「はっぴい」同様、COVID-19 感染拡大防止のため中止した。

上記①、②、③においては、保育職にとって必然かつ重要な「準備(環境整備含む)」を重視し、専任教員・保育力支援者と学生が一体となって、プログラムの立案・作成、実践準備等を行うことにより、学生の保育職を目指す意欲や使命感を培うことに一役買っている。

(7) インターンシップ・ボランティア体験・幼稚園保育体験

教科目キャリアデザインⅠにおいて、1年次夏休み期間に2か所以上、5日間以上のインターンシップ・ボランティア体験を課題として取り組ませている。具体的には、日本保育協会神奈川県支部主催の保育ふれ合い体験、福祉施設等で活動する本学独自の取り組みである福祉ふれ合い体験、その他のボランティアである。

また本教科目の一環として、幼稚園保育体験も平成29年度より導入し、全教員が1園当たり14名前後の学生を、この取り組みに賛同する幼稚園に引率し、主に午前中の保育を体験し、午後に大学に戻って事後学習を行う。夏休み明けに各グループで振り返り学習を行い、ふれあい体験・保育体験、ボランティア体験、全ての学びの成果を10月の本学学園祭・いずみ祭にてポスター発表した。これら一連の取組みはキャリアデザインの一環にとどまらず、学生にとっては実習に向けての良いステップとなっている。

*令和2年度はCOVID-19 感染拡大防止の観点から中止としたが、上記の通り教育効果が高い取り組みであるため、令和3年度は実施する方向でその方法を模索する。

2 実習教育

本学は実習教育の重要な拠点として実習サポートセンターを設置し、教務委員会、学生委員会、実習先等との連携を通して実習での学生の豊かな学びを支援している。

実習サポート委員会が行う実習関連の支援は、実習教育内容・ルールの策定と実習ルールブック＜提出-21＞での明示、教材の整備、実習指導授業の年間計画と実施、実習指導担当教員への支援、実習先との連携、学生・実習指導担当教員・実習先相互の連絡・相談・調整、実習先の確保と手続き、実習生の配属など多岐にわたる。

(1) 実習間をつなぐ授業と指導教材の作成

教育内容・学生状況・トラブル事例・実習先の要望などに基づいた研究を根拠として、学生が専門職として必要な力を獲得できる教育課程となるよう毎年改善に努めている。令和2年度は、本学教員のみで執筆・改訂を行った「実習ステップブック第2版」をテキストとし、事前・実習中・事後学習の連続性をより分かりやすく示すことができた。



『「事前・事後学習のポイントを理解！保育所・施設・幼稚園実習ステップブック〔第2版〕」

山本美貴子・松山洋平 編著 令和2/04/30（株）みらい』<備付-32>

(2) オープンエデュケーションとして、先駆的で開かれた実習指導を提供

オープンな教育リソースとして、本学研究に基づき開発した実習教育に関する教材や資料をウェブサイトで広く提供し講義利用や自主学習ツールとしての活用を促した。

(3) 実習先との連携

実習先との連携を深めて教育力を向上させていくために、「実習の記録」<備付-33>、「実習・実習指導実施要項 一実習指導のミニマムディマンドー」<備付-34>の改善・充実に務めた。特に、一つひとつの実習に対して学生が事前・実習中・事後学習のステップを踏み、着実に専門職として必要な力を獲得するために、教育課程の往還的展開を実施した。実習期間中は学長を除く全専任教員が全実習先を訪問、学生の状況を確認し、実習先の指導担当者と連絡・協議・調整、学生への指導を行っている。令和2年度は、COVID-19 感染拡大防止のため電話やリモートなどの聞き取り並びに指導も行った。

3 和泉短期大学専攻科介護福祉専攻の取り組み

平成22年度より和泉福祉専門学校を改組し、短期大学に専攻科介護福祉専攻を設置した。入学の対象は保育士養成校を卒業した保育士資格取得者である。

(1) 入学者受入れの方針

専攻科 介護福祉専攻 高等学校までの学習・体験において推奨されること

専攻科介護福祉専攻においては、保育士養成校での学びを基礎に、主に高齢者や障がい者を対象とする介護を学びます。下記は、とくに専攻科入学前に取り組むことを推奨する事項です。

- 1 社会福祉に関する学習及び科目を総合的に学ぶ。
- 2 高齢者施設、障がい児・者施設等でのボランティアを積極的に経験する。
- 3 対人援助の基礎となる自己表現とコミュニケーションのスキル（傾聴、共感）を修得する。

（これらは、専攻科への出願・入学の必須条件ではありません。）

(2) 令和2年度専攻科介護福祉専攻課程

	分野	教科目名	修了必修	講義単位数	演習単位数	実習単位数
介護福祉専門科目	人間と社会	社会の理解	キリスト教社会倫理	○	2	
			生活と社会福祉	○	1	
	介護の基本	介護の役割	○	4		
		介護サービスの理解	○	4		
		介護実践の基本	○	4		
	コミュニケーション技術	コミュニケーション技術の基本	○		1	
		コミュニケーション技術の応用	○		1	
	生活支援技術	生活支援の基本	○	2		
		自立に向けた居住環境の整備	○		1	
		自立に向けた移動介護	○		1	
		自立に向けた食事介護	○		1	
		自立に向けた清潔保持の介護	○		1	
		自立に向けた排泄介護	○		1	
		自立に向けた家事介護	○		1	
		終末期の介護	○		1	
		障がい者の生活支援	○		1	
		高齢者の介護予防	○		1	
	介護過程	介護過程の基本	○		2	
		介護過程の演習A	○		1	
		介護過程の演習B	○		1	
		介護過程の実践	○		1	
	介護総合演習	介護総合演習Ⅰ	○		1	
		介護総合演習Ⅱ	○		1	
	介護実習	介護総合実習Ⅰ	○			2
		介護総合実習Ⅱ	○			5
	こころとからだのしくみ	発達と老化の理解	人間の発達と老化	○	2	
		認知症の理解	認知症の理解	○	2	
			認知症の介護	○	2	
		障がいの理解	障がいの基本的理解	○	2	
	こころとからだのしくみ	こころとからだのしくみ	○	2		
		こころとからだと介護	○	2		
	医療的ケア	医療的ケア	医療的ケアⅠ	○	4	
			医療的ケアⅡ	○		1

(3) 授業に対する意見調査の結果

(意見調査の設問項目の詳細は、テーマII-B-1 参照)

令和2年度前期

	A1	A2	A3	A4	A5	A6	A7	A8	A9	B10
専任教員	3.81	3.71	3.52	3.73	3.63	3.67	3.43	3.51	3.66	3.79
非常勤教員	3.77	3.64	3.53	3.70	3.59	3.63	3.48	3.56	3.66	3.76
総合平均	3.80	3.70	3.52	3.72	3.62	3.67	3.44	3.52	3.66	3.79
	B11	B12	B13	B14	B15	B16	B17	C18	C19	C20
専任教員	3.72	3.69	3.73	3.78	3.78	3.78	3.74	3.80	3.71	3.66
非常勤教員	3.70	3.66	3.73	3.76	3.75	3.78	3.72	3.83	3.79	3.64
総合平均	3.71	3.69	3.73	3.77	3.78	3.78	3.74	3.80	3.71	3.66

令和2年度後期

	A1	A2	A3	A4	A5	A6	A7	A8	A9	B10
専任教員	3.85	3.81	3.75	3.84	3.79	3.79	3.71	3.74	3.80	3.87
非常勤教員	3.76	3.70	3.66	3.74	3.69	3.72	3.61	3.66	3.70	3.75
総合平均	3.82	3.77	3.72	3.81	3.76	3.77	3.67	3.71	3.77	3.83
	B11	B12	B13	B14	B15	B16	B17	C18	C19	C20
専任教員	3.82	3.82	3.84	3.85	3.87	3.88	3.84	3.83	3.77	3.57
非常勤教員	3.68	3.68	3.74	3.76	3.75	3.76	3.71	3.63	3.50	3.64
総合平均	3.77	3.77	3.81	3.82	3.83	3.84	3.80	3.81	3.76	3.59

(4) 令和2年度実習連絡会実施日および参加施設数

例年は実習関連施設の指導者を招待し、実習連絡会を実施していたが、令和2年度はCOVID-19感染拡大防止により実施しなかった。

(5) 令和2年度実習訪問指導状況

	施設数	巡回数
実習Ⅰ	11	22
実習Ⅱ	9	36
訪問介護実習	9	9

(6) 学生の健康管理 基準II-B-2 参照

(7) 令和2年度奨学金等、学生への経済的支援

都道府県社会福祉協議会所管(介護福祉士修学資金)	3名(神奈川県)
日本学生支援機構奨学金	3名
生命保険協会介護福祉士養成奨学生	1名

(8) 就職状況【平成 30 年度～令和 2 年度 専門就職実績】 各年度 3 月 31 日現在

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
a 卒業者数 (%)	8 名 (100%)	4 名 (100%)	14 名 (100%)
b 専門就職数 (%) b/a	8 名 (100%)	4 名 (100%)	14 名 (100%)
c 高齢者福祉施設 (%) c / b	6 名 (75%)	1 名 (25%)	5 名 (35.7%)
d 保育所以外の児童福祉施設・障がい者施設(%) d / b	2 名 (25%)	2 名 (50%)	1 名 (7.1%)
e 保育所 (%) e/b	0 名 (0%)	1 名 (25%)	5 名 (35.7%)
f 幼稚園 (%) f/b	0 名 (0%)	0 名 (0%)	1 名 (7.1%)
g 認定こども園 (%) g/b	0 名 (0%)	0 名 (0%)	2 名 (14.4%)

(9) 令和 3 年度専攻科入学生の入試（令和 2 年度児童福祉学科内部生）

入試形態・日時	合格者	内容
i 日程：令和 2 年 8 月 27 日（木）	3 名	面接
i 日程：令和 2 年 10 月 24 日（土）	13 名	面接
A 日程：令和 2 年 11 月 28 日（土）	4 名	面接
B 日程：令和 3 年 1 月 16 日（土）	受験者なし	
C 日程：令和 3 年 2 月 2 日（火）	2 名	面接
D 日程：令和 3 年 3 月 1 日（月）	受験者なし	

(10) 令和 2 年度相模原市高齢者福祉協議会主催の研修会

相模原市内高齢者介護に携わる職員向けに新任・現任研修講師として専攻科教員を派遣した。令和 2 年度は COVID-19 感染拡大防止により縮小され実施された。

	日時	内容	受講者
新任研修	10 月 2 日（金） 14 時～16 時 30 分	・認知症の基礎	9 名
現任研修	中止		
介護福祉士 受験直前対策	8 月 30 日（金） 9 時 30 分～16 時 30 分	・社会の理解 ・医療的ケア ・介護の基本 ・こころとからだのしくみ ・介護過程 ・生活支援技術 ・認知症の理解	9 名
	11 月 15 日（金） 9 時 30 分～16 時 30 分	・社会の理解 ・医療的ケア ・介護の基本 ・こころとからだのしくみ ・介護過程 ・生活支援技術 ・認知症の理解	9 名

(11) 介護福祉士国家試験

令和 2 年度の専攻科生 14 名が受験し、14 名全員が合格した。

[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]

<根拠資料>

提出資料

- 22 全教員打ち合わせ会プログラム
- 23 IZUMI DIARY
- 24 学修用PCの準備および通信環境の整備について（通知）
- 25 和泉短期大学情報機器貸与規程・申込書
- 18-①入学案内書 令和2（2020）年度入学者用
②入学案内書 令和3（2021）年度入学者用

備付資料

- 35 授業担当科目自己点検・評価報告書
- 36 FD研修会プログラム
- 31 和泉短期大学入学期前教育配布資料、課題、テキスト
- 37 オリエンテーション資料
- 38 学生カード
- 39 オータムフェスタ 実習・学びの収穫祭
- 40 スクールバス時刻表
- 41 普通救命講習III（小児・乳児・新生児講習会）
- 16 オフィスアワー等一覧
 - ①専任教員授業時間・研究日・オフィスアワー一覧
 - ②授業内容等の学生からの問い合わせ・相談への対応について（非常勤講師のオフィスアワー）
- 42 学友会と学生委員会との意見交換会
- 43 障がいのある学生等修学支援申請書
- 3 地域活動・市民活動ボランティア活動認定制度
- 44 IZUMI DIARY改訂プラン 現1・2年生の活用状況アンケートの分析
- 45 健康状況の記録
- 46 発熱など体調不良の症状がある場合の「対応フローチャート」
- 47 新型コロナウイルス感染が疑われる教職員発生時フローチャート
- 48 実習中・発熱などの症状がある学生へ支援連携フローチャート
- 28 和泉短期大学卒業生の「離職状況」及び「教育の成果と効果」調査について
<https://www.izumi-c.ac.jp/wp-content/themes/izumi/assets/images/introduction/outline/gakkoukyouikuhou172/survey2020-r1.pdf>
- 29 和泉短期大学卒業生雇用に関する満足度調査
<https://www.izumi-c.ac.jp/wp-content/themes/izumi/assets/images/introduction/outline/gakkoukyouikuhou172/survey2020-r2.pdf>
<https://www.izumi-c.ac.jp/wp-content/themes/izumi/assets/images/introduction/outline/gakkoukyouikuhou172/survey2020-r3.pdf>

備付資料-規程集

- 3 和泉短期大学投書箱制度規則
- 4 学校法人和泉短期大学組織規程
- 5 学校法人和泉短期大学学生表彰規程
- 6 和泉短期大学スチューデント・アシスタント規程
- 7 和泉短期大学奨学金規程
- 8 和泉短期大学学納金等納入規程
- 9 和泉短期大学健康管理センター・運営規程
- 10 和泉短期大学 障がいのある学生等の修学支援に関する規程
- 11 和泉短期大学学生ボランティア活動奨励奨学金規程

[区分 基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。
 - ② 学習成果の獲得状況を適切に把握している。
 - ③ 学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。
 - ④ 授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
 - ⑤ 教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
 - ⑥ 学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。
- (2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① 所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。
 - ② 所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。
 - ③ 所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。
 - ④ 学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。
- (3) 短期大学は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。
 - ① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
 - ② 教職員は、図書館又は学習資源センター等の学生の利便性を向上させている。
 - ③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。
 - ④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。
 - ⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

<区分 基準Ⅱ-B-1の現状>

(1) 教員の取り組み

学生の学習成果の評価は、卒業認定・学位授与の方針（基準Ⅱ-A-1 参照）に基づいてなされている。教員が担当する各科目の達成目標はシラバスに提示されており、学習達成度をシラバスに示された評価方法・基準により成績評価を実施する（基準Ⅱ-A-2 参照）。なお、同一科目を複数の教員が担当する場合、教員懇談会、授業内容調整会及び全教員打ち合わせ会等を開催するなかで、評価基準に関する共通理解の構築、学習成果の状況把握等を行っている。<提出-22>

また、学生は本学の「学びのポートフォリオ」や「Google Classroom」により、科目の履修状況、資格・免許の取得に向けたステップの確認、大学での学びの成果の総合的な管理等をグループアドバイザーの指導のもとで行っており、学習成果の把握・獲得に資する取り組みと言える。

そして、これまで実施してきた Google Classroom を活用した学習の進度状況の把握、学生の自己学習時間（学生による自己評価・課題の取り組み状況含む）の実態調査・分析と、令和 2 年度入学生から導入した「学習成果の記録」を繋ぐことにより、量的・質的データを測定する仕組みをより充実させている。

本学では、学生による授業評価（授業に対する意見調査）を各学期末、専任教員・非常勤教員を問わず、すべての授業において実施している。その結果は、担当教員が改善などに関するコメントを付した後、図書館にて公表している<備付-35>。なお、授業環境改善については、授業評価のみならず、「投書箱」の活用、学友会執行部役員の学生との意見交換会の開催など、広く学生の意見を授業の改善に反映していくよう努めている。なお、アンケートの実施時期が各学期末となっており、学期途中での実施等、学生の声を生かすための工夫が必要となる。<備付-規程集 3>

【授業に対する意見調査・趣旨説明】

学生による「授業に対する意見調査」について

教務委員会

学生による「授業に対する意見調査」は、本学の授業をより良くするために、学生の皆さんの意見をお聞きするものです。

選ばれた一部の学生だけの教育ではなく、多様なニーズを持った学生に、教える側の教育改革の、積極的な努力が不可欠になってきています。その中にあり、学生の学習意欲向上の為、教授内容・方法の質的改革に取り組むことが重要となっています。学生による授業評価の試みは、その教育改革につながる一つの効果的な方法と考えます。本学は組織全体として、積極的にこの授業評価に参加しています。教員間のみならず学生間にも、授業評価の結果は情報公開されています。

学生の皆さんも卒業後、保育所や幼稚園、施設、企業に就職し、評価を行い、質の向上に努めることになるでしょう。つまり学生も、将来評価を受ける立場になることを意味しています。そのことを充分踏まえ、評価することの責任を、重く心に留めて下さい。

これらの内容を理解し、学生の皆さんのが「授業に対する意見調査」に真剣に取り組むことを期待いたします。

【授業に対する意見調査・設問と結果】

A. あなた自身について

※回答は4段階評価

1. 授業に必要な物（教科書やノートなど）をあらかじめ用意して臨めた
2. マナー違反（私語、居眠り、スマホ、飲食、この授業に無関係なことなど）をしなかつた
3. 積極的に質問するなど授業内容を理解しようと努めた
4. 授業で配布される資料などは整理整頓できていた
5. モチベーション（意欲）を維持して取り組んだ
6. 提示された課題について、期日を守って誠実にやり遂げた
7. 事前学習と事後学習に取り組んだ
8. 自分の考え方や発想に刺激を受けた
9. この分野の知識あるいは技能が深まった

B. この授業について

10. シラバスに即した内容だった（あるいは変更内容の通知があった）
11. 説明はわかりやすかった
12. 学生が興味を持てるように授業を展開していた
13. 学生からの質問を受け付けていた
14. 意欲や熱意を感じられた
15. 適正に運営されていた（学生の集中保持・私語防止・遅刻者対応など）
16. 授業時間がきちんと守られていた
17. 総合的に満足だった

C. 授業科目独自の質問 18~20

教員は、授業内容について、授業担当者間では定期的に懇談会などを設け、意思の疎通協力・調整を図っている。

[全教員打合せ会]

毎年4月に、非常勤講師を含めた全教員を対象に開催。全体会では、単位認定、カリキュラム、授業運営、授業評価等に関する説明がなされ共通理解に資する。その後、グループに分かれて懇談し、教員からの質問や要望などに応えるように努めている。

令和2年度は、緊急事態宣言下にあり中止したが、令和3年度分も合わせて、本学和泉クラーク・ホールにて、令和3年3月3日に行った。

[授業内容調整会]

後期に、保育・幼児教育系、社会福祉系、器楽(ピアノ)系、体育系、美術系等、分野別に非常勤講師を含めた科目担当者による会合。次年度の授業内容に関する検討を行い、各教員は会議の結果を反映し、次年度のシラバスを作成する。

本学では、FD 委員会の主導のもと、全学的に FD 活動を実践し、授業・教育方法等の改善に努めている（規程等の詳細は、基準III-A-2 を参照）。

[FD 研修会の開催]

第 1 回 日時：令和 2 年 7 月 29 日（水） 16:20～17:00

テーマ：「オンライン授業での Zoom の利用方法」

第 2 回 日時：令和 2 年 8 月 26 日（水） 14:50～16:20

テーマ：学習成果の可視化に関する研修

I 部「進研アド 基礎カリサーチについて」

II 部「学習成果の可視化について」

第 3 回 日時：令和 2 年 10 月 7 日（水） 16:30～18:00

テーマ：「教員向け Zoom 活用研修」

第 4 回 日時：令和 2 年 11 月 18 日（水） 14:50～16:20

テーマ：「基礎カリサーチ報告会（データ分析）」

第 5 回 日時：令和 3 年 3 月 10 日（水） 9:30～11:00

テーマ：「基礎カリサーチ報告会（データ分析）と今後の学生指導の在り方」<備付-36>

[教員による授業相互参観]

教員相互による授業参観制度が設けられている。

[学生 FD 委員会]

平成 24 年度に学生による FD 委員会を創設し活動を開始した。学生の企画によって「大学生活マナーDVD」を作成した。また平成 27 年度より本委員会代表学生 4 名と教務部長、学生 FD 委員会顧問、教育・学習支援ユニットリーダー、施設ユニットリーダーがキャンパスツアーを行い、本委員会で提案があった教育環境の改善を具体的、且つ明確に行った。

令和元年度は委員会(全 5 回 内 2 回は執行部のみ)を定期的に開催して、教職員からなる学生 FD ワーキンググループが「学生が主体となる FD 委員会活動」を支援した。具体的には、委員同士が授業や教育の改善に向けた話し合いを重ねることにより、学生の側での対応策を見出すと同時に、教職員への意見を本学管理職の会議で報告するなど、教員・職員・学生が三位一体となった教育の質の向上をめざした。

総括として、1 年間の活動および成果をポスターにまとめて学内に掲示し周知を図った。また、平成 30 年度は教員が主となり進行の支援を行っていたが、令和元年度においては、2 年生執行部が進行を担った。また、年度末には、新執行部で来年度の活動についての話し合いを行っている。

* 令和 2 年度は COVID-19 感染予防の観点から中止とした。

(2) 事務職員の取り組み

教授会の下に設置される各委員会には事務職員も参加している。教学に関する取り組みや諸行事は、教員と事務職員が一体となった教職協働で実施されている。事務職員一人ひとりは、教育の一端を担っているという意識を持ち、学生に対して積極的に声をかける等コミュニケーションを図ることに心がけ、学生にとって「身近な社会人」として信頼される職員になるよう努めている。入学者の減少、多様な個性を持つ学生への対応、大学間競争の激化等に鑑み、事務職員の重要性が一段と増していることを踏まえ、SD活動の活性化、教育・事務サービスの向上、学生サポートの充実、業務・組織等の改善・合理化などを常に行っている。事務職員は、学生の学びのプロセスや取得する資格・免許等を理解し、学生に対して入学前から卒業に至るエンロールメントマネージメントを下記の通り、各ユニットの専門性に即した丁寧な支援を行っている。<備付-規程集4>

[教育・学習支援ユニット]

教育及び学習全般、カリキュラム、履修登録、卒業単位の確認、免許・資格手続き、各種証明書発行 など

[学生支援ユニット]

学生生活全般、奨学金、課外活動支援、保健、進路(就職・進学等)支援 など

[学術情報ユニット] 図書館、情報機器に関する支援、ボランティア支援、地域連携推進に関する支援 など

[実習サポートセンター] 資格・免許に係る実習支援 など

(3) 諸種の技術的資源の活用

本学図書館では、キリスト教、保育(教育)・福祉関係の授業に関連する図書や雑誌を重点的に配置している。令和2年度は、COVID-19 感染拡大防止対策として対面による授業開始が分散登校で6月から開始されたことに伴い、4・5月は閉館、6月以降は館内入場者数の制限やソーシャルディスタンスの確保等の感染予防対策を行いながら開館した。こうした影響もあり、令和2年度の貸出冊数は例年に比べて少なく、3,333冊であった。

図書館利用者の利便性を高めるため、インターネット及び携帯電話にて図書貸出・返却、リクエスト図書入荷等を確認できるシステムを導入している。図書検索・貸出返却・書誌登録等のシステムは全て情報担当職員が設計・作成しており、導入・保守管理に費用はかかっていない。ただし、書影等の書誌情報は有料のデータ提供サービスを利用している。また、市内公共図書館・大学図書館と連携し相互利用を実施している。大学図書館間での文献複写依頼を相互に実施している。さらに、本学で開講される市民大学の受講生、入学前教育受講生、子育て支援活動「すまいりい」の参加者にも館内利用を認めている。

【文献複写・館内利用（令和2年度）】

相互協力	41件（他機関へ依頼：40件・他機関からの依頼：1件）
市内大学・公共図書館の 相互協力協定による市民の利用	0件
館内利用	2件（市民大学受講生(中止)0名・入学前教育受講生2名・ 子育てひろば「すまいりい」(中止)参加親子0件）

全学に学内 LAN を整備している。本学では、学生のコンピュータ利用に資するため、学内にはコンピュータ教室（50 台）、ラーニングセンター will（50 台）、学生ホール（10 台）、コミュニティサロン（2 台）、全 112 台のコンピュータを備えているが、令和 2 年度は、COVID-19 感染拡大防止対策としてソーシャルディスタンスを保つため、約半数のコンピュータを撤去し使用不可とした。

学生は、授業におけるレポート作成、情報収集等のため日常的にコンピュータを使用しているほか、コンピュータを利用した Google Classroom が導入され、学生のコンピュータの利用頻度はさらに高まった。Google Classroom と学生の学びの履歴であるポートフォリオは、キャリアデザインの観点から保育（教育）・福祉専門職を目指す自らの学びに資するものである。なお、教科目キャリアデザイン I（必修）、幼児教育と情報機器（幼稚園二種免許取得必修科目）などの授業を通じてメディアリテラシーについて学ぶ機会を有している。また、学生のコンピュータ活用スキルの向上を図るため、ラーニングセンター will には常時 IT 支援者が在室し学生の支援に当たっている。

【図書館における取組み】

①研究紀要の発行

和泉短期大学研究紀要第 41 号（論文 4 本・研究ノート 1 本）を発行した。

②特設展示の充実

- 新着図書紹介 新着図書コーナーを設け、定期的に展示資料の入れ替えを行い、利用者への利便性を図った。なかでも「学生サポーターが選書した本」の展示コーナーは好評で、多くの学生が立ち止まり、本を手に取る光景が見受けられた。

・各種特集図書の別置・企画展示

大型絵本展示書架上部のスペースや館内各所にテーブルを配置するなど、展示用スペースを確保し実施した。「キリスト教関係の本」「保育内容 環境」「食育絵本」「洋書絵本」「教職員推薦本」や専攻科にちなんで「点字関係」「傾聴」「老人介護」「生活保護」など季節ごと、あるいは授業のレポート課題内容に応じて特集展示を行った。このほか、館内に「オレンジリボンキャンペーン」「虐待防止のための関連本」「発達障がい関連本」を展示した。

③蔵書の充実

保育・福祉に関する専門書及び絵本の充実に努めている。また、継続的に LGBT 関連書籍を購入し、周知に努めている。

④図書館利用者サービスの向上

- パソコン端末機の安定稼働と迅速なデータ処理のため、環境整備を行った。
- 視聴覚（AV）ルーム、視聴覚（AV）ブース、共同研究室の利便性を図るため、定期的に状況を確認し、必要な文具類をそろえるなどの対応を行った。

⑤図書館利用者のモラル向上

- 掲示、職員からの声かけによるルール遵守への取り組みを行った。
- グループアドバイザーの協力を得て長期未返却者への対応を行い、年度末時点での卒業学生の未返却図書は 0 冊だった。
- 雑誌等資料の紛失があり、学生へのモラル向上を促す掲示を行った。

⑥図書館ワークスタディアルバイト学生の活用

令和2年8月3日（月）～令和2年12月24日（木）の間、3名の学生を雇用し、配架、蔵書整理、資料受入れ補助業務などの作業を行った。

⑦図書館サポーター活動の充実

COVID-19 感染拡大防止のため選書ツアーは中止したが、館内蔵書のうち、学生サポーターが推薦した図書合計10冊について、サポーター自身がポップを作成し「学生サポーターが選書した本」のコーナーで展示した。また、ワークスタディ学生、学生サポーターからの意見・提案を取り入れ、館内の環境整備に反映した。年度末には、学生アルバイト9名（2年生7名・1年生2名）を雇用し、蔵書点検作業を行った。

⑧図書館主宰イベントの実施

- ・折り紙コンテスト（応募作品4点）
- ・クリスマスイベント（参加学生59名）
- ・館内上映会（IZUMIシアター）はCOVID-19 感染拡大防止のため、実施しなかった。

⑨図書館ウェブサイトの拡充

図書館トピックス（お知らせ）、利用案内、情報探索ツール、館内おすすめコーナーなどの情報提供を行った。

⑩ラーニングセンターwillとの連携

- ・ラーニングセンターwill用資料帶出票を作成し、センターでの自習、共同学習時に、通常の貸出手続きとは別に、館内資料を活用できるように対応した。
- ・利用人数が多く、センター内パソコンが不足する場合等、館内の学習用パソコンの利用や学習席でのパソコン作業ができるよう対応した。

⑪相模原市内大学図書館と相模原市立図書館との相互協力連絡会への参加

COVID-19 感染拡大防止対策のため、例年6月と12月に行っていた連絡会議はメールでの確認と、照会事項などがある場合についてのみ書面にて情報共有をすることとなった。

⑫COVID-19 感染拡大防止対策

館内換気の徹底・入館者数の制限・入館時の手指消毒の徹底・カウンターにビニールカーテンの設置・座席の撤去・ソーシャルディスタンスの確保等、感染拡大防止対策を行った。

[区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
- (3) 学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
- (5) 基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (6) 学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支

援の体制を整備している。

- (8) 進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (9) 留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。
- (10) 学習成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。

＜区分 基準 II-B-2 の現状＞

学生の学習成果の獲得に資するため、さまざまな学習支援を行っている。

本学では入学者の8割以上が12月の入試までに決定している。そこで、翌年4月の入学までの間、月1回（全4回）の入学前教育（必修）を実施している。入学前教育では、①大学での学びや生活等に関する情報提供、②保育（教育）・福祉の専門職を目指すための学びに移行するための学習プログラムの実施、③大学での学びと自宅での学習の往還型学習の実施、④入学予定者同士の交流の促進、⑤入学までの学びのモチベーションの維持等を目的としている。また、2月以降の入学決定者については、適宜、入学前教育と同様の情報及び学びのプログラムを提供している。入学予定者には「プレパス(Pre PASS)」が発行され、図書館及びキャリアデザインセンター、ラーニングセンターwill、スクールバスを利用することができる。さらにピアノ未経験者を対象に初心者向けピアノレッスン（1回90分）を3回実施し入学後の授業へのスムーズな移行を図っている。

＜備付-31＞

近年、入試倍率の低下等により、基礎学力に不安を抱えた入学生が散見される。本学では、保育（教育）・福祉専門職養成という本学の学びの特徴に鑑み、基礎学力のなかでも文章表現能力の向上に力を入れている。『保育者のための文章表現ワークブック』（テキスト）、「読書感想文」、「漢字ワークブック」などを用いて、二年間での学びに入る前段階での基礎学力向上に努めている。さらに2月期には、入学前の学生に入学後の不安や配慮の必要なことについての質問紙を提出させ、事前に学生各々の状況把握に努め、入学後のスムーズな学生生活を促している。＜備付-31＞

また、本学では授業開講期間（15回）の中で、複数のテスト・レポートを課し、学習途中の成果を各教科担当者が把握し、学生に還元する往還型の指導を依頼している。出席状況などを含め学生の学習状況を、科目担当者のみならず、教育・学習支援ユニットを通じて、専任教員（主にグループアドバイザー）が把握し、具体的な指導につなげている。

【入学前教育（令和3年度入学生）概要】

◇第1回 令和2年12月5日（土）*COVID-19感染拡大防止の観点から時間を短縮して実施

13:10～13:30	1 挨拶・入学前教育課題説明① 和泉での学びのゴール／和泉での学びのプロセス／入学前教育とは／課題など／皆さんの学びを支えるために／諸注意
13:40～14:00	2 入学前教育課題説明② 漢字ワークブック／生活習慣の記録と振り返り／健康状況入学前アンケート説明
14:10～14:35	3 パソコン基礎講座／パソコン初期設定手続きの説明

◇第2回 令和3年1月9日(土) *COVID-19感染拡大防止の観点から中止

◇第3回 令和3年2月10日(水) *COVID-19感染拡大防止の観点から本学での開催は中止

「在学生・卒業生のメッセージ」Zoom配信、在学生：「2年間の学生生活」について

卒業生：「コロナ禍の保育園の現状と本学の学びが保育現場でどのように活かされていくか」

◇第4回 令和3年3月10日(水) *COVID-19感染拡大防止の観点から時間を短縮して実施

13:10～14:10	1 演習「課題の取り組み進度の確認」 「私の目標と計画」（グループディスカッション） 「令和3年度入学予定者へのアンケート」提出、高等学校「卒業証明書」提出 11教室
14:20～14:45	2 「和泉での学びについて」Zoom配信
14:45～15:00	3 「終講式」（礼拝形式）Zoom配信

入学後の学生に対するオリエンテーションは、入学時および学期ごとに実施し、学生の保育（教育）・福祉専門職への学びに関する動機づけを高めるとともに、必要な手続き等について説明し、学生生活全般にわたる情報提供も行っている＜備付-37＞。また、オリエンテーションでの説明事項は、グループアドバイザー及び事務職員により個別の説明・確認等を行い情報の十分な周知及び手続きの遺漏等が生じないよう配慮している。また、学生には学習成果の獲得に資するための各種の印刷物を配布し必要な情報提供している。

令和2年度前期は、緊急事態宣言発出に伴い、オリエンテーションの内容を録画して配信するとともに資料一式を自宅に宅配便で届けた。併せて、前期分の教科書一式について、その費用を本学で全額負担し、学生の自宅へ宅配便で届けた。

緊急事態宣言解除後の6月8日（月）および6月15日（月）に、2回に分けて入学式を挙行し、改めて前期オリエンテーションを実施した。

【オリエンテーション概要】

[教務関係] カリキュラム説明、履修手続き説明、資格・免許手続き説明、学事予定説明、学則説明、ポートフォリオシステム説明、「学びの為のマナー」等

[学生支援関係] 奨学金説明、健康管理センター説明、学生部行事説明、進路支援説明 等

[実習関係] 実習概要説明 等 ※詳細は実習授業において実施

[宗教関係] 建学の精神確認、学校礼拝案内、キリスト教活動情報提供 等

[入試広報関係] 入試活動に関する協力依頼、オプトアウト 等

[図書館・学術情報関係] 図書館利用案内、図書館主催行事案内 等

[経理・施設関係] 学納金説明、学内施設利用説明 等

[その他] 教職員紹介、学友会・委員会紹介、サークル紹介 等

【学生に配布される印刷物等】

「学びのハンドブック」：教育に関する事項をまとめた冊子（カリキュラム、履修方法等）

「IZUMI DIARY」：学生生活に関する事項、就職に関する手続き等をまとめた冊子

「ポートフォリオ」：作成した成果物を綴じるためのファイル

本学の多くの学生は、保育（教育）・福祉専門職を目指し意欲的に学習に取り組んでいるが、とりわけ進度の速い学生や成績上位で優秀な学生、学習意欲が非常に高い学生もあり、こうした学生に対する学習上の配慮や学習支援も欠かせない。

正課（授業）における取組みとしては、「英語コミュニケーション」において、資格検定で一定以上の成績を修めた者（英語検定試験 2 級以上、TOEIC550 点以上、TOEFL145 点以上（ペーパーベーススコア 470 点以上）には単位認定を導入している。

正課外の取り組みとしては、キャリアデザインセンターに保育力支援者、およびラーニングセンター will に基礎学力支援者、IT 支援者を配置し、学生のニーズや実務家教員の課題意識に基づいた特別授業を行い、きめ細かく学習支援を行っている。全員を対象とした特別教室に加え、任意参加の特別プログラムを開催しているほか、課題、実習、就職、進学等に向けたサポートを求めてくる学生のニーズに沿った随時の支援・相談に対応している。さらに、上記のセンターはどれも自主的な学びの場として基本的に開放されており、支援者のいる空間での自学自習が促進されている。これらはいずれも授業単位には換算されないが、本学学生の正課及び自主学習支援機能として定着しており、その延長線上で進路支援の機能も有するようになっている。

なお、本学では通信制による教育は行っていない。また、現在のところ留学生は在籍していない。

[区分 基準 II-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舎が必要な学生に支援（学生寮、宿舎のあっせん等）を行っている。
- (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的

に評価している。

<区分 基準Ⅱ-B-3の現状>

学生の生活支援を行う教職員の組織（学生指導、厚生補導など）として、本学では学生委員会及び学生支援ユニットを設置し、学生の学習・実習・学生生活・進路選択上の課題・悩みなどについて、教職員が一人ひとりの学生に丁寧に向き合う仕組みを整備し、学生委員会・学生支援ユニット・進路支援センター・健康管理センターなどが支援を行っている。<備付-38>

[グループアドバイザー]

一人の教員が2年間を通して20名ほどのグループを担当し、学生の学習上の課題・悩み、及び生活上の課題・悩みにトータルなサポートを行っている。

[オフィスアワー]

専任教員は全員週に1回以上のオフィスアワー（昼休み時間）を設定し、学生からの相談に対応している。

[実習サポートセンター]

実習に関連する学習上の課題・悩みに対する相談に応じている。スタッフには卒業生を配置し、学生が相談しやすい態勢を整えている。

[進路支援センター・健康管理センター]

学習上の課題・悩みに直接的な支援を行うことは少ないが、学生にとって多様な相談先の確保という側面で効果を発揮している。

学生本人の状況に応じて、保証人（家族）・アドバイザー・学生委員会教職員が共に面談を行う等、学生の学習・実習・進路選択等にかかわる課題・悩みについて、多角的に連携を図る支援を行っている。家庭との連携を図るツールとして、学生への成績・取得単位の一覧表配布指導とは別に、保証人へ成績・取得単位の一覧表を郵送している。また保証人が来校する入学時および文化祭などの行事時に、保証人連絡会およびグループアドバイザーとの個別相談会（希望者のみ）を実施した。

学内の各委員会・ユニットが連携し、学生委員会及び学生支援ユニットが日程・プログラムを調整して、1年生・2年生・専攻科生を対象に、各学期初めにオリエンテーションを実施、学生生活の支援に務めている。COVID-19感染拡大防止のための分散登校に対応し、各部の案内と生活指導・事務手続きを中心に例年より内容を短縮して2回ずつ開催した。<備付-37>

○前期オリエンテーション	1年 6月8日（月）・15日（月）
--------------	-------------------

	2年 6月8日（月）・15日（月）
--	-------------------

○後期オリエンテーション	1年 10月24日（土）午前・午後
--------------	-------------------

	2年 11月6日（金）午前・午後
--	------------------

令和2年度はCOVID-19感染拡大防止による個々の学生の日々の状況に個別的な対応

を要するため、年間計画にこだわらず、特に柔軟な運営を行った。全専任教員によるオフィスアワー（週1回・昼休み）などについても、オンライン・電話・メールなどの活用により柔軟に運用した。さらに、アドバイザー・学生支援ユニット・各種担当ユニット・センター間の適時・的確な連携を図り多種多様な機会・受け皿を設けることにより、変則的な学校生活による学生の不安や困難、進路支援・COVID-19 感染拡大防止による特別な健康管理などに個別的かつ丁寧な学生支援を実施することができた。

学生の委員会活動および学生団体の学友会・サークル活動等と連携・意見を取り入れながら、大学行事、学生が主体的に参画するよう支援体制を整え、学生生活の向上に努めている。令和2年度はCOVID-19感染拡大防止により学生のサークルおよび委員会活動を縮小・中止することとなったが、専攻科生・学友会執行部による昼食時感染予防についての校内放送など、学生生活の向上を図る学生の主体的な活動を支援、彼らの活動は学長賞授与の対象となった＜備付-規程集5＞。令和2年度よりSA委員会（Student Assistant委員会）を設けた＜備付-規程集6＞。COVID-19感染拡大防止の影響により少しずつ活動を拡大して、学習環境や授業への取り組みの主体的な向上・アクティブラーニング等の積極的な取り組みについて学生の参画を期待している。

【学生のマナー向上に向けた取り組み】

- SA委員会との連携 ○学校施設の汚損・破損行為の再発防止
- 自動車通学禁止順守の確認のための大学周辺の道路や駐車場の違法駐車の見回り

2年間と短い在学期間の短期大学においては、COVID-19感染拡大防止による学生の課外活動中止により、学生間での引継ぎや関係性が一旦途切れることから、7月以降感染予防対策の可能な範囲内で、学生が自主的に参加できる課外活動（学ぼう遊ぼうキャンパスライフアワー）、行事（オータムフェスタ・クリスマスツリ一点火祭等）を企画したが、令和3年度以降も、新しい活動方法等を工夫して支援する。

【学友会活動の支援】

- 学友会と学生委員会との意見交換会を開催
- 学友会総会オンライン開催への支援○学友会執行部役員選出への支援
- 学友会活動の引継ぎへの支援

なお、例年は以下について実施していたが、令和2年度はCOVID-19感染拡大により実施しなかった。

- 「いづみ祭」に係る打合せ会・反省会・新旧役員引継ぎ会 ○学友会主催講演会開催への支援

【課外サークルへの支援】

例年は課外サークル活動への支援を実施していたが、令和2年度はCOVID-19感染拡大により実施しなかった。

- 登録サークル団体への支援 ○ 学生のサークル活動支援向け夜間スクールバス運行

【卒業パーティー・卒業アルバム作成の支援】

COVID-19感染拡大防止により令和2年度は卒業式のみを挙行し、飲食を伴う卒業パーティーは中止し、グループでの集まりのみを実施した。また感染予防対策の重視による大学生活の変化の中で、記念の写真を残す機会を積極的に提案し、学生の卒業アルバム委員会の活動を支援した。

例年は学友会・学生のいざみ祭委員会・グループ活動が主体となる秋季行事「いざみ祭」の実施について支援を実施しているが、令和 2 年度は COVID-19 感染拡大防止のため例年規模の「いざみ祭」を実施しなかった。そこで、いざみ祭に替わる秋季行事として、実習サポート委員会およびグループアドバイザー教員等との連携により、分散・対面による全学生参加の行事「オータムフェスタ」を実施し、COVID-19 感染拡大下では初の 1・2 年生グループ合同の親睦・学習の機会として、学友会・学生委員会の学生の積極的な参加を支援し活発な交流を実現した。<備付-39-①・②>

学生にとって居心地の良いキャンパスづくりは欠かせない。本学では、キャンパス・アメニティの充実に向けて、さまざまな取組みを行っているが、さらに令和 2 年度は COVID-19 感染拡大防止対策のための環境整備について加えて取り組んだ。

【キャンパス・アメニティ】

[食堂] 学内に 1 か所設置（3 号館）、外部企業に運営委託し、昼食時に加え、毎週 2 回の 100 円朝食サービスを実施していたが、令和 2 年度は COVID-19 感染拡大防止により食事の提供を実施しなかった。代替措置として、売店にて食堂で調理した数種類の弁当販売を行った。また定員数減、テーブルや座席同士の間隔の拡大、消毒薬の設置、常時換気、定期的な清掃消毒などの感染症対策を実施した上で、学生食堂を食事の場・憩いの場・自習の場として学生に開放している。

[売店（キャンパスコンビニ）] 学内に 1 か所設置（1 号館）、外部企業に運営委託している。食堂・コンビニでの支払い額に応じた独自のポイント付与を実施している。営業時間 9：30～16：00。

[自動販売機] 食堂、コミュニティサロン、栄養実習室前、体育館ラウンジに設置して安価で提供している。

[教室以外の学生の憩いの場] 以下のスペースについて、定員数減、テーブルや座席同士の間隔の拡大、消毒薬の設置、常時換気、定期的な清掃消毒などの感染症対策を実施した上で、学生ホール、食堂、体育館ラウンジ、中庭及びピロティ、憩いの広場、テニスコート、芝生多目的広場、総合グラウンドの学生の利用を支援した。なお、令和 2 年度は COVID-19 感染拡大防止によりコミュニティサロン、サークル室の利用を中止した。

本学は神奈川県、東京都以外出身の学生は少数であるが、学生宿舎が必要な学生には、学生支援ユニットにて、学生寮・賃貸住宅等のあっせん等を行っている。本学には学生寮はなく、推薦施設として企業が運営する学生寮を紹介している。賃貸住宅での居住等を希望する学生や入学予定者には、過去に学生を紹介した実績のある不動産会社と手数料を無料等による提携サービスを実施している。

また、学生の通学の利便性を高めるため、小田急線相模大野駅北口と JR 横浜線淵野辺駅南口より、授業の開始・終了時間に合わせ学生専用のスクールバス（4 台：業務委託）を運行している。また、学生の課外活動（サークル活動・時間外自主学習等）を促進するため授業終了後にスクールバス運行（週 3 回：月・水・金曜）を実施している。

<備付-40>

通常のスクールバス安全運行・利用のルール・マナー（整列乗車・飲食禁止・席取り禁止等）に加え、令和 2 年度は、COVID-19 感染拡大下での安心・安全な利用（車内の私語禁止・換気・マスク着用）について、車内掲示・ポスター掲示・Google Classroom などにより周知を目指した。

友人との交流が活発になる長期休暇明け・実習終了直後等の通学に際しては、私語禁止等のルールの徹底が困難な状況もあり、学生委員会からの注意喚起の発出、学生支援

ユニット・庶務ユニット職員による添乗指導、ポスター掲示等を実施したが、学年末の時期には改善されたとの報告を得られた。

なお、本学では、特例を除き学生の自家用車通学は禁止しており、学生用の駐車場は設置していない。自転車・オートバイで通学する学生には、学生支援ユニットでの登録を経て、駐輪場の使用を認めている。

本学では和泉奨学金委員会＜備付-規程集7＞を設置し、近年、学修奨励奨学金制度の創設等により、ニーズが高まる学生への経済的支援、学習継続が可能となる環境づくりの拡充に努めている。奨学金に関わる窓口は学生支援ユニットが担当し、奨学金申請希望学生に各学期初めに奨学金説明会を実施している。

令和2年度から開始する高等教育の修学支援新制度の機関要件確認申請を行い、対象機関として認められたので、新入生（予約採用）10名について推薦手続きを行った。特にCOVID-19感染拡大下の令和2年度においては、数多く新設・周知された奨学金・支援金の情報収集に努め、個々の状況に配慮した迅速な情報提供・募集・選定・手続き支援を実施し、充実した学資支援（奨学金制度）を実施した。

最も利用者が多い日本学生支援機構奨学金については、193名（貸与、給付型）、在校生の約46%が利用した。

また、卒業後の無理な返済について社会問題化していることを含め、生涯にわたり学生が安定した生活を送れるように、卒業後の返済計画を考慮して手続きを進めることを助言するなど、個別支援を行っている。学納金納付延納の相談は庶務ユニット（経理担当）が個別的に当たっている。＜備付-規程集8＞

学生の経済的支援に関する業務（1）本学独自奨学金

奨学金の種類	1年前期	1年後期	2年前期	2年後期	専攻科 前期	専攻科 後期
和泉奨学金	貸与者 0名					
真鍋記念奨学金 (成績優秀者に給付)	2名 各5万	2名 各5万	2名 各5万	2名 各10万	1名 各5万	1名 各10万
和泉短期大学児童福祉奨学金 (1年次後期より授業料半期10万減免)			3名		1名	
学修奨励奨学金						
経済的支援を必要とする者	6名	6名	1名		1名	
東京・神奈川・千葉・埼玉以外の出身 で自立生活をする者	1名					
学内ワークスタディ	月20時間以上従事した場合、各1万円給付					
	3名		2名			
大学・短期大学卒業生						
学生ボランティア活動奨励奨学金			1名			
愛のいづみ基金（給付）	給付者 0名					

学生の経済的支援に関する業務（2）外部奨学金

奨学金の種類	1年	2年	専攻科
日本学生支援機構奨学金（貸与型）	71名	64名	4名
日本学生支援機構奨学金（給付型）	38名	17名	0名
篠原欣子記念財団奨学金	1名		
キリスト教保育連盟奨学金		1名	
あしなが育英会奨学金	1名		
高村育英会奨学金	1名		
資生堂社会福祉事業財団奨学金	1名		
保育士修学資金貸付金			
神奈川県	1名	3名	
横浜市		1名	
川崎市		2名	
東京都	3名	7名	
生命保険協会保育士修学資金		1名	
生命保険協会介護福祉士修学資金			1名
介護福祉士修学資金貸付金			
神奈川県			3名

学生の学びにとって心身の健康管理は欠かせない。学生の心身の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングについて等、学生委員会を核として、健康管理センター運営委員会＜備付-規程集9＞・障がいのある学生等修学支援委員会＜備付-規程集10＞・教務委員会が連携して取り組みを行った。とりわけ保育（教育）・福祉専門職を目指す学生は、資格・免許取得のための現場実習を2年間で4回行うこと、またエッセンシャルワーカーとして社会に貢献する人材となることから健康管理の重要性を授業や健康管理センターを通して伝えている。

健康管理センターは、保健室（主としてヘルスケア担当）と学生相談室（主としてメンタルケア担当）から構成される。平成30年度から設置した健康管理センターワーキンググループを前身として、学生委員会を中心に、令和元年度よりチャップレン・実習サポート委員会・保健室及び学生相談室職員・グループアドバイザーなどによる健康管理センター運営委員会を設置した。令和2年度は全7回の定例会議や資料の共有を通して、幅広く各委員会との連携を深め、以下のような業務を通じて、学生の健康管理に関する支援、健康教育の立案・実施等を目指した。自他への健康被害やマナー・モラルの観点から、未成年の飲酒・喫煙、危険薬物や喫煙の影響等について教育・指導を行い、「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」に従い大学構内・周辺の喫煙状況の見回りなどを実施している。

学生の健康を守り、円滑な学習・実習・進路支援の為に毎年4月に校医による健康診断を実施しているが、令和2年度はCOVID-19感染拡大下による休講期間中につき、8・9月に例年通りの内容の胸部レントゲン検査、身体計測、内科検診、麻疹風疹抗体検査を

実施した（1年生のみ）。また、例年通り保育実習（保育所・施設）前の期間、9月・1月・2月に、腸内細菌検査を実施した。

8月29日（土）には、COVID-19の感染防止対策を行い、参加人数を制限（参加人数29名）して普通救命講習Ⅲ（幼児・乳児・新生児）を行った。<備付-41>

本学の保健室は1号館と4号館（体育館）の2か所設置、1号館保健室は月～金曜日に看護師・保健師が在室し、病気や体調に関する相談に応じている。令和2年度の保健室利用件数は延べ47件であった。学生相談室では、専任カウンセラー（本学チャプレン）は、週1回金曜日在室、認定心理士が週2回（水曜日・木曜日）在室し、カラーセラピーを取り入れたカウンセリングを行っている。原則予約制であるが、空いている時間であれば予約なしでも相談できる。令和2年度については、COVID-19感染拡大下でも学生が安心して相談室を利用するため、感染拡大防止対策として全て事前予約制、アクリル板を使用した対面相談を行った。在学生の相談であれば家族同伴も可能であり、また教職員も相談できる。令和2年度の学生相談室は延べ20件の利用があった。

特に、COVID-19感染拡大下の令和2年度については、学生の健康と学校生活、対面授業や実習実施を守るために、学生委員会・学生支援ユニットをはじめ、全学が協働して対策に取り組んだ。令和2年度 COVID-19 感染拡大防止対策に関わる対応を行った学生数84名、個人情報に配慮した関係者間の正確な情報共有を図り、学生の心身の回復を支援した。

【令和2年度保健室利用状況】（人）

	開室日数	1年生	2年生	専攻科	その他	合計
4月	0	0	0	0	0	0
5月	0	0	0	0	0	0
6月	22	1	1	0	0	2
7月	23	5	0	2	0	7
8月	16	2	6	0	0	8
9月	23	17	0	0	0	17
10月	24	3	1	3	0	7
11月	20	0	0	0	0	0
12月	18	0	3	0	0	3
1月	17	1	0	0	0	1
2月	9	1	0	1	0	2
3月	8	0	0	0	0	0
計	180	30	11	6	0	47

*4・5月は緊急事態宣言により休講措置と構内立ち入り禁止とした。

【令和2年度学生相談室利用状況】（人）

	開室日数	1年生	2年生	専攻科	その他(家族 他関係者)	教職員	合計
4月	0	0	0	0	0	0	0
5月	0	0	0	0	0	0	0
6月	1	0	0	1	0	0	0
7月	4	1	0	0	0	0	1
8月	2	3	0	1	0	0	4
9月	8	7	0	0	0	0	7
10月	3	2	0	0	0	0	2
11月	1	1	0	0	0	0	1
12月	2	2	0	0	0	0	2
1月	2	0	1	1	0	0	2
2月	0	0	0	0	0	0	0
3月	0	0	0	0	0	0	0
計	23	16	1	3	0	0	20

学生が学生生活に関する意見や要望を発信し、本学がその聴取に努めるために、以下のような複数の窓口・機会を設けて積極的に取り組んでいる。

学生生活全般についての相談・意見や要望を発信する窓口として、学生支援ユニット、グループアドバイザー、グループアドバイザー以外の教員（オフィスアワーの活用）<備付-16>、健康管理センター（学生相談室、保健室）、事務局各ユニット員、実習サポートセンター、キャリアデザインセンター、ラーニングセンターwill、事務局各ユニット員による日常の相談援助を実施している。

また、学生委員会は学生の代表である学友会と“交流会”、担当教員が日々のコミュニケーションにより執行部との信頼関係を築き、執行部“意見交換会”を開催して学生の意見を聴取し学生生活の向上を図っている。令和2年度はCOVID-19感染拡大防止対策により書面議決・オンライン学友会総会の開催を支援、執行部とは計3回の意見交換会・執行部会を通じて、学生の意見や要望などを聴取し、学生・教員・学生支援ユニットが三位一体となった教育の質の向上を目指し協議した。<備付-42>

さらに、広く学生の意見及び提案を聞き、学内の各種制度、施設・設備等の改善・充実並びに学生支援の改善・充実に資するために学生ホールに投書箱を設置、電子媒体としてメールでも投書できるようにしている。<備付-規程集3>

在学生・教職員のハラスメントに関する対応については、平成16年度から各種規程を整備して、キャンパス・ハラスメント相談員、キャンパス・ハラスメント相談委員会、キャンパス・ハラスメント防止対策委員会による学内ハラスメントの防止・救済に努めている。

大学には多様な学生が存在する。こうした学生の存在は大学の活性化につながるとともに、それぞれの特性に応じた支援が必要であり下記のような支援を行っている。

【留学生への支援】 在籍者がいない。将来的には取り組みを要すると考える。

【社会人学生への支援】

- ・**他大学等での既修得単位の認定** 他大学等を卒業後、社会人経験を経て本学に入学する者に対しては、他大学等での既修得科目に対する単位認定を実施。
- ・**実習実施上の配慮** 社会人学生が現場実習を行う際には、当該学生よりも年長でキャリア豊富な指導者による指導が得られるよう配慮している。
- ・**資格検定等による単位認定** 資格検定等成績による、英語コミュニケーション単位の認定。
- ・**自動車通学の許可** 保育所への送迎等育児に係る特例として自動車通学を許可。

【長期履修生の受け入れ】 従前は在籍延長制度（3年間での履修）を設けたが、数年希望者が不在だったため、平成23年度に同制度を廃止。科目等履修制度の充実、再入学の見直し及び周知に努めた。

本学には、社会人経験のあるさまざまな学生が入学している。こうした学生は総じて学習意欲が高く、年齢やキャリアの違い等を超えて学生相互のダイナミクスを体験しながら学びに励んでいる。一方で、高校卒業直後の学生への対応とは異なる独自の支援を要する事例もあるので、多様な学生にとって有意義な学生生活を実現する支援を構築したい。

障がいのある学生を受け入れ、合理的配慮により可能な限りの施設整備、及び障がい者への支援体制を整えるために下記のような取り組みを行っている。

【障がいのある学生への支援】 障がいのある学生等修学支援委員会を開催した。

- ・**物理的障壁の解消** 1号館階段リフト及びスロープ、障がい者用トイレ、クラークホールスロープ、4号館（体育館）エレベーター設備、障がい者用トイレ、全学階段の手摺、点字表示 等。
- ・**入試における配慮** 障がいのある学生に関しては入学時点で把握できない場合もある。障がいのある学生の受験や入学を早い段階で把握できる体制を整えるため、事前に相談に応じる旨を募集要項に明記して周知している。
- ・**学習上の支援** 該当学生からの支援申請を受け、「障がいのある学生等修学支援委員会」による個別面談などの結果から、全教科において統一された対応を講じることとしている。

特に令和2年度から、障がいのある学生等修学支援委員会を中心に、守秘義務及び個人情報保護に配慮した取扱いについて学生に周知を諮った上で、特に授業受講など（試験を含む）に関連して学生が必要とする支援の情報を共有、適切な学習支援を目指した。

<備付-規程集10><備付-43>

学生の社会的活動は、全学を挙げて積極的に支援している。主な活動として、毎年相模原市、相模原市児童相談所、神奈川県中央児童相談所、神奈川県立相模原中央支援学校などからの要請を受け、児童虐待防止啓発活動であるオレンジリボンを、ボランティアサークルを中心にはほぼ全学生により自主的に作成する活動が挙げられる。例年は、代表学生により相模大野駅・橋本駅などの駅頭で作成したリボンを配布し、児童虐待防止の啓蒙活動を行っている。相模原市児童相談所、神奈川県中央児童相談所での保育ボランティア、相模原中央支援学校での障がいのある児童との交流イベントへの参加、近隣

自治会主催の夏祭りや、相模大野駅前ユニコムプラザさがみはらで開催される「まちづくりフェスタ」の子ども体験イベントコーナーへの参加等、地域の親子にあそびの体験などを提供するなど、本学学生ボランティアサークルは、長年にわたり活発に活動している。

その他、音楽の輪サークル、軽音楽サークル、ダンスサークル等が、地域の障がい者支援施設の利用者の方々を招き、歌や楽器の演奏、ダンスなどで交流を図るなど、本学学生による地域貢献・地域連携・ボランティア活動は、周辺地域に定着し多くの役割を担い、毎年複数名の学生がボランティア活動時間により相模原市から認定されるボランティア博士・修士等に推薦・取得を促している。<備付-3>

本学では学期末・卒業式などの機会に、和泉短期大学学長賞授与、平成30年度から新たに制定した和泉短期大学学生ボランティア活動奨励奨学金など<備付-規程集 11>の贈与により、学生の活動を高く評価している。令和2年度については、COVID-19 感染拡大防止により上記の多くの活動が中止・縮小されているが、可能な活動を継続して受賞者を輩出することで、積極的な活動の支援が実現できた。

[区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

<区分 基準Ⅱ-B-4 の現状>

学生の進路支援の充実のため、就職委員会及び学生支援ユニットが所管しスタッフが常駐する進路支援センターを学内に設置している。令和2年度については、学生の進路について、COVID-19 感染拡大の影響がいっさい及ばないことを目標に、進路支援センター・就職委員会にて現状を共有し、改善の対策等を検討、支援の充実と就職率・就業定着率の向上を図った。<備付-49>

進路支援センターでは、①各種施設や機関、保育所、幼稚園、企業から送付された求人票を掲示及びファイルし、案内書や施設一覧を配布、②過去の卒業生の受験報告書、就職活動体験記、就職先一覧を配置、③情報誌、就職試験問題集や参考書を用意、④進学資料として4年制大学への編入学案内や介護福祉士受験資格取得が可能な本学専攻科の案内および専門学校等の案内書を用意している。大学に寄せられた保育所・幼稚園・福祉施設の求人情報は、進路支援センター内のパソコン、自宅のパソコン・スマートフォンでも検索できる。また単科大学の特性・実務経験のある教職員が多数在籍する本学

の特徴を生かし、進路支援センターのみならず、学内の各セクションがそれぞれの機能を発揮しながら進路支援活動に貢献している。

グループアドバイザーは、個人面談及びグループミーティングを通して進路について支援し、必要に応じて推薦書を作成している。グループアドバイザーは実習授業の担当も兼ねており、実習と就職との関連性に配慮した支援が可能である。実習サポートセンターでは、現場経験豊かな実習助教と実習助手（職員）が、実習関連の相談に乗っており相談が就職や進学に及ぶことが多い。健康管理センターにおいても進路相談がある。

多くの学生が保育士資格、幼稚園教諭二種免許、社会福祉主事任用資格の取得を目指すため、その希望を実現する就職支援を行っている。就職試験対策はオリエンテーション時に就職活動の心構えと重要性を伝えている。

また、令和2年度生については、IZUMI DIARY（学生手帳）にて、保育・福祉実践現場への就職活動に関する手続きなどを掲載し学生に配布、本学独自の手引き・キャリア教育のテキストとして活用している。<提出-23>

また、2年次のキャリアデザインⅡ（卒業必修）において就職活動を進めるための準備を体系的に学習している。

【キャリアデザインⅠ】（学生委員会分担分・1年次・卒業必修）

月	回数	講座名
8月	第6回	「知っておきたい労働法について」
9月	第7回	「メディアリテラシーについて」

【キャリアデザインⅡ】（2年次・卒業必修）

	項目	内容		回数	課題
第1回	7月6日（月）3限	就職活動の全般（進学含む）	分散①		課題（教養試験） レポート1
	7月13日（月）3限	就職活動の全般（進学含む）	分散②		
第2回	7月18日（土）2限	公立保育士 就職模擬試験	分散①	1	課題（講義） レポート2
	7月18日（土）3限	公立保育士 就職模擬試験	分散②	1	
第3回	7月20日（月）3限	就職時のマナー・コミュニケーション①	分散①	2	課題（講義） レポート3
	7月27日（月）3限	就職時のマナー・コミュニケーション①	分散②	2	
第4回	8月1日（土）4限	協会の先生をお招きしての就職懇談会	分散①②		
第5回	8月1日（土）5限	卒業生を招いての就職活動体験談	分散①②		
第6回	8月3日（月）3限	就職時のマナー・コミュニケーション②	分散①	3	課題（講義） レポート4
	8月17日（月）3限	就職時のマナー・コミュニケーション②	分散②	3	
第7回	8月24日（月）3限	就職時のマナー・コミュニケーション③	分散①	4	課題（講義） レポート5
	8月31日（月）3限	就職時のマナー・コミュニケーション③	分散②	4	
第8回	9月21日（月）3限	就職活動の全般（応募手続きについて）	分散①	5.6.7	就職説明、園見 学レポート3回
	9月28日（月）3限	就職活動の全般（応募手続きについて）	分散②	5.6.7	

通年での就職活動状況及び年度末の就職結果等を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。とりわけ、就職活動が本格化する10月より「進路状況一覧」を全教職員に配布し情報共有を図っている。また、求人や内定の傾向は就職委員会、部長会、教授会等で報告され活用されている。

《就職状況について》

過去3年間、卒業者数に対する就職希望率は、83%～89%を推移している。求人件数については、令和2年度600件発送し、前年度より201件減少し、1,777件となったが、求人数は前年度より478名増えており卒業者数の9倍以上を維持している。就職決定者をみると、学校での斡旋（学校求人票、実習先等）による就職者が92.5%を占めており、自己開拓（自由応募、自己開拓等）の就職者数は6.2%である。就職希望者のうち、保育・幼稚教育・福祉分野への専門就職率は、過去3年間約97%となっており、卒業生の大部分が資格・免許を活かして就職している。

【平成30年度～令和2年度の進路状況】

各年度3月31日現在

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
求人件数	2,127件	1,978件	1,777件
求人数	19,285名	16,455名	16,933名
a 卒業者数	201名	177名	194名
b 就職希望者数 b/a	179名 (89.1%)	151名 (85.3%)	160名 (82.5%)
c うち学校で斡旋した就職 c/b	153名 (85.4%)	137名 (90.7%)	148名 (92.5%)
d うち自己開拓分の就職者 d/b	24名 (13.4%)	14名 (9.3%)	10名 (6.2%)
e 就職未定者 e/b	2名 (1.1%)	0名(0%)	2名(1.2%)
f 進学・留学希望者数 f/a	8名 (4.0%)	18名 (10.2%)	22名 (11.3%)
g 進学・留学生 g/f	8名 (4.0%)	18名 (10.2%)	22名 (11.3%)
h 進学・留学準備中 h/f	0名 (0%)	0名 (0%)	0名 (0%)
i その他進路決定者 i/a	14名 (6.9%)	8名 (4.5%)	12名 (6.2%)
j 不明・無業者数 j/a	0名(0%)	0名(0%)	0名(0%)

【専門就職実績】

各年度3月31日現在

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
卒業者数(名)	201名	177名	194名
就職決定者数	177名 (98.9%)	151名 (100%)	158名 (100%)
専門就職者数	171名 (96.6%)	146名 (96.7%)	158名 (100%)
保育所以外の児童福祉施設・他の社会福祉施設（公立含む）	18名 (10.2%)	12名 (8.0%)	13名 (8.2%)
保育所（公立含む）	104名 (58.7%)	74名 (49.0%)	79名 (50.0%)
幼稚園	29名 (16.4%)	28名 (18.5%)	22名 (13.9%)
認定こども園	20名 (11.3%)	32名 (21.2%)	44名 (27.9%)

《進学状況について》

進学を希望する学生には、本学専攻科介護福祉専攻、他大学指定校編入の支援を行っている。過去3年間の進学者は、8名～22名と年度によって異なるが、多くは本学専攻科介護福祉専攻に内部進学する。編入学については、指定校のみならず指定校以外への進学に関する情報提供を行っている。

【平成30年度～令和2年度の進学実績】

各年度 3月 31日現在

平成30年度 8名	令和元年度 18名	令和2年度 22名
①和泉短期大学専攻科 介護福祉専攻：4名	①和泉短期大学専攻科 介護福祉専攻：15名	①和泉短期大学専攻科 介護福祉専攻：20名
②日本社会事業大学社会福祉学部 福祉援助学科：1名（一般編入）	②日本社会事業大学社会福祉学部 福祉援助学科：1名（公募推薦）	②ルーテル学院大学総合人間学部 人間福祉心理学科：1名（指定校）
③田園調布学園大学 人間福祉学部 社会福祉学科：1名（一般編入）	③日本福祉大学 福祉経営学部 医療・福祉マネジメント学科 (通信課程)：1名（一般編入）	③聖徳大学心理学部 (通信課程)：1名（一般編入）
④鶴川女子短期大学 専攻科国際こども教育専攻：1名（AO）	④外語ビジネス専門学校：1名 (AO)	
⑤レクシス・イングリッシュ(ペース校)：1名		

<テーマ 基準Ⅱ-B 教育課程の課題>

(1) 遠隔による授業環境の整備

令和2年度は、COVID-19感染拡大防止のためのオンライン授業を実施したが、家庭での通信環境に格差がみられた。PC及びポケットWi-Fiの貸し出し整備や補助は整ったが、アプリケーションソフトの操作支援等は継続課題となる<提出-24・25>。

(2) 離学者対策としての個々の学生に必要な支援の検討

学生の学習成果の獲得に資するためには、教育の質の向上、教育環境の改善、学生支援・学生サービスの向上等を図る必要がある。この実現には、学生支援に関わる立案・計画・実践・反省・改善のサイクルに、各教職員がそれぞれの経験知・実践知を活かして積極的に関わり、一層の協働・協力関係を構築して大学全体の取り組みをさらに豊かにする過程を確立することが必須である。近年、離学者（退学者、除籍者）の増加に伴い、学習支援・生活支援を全学的な取組みを図っているが、個々の学生の必要な支援について適時・的確に対応するためにも、学生が自分自身の学びの現段階と自分が必要とする支援を意識・発信しながら、主体的・横断的に各センターを活用できる学び・支援のコースレイアウトの実現が求められる。

(3) 6つのセンターを横断的・縦断的に活用した学生発信の支援計画

各委員会組織と事務局ユニットが運営する6つのセンター（キャリアデザインセンター・ラーニングセンターwill・健康管理センター・実習サポートセンター・地域連携推進センター・進路支援センター）<提出-18-①・②>の機能をさらに充実して、学生に資するサポート展開を探る。具体的には、現在実践されている、学生の学力を測る基礎力リ

サーチ、成績表、学生による授業アンケート、実習に関する自己・他者評価、ポートフォリオによる学びの記録の蓄積等を有機的に結び付けて、課題に取り組む形に留まらず、学生が自分自身の学びの現段階と、自分が必要とする支援を意識・発信しながら、主体的・横断的に各センターを活用できるような、学び・支援のコースレイアウトの実現が求められよう。学生自身の主体的な発信によりさらに実効性を高める可能性が拡がる。

(4) COVID-19 感染拡大下における卒業生の就労支援

エッセンシャルワーカーとしての保育・福祉人材を求める需要の高まりもあり、大学に寄せられる求人も多数を維持しているため、COVID-19 感染拡大下においても学生の就職活動には負の影響がみられず、例年と同様に順調に終えることができた。一方で、令和2年3月に卒業した令和元年度生については、卒業式の中止、新年度2か月間の緊急事態宣言発令による休講措置により、就労直後の時期に支援を得ることが困難な時期と重なったことが否めず、彼らの就労状況や今後の支援方法を検討することが課題である。また、近年課題となっている「就業継続力」（保育（教育）・福祉専門職での就業を継続する力）の醸成・向上に向けた学生支援の取り組みが引き続き課題となるであろう。

(5) 就労開始期の心身の不調・内定辞退に関する進路支援

進路決定後、研修開始後の時期の内定辞退は、学生本人・就職先である実践現場・実践現場との信頼関係を重視する本学の三者にとって大きなリスクとなる。現状では極少数例であるが、進路支援全体を搖るがす看過できない問題に発展する危険性を孕んでいると考える。学生の価値観の多様化、社会人経験者増加による権利意識の違いなどにより、進路支援の方法として、旧来の保育・福祉業界内の常識、マナー・モラルを根拠とするルールで学生を指導する方法のみによる問題の防止・解決は困難になると予想される。学生自身が現状を冷静に捉えポジティブな就労スタートを意識できる機会を提供することを目指し、社会人生活とのブリッジの役割を担う卒業直前時期の支援プログラムを検討する。

＜テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の特記事項＞

(1) ICT 教育に関わる支援

これまで課題として取り組んでいた学生への周知・情報共有・学生情報の受信については、COVID-19 感染拡大下の新しい大学教育の取り組みにより、ウェブサイト・Google Classroom・Google フォーム・Gmail・Zoom 等の活用が一気に加速し、双方向につながる ICT 教育について本学の新しい取り組みが拓かれたと考える。Wi-Fi ルーターの無料貸し出し等通信環境の整備にも取り組んだが、さらに学生の必要に応じた支援の取り組みが課題となる。

(2) 6つのセンターを横断的・縦断的に活用した学生支援

本学は各委員会組織と事務局ユニットが 6 つのセンター（キャリアデザインセンター・ラーニングセンター・健康管理センター・実習サポートセンター・地域連携推進センター・進路支援センター）を協働的・横断的に運営し学生支援に取り組むシステムを構築、安定した支援を行っている。その機能を充実して学生に資するサポートを展開する方法

を探りたい。

(3) 障がいのある学生等修学支援委員会について

障がいのある学生等修学支援委員会を中心に、学生が必要とする支援の情報を共有、適切な学習支援を目指した。守秘義務及び個人情報保護に配慮した取り扱いについて学生に周知を図った上で、教務委員会が入学前教育時に実施する「入学予定者アンケート」を実施、その結果を踏まえアドバイザーによる面談等により、学生から支援を必要とすることが発信された場合、障がいのある学生等修学支援委員会宛に「障がいのある学生等修学支援申請書」<備付-43>の提出することを支援。その申請書内容と聞き取りを基に、委員会にて当該学生の授業受講（試験を含む）に関する合理的な配慮、必要な証明書類等について検討。その内容により依頼状「授業及び試験で配慮を必要とする学生への対応について」の作成支援し、合理的配慮の内容について、教育・学習支援ユニットを通じて授業担当教員・アドバイザー・大学全体で共有、個々の学生の学生生活が順調、かつ公平に営まれるよう図ることとした。この新しいシステムの導入により、学習を始める時期に、個々の学生が自分の状況と希望する支援について考える機会となり、さらに必要な支援内容・方法を検討、その情報を授業担当教員と共有・共通の支援を行うことが円滑なった。令和2年度、依頼状「授業及び試験で配慮を必要とする学生への対応について」作成は延べ8件（前期5名、後期3名）であった。

(4) 「学生サポートブック」の作成 —「IZUMI DIARY」の改編

「IZUMI DIARY」について Google Classroom にて学生の使用状況などのアンケート調査を実施<備付-44>。その結果などを踏まえ、教務委員会・事務局との連携による掲載内容の改編を計画。各委員会・ユニットの業務分担を超え、利用する学生の視点から掲載項目の改編・統廃合により「学生サポートブック」を作成、令和3年度より配布・活用を開始する。

○教務委員会編集「学びのハンドブック」

「本学の教育の柱」「学位取得・資格免許状取得などに関わること」「単位・授業・試験・実習・担当教員（ハラスマント）等に関わること」「これらに関係する学則など」

○実習サポート委員会編集「実習ルールブック」

「実習事前学習・現場実習・事後学習の内容」「実習に関わる規程・学習内容」

○学生委員会編集主管「学生サポートブック」学生生活に必要な情報・支援ガイド

「各種施設・設備利用ガイド（ユニット・センター・健康管理センターなど）」「通学・保険などの情報・手続き」「奨学金・賞罰に関わる情報・手続き」「課外活動（委員会活動・学友会・サークル）など」「生活に関するガイド（災害時・不動産など）」「情報ソース・意見要望の発信（掲示板・ウェブサイト・Google Classroom・投書箱など）」「進路支援に関するガイド（就職活動など）」

(5) 本学の COVID-19 感染拡大防止対策

COVID-19 感染拡大下の令和2年度については、学生の健康と学校生活、対面授業や実習の実施を守るために、学生委員会・学生支援ユニットをはじめ、全学が協働して以

下のような対策に取り組んだ。

- ①学内フロア、各教室前、トイレに消毒液を設置し2週間ごとに点検補充。
- ②ソーシャルディスタンスを保つため、中庭のベンチ、学内ソファーに掲示物を貼り、間隔をあけるように注意喚起。
- ③スクールバス車内の飛沫感染を予防するため、車内アナウンス・ポスター掲示・Google Classroom等による周知により繰り返し指導。
- ④密になりやすい昼食時や休み時間には、感染予防確認のため看護師が学内巡回を行い、学生に注意喚起。
- ⑤学生の健康管理として毎朝の体温、体調チェックを記録し、毎月末に学生支援ユニットへ提出して健康状況の確認。<備付-45>
- ⑥政府・官公庁の通知等に基づき、学生の発熱や体調不良時に活用する「発熱などの症状がある場合の対応フローチャート」を3種類<備付-46・47・48>（6月、7月、11月）し、そのルールに沿った対応・学生指導により学生の感染症予防意識の醸成を図った。令和2年度COVID-19感染拡大防止に関わる対応を行った学生数84名、1名について一定期間、複数回の対応を要するため、メールのフォーマットを作成・活用し、対応の迅速化・情報の整理・経過観察・正確な記録を実施し、個人情報に配慮した関係者間の正確な情報共有を図り、学生の心身の回復を支援した。

■ テーマⅡ - B 学生支援の改善計画

(1) 「卒業直前時期の支援プログラム」の改善計画

内定取得後から後期授業終了時期を経て卒業式までの期間に、短大生活の事後学習且つ4月社会人となるための事前学習を検討する。

やりがいや仕事の喜びを得られるまでに要する時間有待するような保育・福祉の専門職に関するキャリア教育プログラム、仕事をスタートする直前直後の心身の状況に関する事例や情報を学生に提供を検討する。従来は、就職先の研修期間として学内での企画を遠慮する意味もあったが、採用先での研修による心身の不調や就労意欲減退、急な進路変更希望等のトラブルも年々増加傾向にあることを鑑み、実践現場での研修内容・状況の把握に留まらず、学生の心情等も含めた研修の実際の調査（日数、内容、担当者、賃金・交通費、保険の有無、学生の心情の変化等）の実施を検討する。その他のアンケート調査の結果と併せた分析・考察を行い、園・施設側との情報の共有と連携を図り、有意義で学生にとって魅力的な入職前期間のあり方を模索する必要がある。これに連して、平成24年3月卒業から平成28年3月卒業の5か年の卒業生と卒業生の進路先にアンケート調査を実施した<備付-28・29>。引き続き、本学のディプロマポリシー・カリキュラムポリシー・アドミッションポリシーに基づく本学の教育・支援により、在学中に学生が獲得する学力や資質・能力及び養成しようとする人材像に照らして、学生の卒業後の進路・就職状況等から、教育の成果や効果が上がっているかについて検証するために、卒業生の回答率の向上を図る工夫を行う必要がある。

(2) 支援を求める学生の視点に立った学生支援方法の検討

近年、学生の抱える問題・状況はさらに複雑化している。学生の基礎学力等の格差、経済的格差、家庭教育力の格差、心身の健康に関する問題、進路選択に関する悩みや不安、学生同士・教員との対人関係に関する悩み等に対応する支援は、多角的且つ継続的に取り組む必要が高まっている。在学中に留まらず、入学前教育から卒業後まで、学生の学習・生活を支援する本学の視点を生かし、さらに待つだけでなく大学から具体的・実際的に関わる方法・必要な規程や情報の整備を検討して、さらなる学生支援の在り方を構築したい。これまでの学生支援に関する取り組みを経て、学生が自分で、必要な情報を、必要な時に、容易に選択し得られる環境を整えることが、学生の学習意欲・自己肯定感や達成感・自己実現意欲につながる学生支援であると考えることから、サポートする教職員の職務分掌、センターの担当内容別の支援プログラムに加え、支援を求める学生の視点に立った情報を収集し、横断的・縦断的プログラムの周知・活用方法・環境整備の再構築を検討課題とする。

(3) 心身の健康に関する教育内容の検討

新体制となる健康管理センターの円滑な運営を目指し、そこを中心に教職員が有機的に連携することで、学生の健康管理、及びメンタルヘルスについての対応を充実させる。具体的には、未だ COVID-19 感染拡大下にある令和 3 年度については、令和 2 年度に引き続き、COVID-19 感染拡大防止対策の徹底、政府・県・市から発信される情報・対策の周知内容の学内での共有と本学に適した実施方法・ルール等の検討を行う。学生の健康状況の記録等について、さらに健康管理センターが主となって、安心安全な学生の健康に関わる情報の管理・運用を実現する。さらに専門的な見地に立ち、感染症対策その他の健康管理について、養成校の学生としての意識の醸成・知識や技術の獲得を目指す心身の健康に関わる教育内容を検討する。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

様式 7—基準Ⅲ

[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

<根拠資料>

提出資料

- 37 学校法人和泉短期大学寄附行為
- 36 学校法人和泉短期大学ガバナンス・コード
- 4 2020（令和2）年度事業報告書
- 2 2020（令和2）年度和泉短期大学基本構想（理事長・学長・事務局長）

備付資料

- 17-①「いっしょに子育て」創刊号
- ②「いっしょに子育て」第2号
- ③「いっしょに子育て」第3号
- 51 学内 LAN 敷設図
- 52 学生・教職員安否確認システム
- 53 和泉短期大学 AED 設置場所
- 54 目標チャレンジシート
- 62 専任教員の個人調書
- 63 非常勤教員一覧表
- 64 教員の研究活動について公開している印刷物
- 65 専任教員の年齢構成表
- 66 専任教員の研究活動状況表
- 67 外部研究資金の獲得状況一覧表
- 68 教員以外の専任教員の一覧表
- 69 SD活動関係資料

備付資料-規程集

- 4 学校法人和泉短期大学組織規程
- 12 和泉短期大学専任教員任用及び昇任規程
- 13 和泉短期大学専任教員任用及び昇任細則
- 14 和泉短期大学専任教員任用及び昇任規程 第8条（2）業績審査基準
(ポイント内訳)に関する内規
- 15 学校法人和泉短期大学職員採用選考及び昇任に関する規程
- 16 和泉短期大学嘱託職員採用規程
- 17 学校法人和泉短期大学固定資産・物品管理規程
- 18 和泉短期大学防火規則
- 19 学校法人和泉短期大学役員（理事・監事）・評議員の報酬等に関する規程
- 20 和泉短期大学共同研究に関する規程
- 21 和泉短期大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規則

- 22 学校法人和泉短期大学就業規則
- 23 学校法人和泉短期大学契約教職員就業規則
- 24 和泉短期大学専任教員服務規則
- 25 和泉短期大学非常勤講師に関する規程
- 26 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく和泉短期大学の体制整備
- 27 和泉短期大学個人研究費取扱要領
- 28 学校法人和泉短期大学旅費規則
- 29 和泉短期大学研究紀要編集投稿規程
- 30 和泉短期大学専任教員の国際（学会）会議参加旅費についての運用基準
- 31 学校法人和泉短期大学経理規程
- 32 学校法人和泉短期大学固定資産・物品管理規程
- 33 学校法人和泉短期大学文書取扱規程
- 34 学校法人和泉短期大学稟議規程
- 35 学校法人和泉短期大学文書保存規程
- 36 学校法人和泉短期大学個人情報の保護に関する規程
- 37 学校法人和泉短期大学における情報セキュリティポリシー
- 38 学校法人和泉短期大学特定個人情報取扱規程
- 39 学校法人和泉短期大学公益通報に関する規程
- 40 和泉短期大学危機管理に関する規程
- 41 和泉短期大学投書箱制度規則
- 42 学校法人和泉短期大学キャンパス・ハラスメント（セクシュアル、アカデミック等）防止・救済等に関する規程
- 43 学校法人和泉短期大学キャンパス・ハラスメント防止・対策委員会規程
- 44-① 学校法人和泉短期大学キャンパス・ハラスメント相談委員会規程
- 44-② 学校法人和泉短期大学キャンパス・ハラスメント相談委員会運用規則
- 45 和泉短期大学スタッフ・ディベロップメント(SD)規程
- 46 学校法人和泉短期大学学内運営協議会規程
- 47 学校法人和泉短期大学給与規則
- 48 学校法人和泉短期大学ストレスチェック制度実施要領

[区分 基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴

等、短期大学設置基準の規定を充足している。

- (4) 教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。
- (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を準用している。
- (6) 教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
- (7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

＜区分 基準III-A-1 の現状＞

本学は教育課程編成・実施の方針に基づき教員を配置しており、短期大学設置基準に定める専任教員数(16名)を上回っている。令和2年度の専任教員体制は、特任教授1名、教授8名、准教授6名、専任講師1名、助教2名、助手1名の計19名である。非常勤講師については担当科目に関する教育・研究業績等の教員要件を適正に審査し配置している。なお、専攻科介護福祉専攻（入学定員20名・1年制）には、3名（准教授1名、特任教授1名、特任准教授1名）の専任教員を配置している。

教員は和泉短期大学専任教員任用及び昇任規程などに則り公正に採用され、それぞれの専門性を発揮すべく、整備された環境のもと、教育、研究、社会的活動に努めており、本学ウェブサイトで公開している＜備付-規程集12・13・14＞。事務組織は学校法人和泉短期大学事務職員任用及び昇任規程などに基づき公正に採用し、職務分掌のもと学生の学習支援や生活支援等に各々の専門性を発揮している＜備付-規程集15・16＞。学内のFD・SD活動を定期的に行い、教育の質向上、学生サービスの向上等において成果を上げている。また、働き方改革により、労働基準法等の労働関係法令を遵守し人事管理を適切に行っている。

法人事委員会開催状況（直近3か年）〔職務担当理事（寄附行為細則第4条）〕＜提出37＞

【平成30年度】

区分	開催日現在の状況 現員(a)	開催年月日 開催時間	出席者数等		人事担当理事の 出席状況
			出席者数(b)	実出席率 (b/a)	
法人事委員会	5人	平成30年7月13日 12:00～12:45	5人	100%	2/2
	5人	平成30年10月17日 13:45～14:15	4人	80%	2/2
	5人	平成31年1月10日 13:00～13:45	5人	100%	2/2
	5人	平成31年2月28日 12:00～12:30	5人	100%	2/2
	5人	平成31年3月11日 13:00～13:50	5人	100%	2/2

【令和元年度】

区分	開催日現在の状況 現員(a)	開催年月日 開催時間	出席者数等		人事担当理事の 出席状況
			出席者数(b)	実出席率 (b/a)	
法人人事委員会	5人	令和元年 7月 8日 11:00 ~ 11:40	5人	100%	2 / 2
	5人	令和元年 12月 4日 13:30 ~ 14:02	5人	100%	2 / 2
	5人	令和 2年 3月 4日 13:30 ~ 14:30	5人	100%	2 / 2

【令和 2 年度】

区分	開催日現在の状況 現員(a)	開催年月日 開催時間	出席者数等		人事担当理事の 出席状況
			出席者数(b)	実出席率 (b/a)	
法人人事委員会	5人	令和 2年 7月 6日 11:00 ~ 11:44	5人	100 %	2 / 2
	5人	令和 2年 10月 12日 11:00 ~ 12:33	5人	100 %	2 / 2
	5人	令和 2年 11月 30日 11:00 ~ 11:16	5人	100 %	2 / 2
	5人	令和 3年 1月 8日 10:03 ~ 11:15	5人	100 %	2 / 2
	5人	令和 3年 2月 24日 10:01 ~ 11:27	5人	100 %	2 / 2

本学の校地面積及び校舎面積は短期大学設置基準を満たしている。体育施設は、総合グラウンド、体育館、テニスコート（人工芝）1面がある。また、保育内容「環境」等の授業でも利用する本学の農園「にこにこベジタブルランド」では、さつま芋、柿、ミカン、葡萄、ブルーベリーなどを育てている。

本学の教育課程編成・実施の方針に基づき、保育士資格・幼稚園教諭二種免許取得に必要な教室を整備している。音楽室、器楽室、ピアノ個人レッスン室、造形室、体育館（アリーナ・リトミック室）、栄養実習室、キャリアデザインセンター等は、保育者養成校ならではの教室である。また、授業を行うための機器・備品について計画的に整備しており、平成 27 年度に補助金対象として ML（ミュージックラボラトリ）教室を整備した。図書館は座席数 117 席（視聴覚用と共同研究用の別室を含む）を備え、蔵書（和書・洋書）68,088 冊、逐次刊行物 189 種、視聴覚資料 2,188 点である。資産等の保有と管理は学校法人和泉短期大学固定資産・物品管理規程＜備付-規程集 17＞に基づき適切に管理している。

和泉短期大学防火規則＜備付-規程集 18＞に則り、近隣青葉 2 丁目自治会、相模原市消防局、相模原市まち・みどり公社と連携し毎年度 6 月に 1 年生、専攻科生を対象に避難・防災訓練を行っている。また、計画的に校舎の耐震工事を行っている。令和元年度は 3 号館の和泉クラーク・ホール内天井吊り下げ型照明器具改修工事（耐震補強）を行った。この耐震工事は文部科学省の施設整備補助金に申請に採択された。また、4 号館 2

階学生テラスウッドデッキ解体撤去・木製階段設置工事を行い安全・安心に努めている。令和2年度は、3号館外壁塗装及び屋根補強工事を行った。防犯対策は、防犯カメラを設置し、夜間・休日等の対策を行っている。コンピュータシステムのセキュリティ対策についても実施している。なお令和2年度からは、常駐管理人から朝夕に4時間ずつ非常勤管理人1名を配置し、機械警備(ALSOK)を導入した。当初は夜間面の警備に不安があったが、警備出動の迅速な報告など経費削減にも繋がっている。

省エネルギー対策としては、夏季(6月から8月)の冷房温度の設定等について教職員・学生に協力要請している。ただし、令和2年度のCOVID-19感染症拡大予防対策として、教室の換気、ロスナイの稼働などを徹底して行ったため、省エネルギー対策としては機能しなかった。

本法人は教育の充実を図り安定した経営に努めるために外部評価に力を入れ、学校教育法で規定された認証評価だけでなく、日本格付研究所の学校法人の格付において平成20年度～平成24年度までの5年間にわたり、短期大学法人では日本で唯一となる格付(BBB安定的)を受けた。また自己点検・評価報告書の外部委員の委嘱を行った。

財務情報の公表は、寄附行為に基づき、IZUMI NEWS、本学ウェブサイトのトップページで決算・予算の資金収支計算書・活動区分資金収支計算書・事業活動収支計算書の各概要、貸借対照表の概要、事業報告書、財務状況の5か年推移グラフと説明を積極的に公表している。また、寄附行為、事業計画書、財産目録と監事監査報告書、独立監査法人の監査報告書、第2次中期計画(令和2年度～令和6年度)、役員報酬規程を財務情報として公表している。<提出-3><備付-規程集19>

本学は教育課程編成・実施の方針に基づき教員を配置し、短期大学設置基準に定める教員数を充足している。教員の任用・昇任については諸規程により担当科目に関する教育・研究業績等を適切に審査している。専任教員の研究活動は、多くの教員が保育(教育)・福祉専門職としての実務家教員としての経歴等を有しており、教育課程との関連性の高い研究及び社会的活動を行いその活動状況を教育情報として公表している。外部研究資金の獲得は少ない状況だが、学内において個人研究費以外の共同研究に関する規程<備付-規程集20>が整備され、研究の成果は和泉短期大学研究紀要、教職研究、児童福祉研究室において「いっしょに子育て」<備付-17-①・②・③>などに発表している。またFD活動については、学長のリーダーシップの下、積極的に取り組んでいる。

<備付-規程集21>

事務組織は、学生の学習成果の向上に資するため学内規程による職務分掌<備付-規程集4>の下、各職員は専門性を發揮している。職員の採用・昇任等については学校法人和泉短期大学事務職員採用及び昇任規程に基づき公正に選考される。事務組織には職務の遂行に必要な機器等が備えられ、防災や情報セキュリティ面においては、毎年度見直しを行っている。教員のFD活動とともに、事務職員のSD活動も和泉短期大学スタッフ・ディベロップメント(SD)規程<備付-規程集45>に則り活発に取組んでおり、FD・SD合同活動の連携も行っている。なお、教職員の就業に関しては、学校法人和泉短期大学就業規則<備付-規程集22・23>、専任教員服務規程<備付-規程集24>などに基づき学内規程が整備され適正に運用している。

【教員組織の概要（人）】

令和2年5月1日現在

学科等名	専任教員数						設置基準で定める教員数〔イ〕	短期大学全体の入学定員に応じて定める専任教員数〔ロ〕	設置基準で定める教授数	非常勤教員	備考
	教授	准教授	講師	助教	助手	計					
児童福祉学科	9	6	1	2	1	19	12		4	23	
(小計)	9	6	1	2	1	19	12		4	23	
[その他の組織等]	—	—	—	—	—	—			—	—	
短期大学全体の入学定員に応じて定める専任教員数〔ロ〕								4	2		
(合計)	9	6	1	2	1	19		16	6	23	
＜参考＞ 専攻科介護福祉専攻	1	1	1	0	1	3	—	—	—	3	

【専任教員の年齢構成表】

令和2年4月1日現在

合計教員数	年齢ごとの専任教員数（助教以上）							備考
	70以上	60～69	50～59	40～49	30～39	29以下	平均年齢	
19	0	5	6	5	3	0		
割合（%）	0	26.3	31.6	26.3	15.8	0.0	51.7	教育学・ 保育学関係

【専任教員の教育研究活動（令和2年度）】

氏名	職名	学位	教育実績・研究実績・社会的活動
佐藤 守男	教授（学長）	修士（芸術学）	教育実績：1、研究実績有、社会的活動有
大下 聖治	教授（副学長）	修士（体育学）	教育実績：10、研究実績有、社会的活動有
松浦 浩樹	教授（教務部長）	修士（教育学）	教育実績：6、研究実績有、社会的活動有
櫻井 奈津子	教授（地域連携推進センター長・図書館長）	修士（社会福祉学）	教育実績：10、研究実績有、社会的活動有
鈴木 敏彦	教授（入試広報部長）	修士（社会福祉学）	教育実績：10、研究実績有、社会的活動有
西田 恵一郎	教授（宗教部長・チャップレン）	博士（哲学）	教育実績：10、研究実績有、社会的活動有
武石 宣子	特任教授	修士（芸術学）	教育実績：8、研究実績有、社会的活動有
井狩 芳子	教授	修士（体育学）	教育実績：12、研究実績有、社会的活動有
横川 剛毅	教授	修士（保健福祉学）	教育実績：12、研究実績有、社会的活動有
山本 美貴子	准教授（学生部長）	修士（音楽）	教育実績：11、研究実績有、社会的活動有
松山 洋平	准教授（実習サポートセンター長）	修士（教育学）	教育実績：12、研究実績有、社会的活動有
矢野 由佳子	准教授	修士（人文科学）	教育実績：12、研究実績有、社会的活動有
中野 陽子	准教授	修士（社会福祉学）	教育実績：12、研究実績有、社会的活動有

平沼 晶子	准教授	博士（発達心理学）	教育実績：12、研究実績有、社会的活動有
久保 小枝子	准教授	修士（人間科学）	教育実績：13、研究実績有、社会的活動有
八代 陽子	専任講師	修士（家政学）	教育実績：12、研究実績有、社会的活動有
星 早織	助教	修士（教育学）	教育実績：12、研究実績有、社会的活動有
渡部 美佳	助教	博士（学術）	教育実績：6、研究実績有、社会的活動無
前島 麻衣	助手	学士（音楽）	教育実績：0、研究実績有、社会的活動無

※教育実績：前・後期合わせた授業持ちコマ数

※研究実績：著書、論文、学会発表、芸術活動、学会参加等

教員の任用・昇任については、学校法人和泉短期大学就業規則＜備付-規程集 22・23＞、及び和泉短期大学専任教員任用及び昇任規程＜備付-規程集 12＞、和泉短期大学専任教員任用細則＜備付-規程集 13＞、専任教員任用細則第 8 条(2)業績審査基準（ポイント内訳）に関する内規＜備付-規程集 14＞、及び和泉短期大学非常勤講師に関する規程＜備付-規程集 25＞に基づき公正かつ適切に実施されている。

[区分 基準III-A-2 専任教員は、教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。]

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
- (2) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
- (3) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
- (4) 専任教員の研究倫理を遵守するための取組みを定期的に行っている。
- (5) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
- (6) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。
- (7) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (8) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
- (9) FD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
 - ① 教員は、FD 活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
- (10) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

<区分 基準III-A-2 の現状>

専任教員の研究活動については、多くの教員が保育（教育）・福祉専門職としての経歴等を有しているため教育課程との関連性の高い研究及び社会的活動を行っている。専任教員の教育・研究・社会的活動に関するデータは毎年度更新され、「事業報告書」や本学ウェブサイトにおいて公開している。令和 2 年度の研究業績等は下表の通りである。

<提出-4>

【専任教員の研究活動（令和2年度）】

氏名	職名	研究業績					国際的活動の有無	社会的活動の有無
		著作	論文等	学会等発表	芸術活動等	その他		
佐藤守男	教授	0	0	0	0	4	無	有
大下聖治	教授	0	1	0	0	10	無	有
松浦浩樹	教授	0	4	0	0	5	無	有
櫻井奈津子	教授	0	3	0	0	12	無	有
鈴木敏彦	教授	2	1	2	0	33	無	有
西田恵一郎	教授	0	1	0	0	6	無	有
武石宣子	特任教授	0	1	0	0	15	無	有
井狩芳子	教授	0	1	0	0	6	無	有
横川剛毅	教授	1	1	0	0	7	無	有
山本美貴子	准教授	1	1	0	0	5	無	有
松山洋平	准教授	3	6	0	0	23	無	有
矢野由佳子	准教授	0	6	2	0	6	無	有
中野陽子	准教授	1	1	0	0	3	無	有
平沼晶子	准教授	1	2	3	0	5	無	有
久保小枝子	准教授	0	5	0	0	8	無	有
八代陽子	専任講師	1	3	0	0	8	無	有
星早織	助教	1	3	0	0	4	無	無
渡部美佳	助教	2	5	0	0	1	無	有
前島麻衣	助手	0	0	1	0	2	無	有

著作：単著・共著・編著を含む。

論文等：論文集・学術雑誌・学会機関誌・研究報告・調査報告・研究紀要等に発表したもの。

学会等発表：学会発表・国際会議発表・翻訳・辞典・白書・年鑑・雑誌寄稿等。

芸術活動等：作品・作曲・演奏・演劇・芸術表現（舞踊）・指揮・コンクール審査・資格取得実技審査等。

その他：参加学会（研究会・協議会等）・研修会（協議会・セミナー）講師・パネリスト等。

専任教員の研究における外部研究資金の調達状況としては、文部科学省・科学研究費に応募する教員はいるが、過去3カ年については採択には至っていない。分担研究者として文部科学省・科学研究費1名及び厚生労働省・科学研究費1名及び厚生労働科学研究費1名が配分を受けている。

本学における公的資金の適正な管理を担保するため、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定）を準用し、和泉短期大学の体制整備＜備付・規程集26＞に基づき、責任体系やルール、職務権限の明確化を図り適正な運営及び管理を確保している。毎年度、FD研修会として開催している教員向け説明会にて、ガイドライン及び科学研究費助成事業（科学研究費補助金）の概要等を周知している。また、交付された公的研究費については、毎年度1回内部監査を実施し、適正な執行を確認している。

本学では、次のプログラムにおいて外部資金を獲得しており、専任教員の研究にも貢献している。

- ・文部科学省・学生支援推進プログラム（平成21～平成22年度）
「学生と卒業生による学びの循環の場『和泉コミュニティ』の形成」
- ・文部科学省・大学生の就業力育成事業（平成22～平成23年度）
「保育就業力向上推進プログラム：『育てられる者』から『育てる者』へ」
- ・文部科学省・産業界のニーズに対応した教育改革・充実体制整備事業（平成24～平成26年度）
「関東山梨地域大学連合による産業界のニーズに対応した教育改善」
- ・文部科学省・私立大学等改革総合支援事業「タイプI 教育の質的転換」（平成27年度）
- ・文部科学省・私立大学等教育研究活性化設備整備事業（平成27年度）

専任教員の研究活動については、研究費に関しては、和泉短期大学個人研究費取扱要領＜備付-規程集 27＞が、研究のための出張については、学校法人和泉短期大学旅費規則＜備付-規程集 28＞が定められ適切に運用されている。また、学内の共同研究を促進するため 共同研究に関する規程＜備付-規程集 20＞が定められ活用されている。

専任教員の研究活動の成果は、個々の教員が所属する学会等において発表されているが、学内の研究発表の機会として、和泉短期大学研究紀要が刊行されている。研究紀要是、和泉短期大学研究紀要編集投稿規程＜備付-規程集 29＞、及び和泉短期大学研究紀要投稿の手引きに基づいて投稿を募り、専任教職員（退職後 1 年間を含む）、非常勤教員、非常勤学生相談員等が投稿資格を有している。

本学では専任教員の研究環境の整備に努め、ハード面では、2号館(研究棟)に個人研究室がある。なお、実技・演習等を担当する教員には科目の特質に鑑み、個人研究室とは別に美術準備室・音楽準備室・体育準備室がある。ソフト面からの研究環境整備としては、専任教員は週 4 日の出校日、週 1 日の研究日が設定されている。また、専任教員は、授業、委員会活動、学生指導等に多くの時間が割かれがちであることから、研究日以外に 1 日、授業準備日を設定している。令和 2 年度は、COVID-19 感染症拡大防止のため、在宅勤務日の申請を許可した。

専任教員の国際的活動への支援体制については、学校法人和泉短期大学旅費規則＜備付-規程集 28＞において和泉短期大学専任教員の国際(学会)会議参加旅費についての運用基準＜備付-規程集 30＞に定められている。令和元年度は、インターナショナル・フィールドワークの引率のため、教員 1 名が台湾研修を計画し学生を引率し、幼稚園、老人ホームを訪問するなどして海外の保育・福祉の現場から学び、学内でポスターにて発表した。しかし、令和 2 年度は、COVID-19 感染拡大防止のために中止した。

教育の質向上のために FD 活動は不可欠であり、全ての専任教員が参加している。本学では、和泉短期大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規則＜備付-規程集 21 ＞を平成 18 年に制定し FD 活動に取り組んでいる（令和 2 年度における FD 活動は基準 II-B-1 に記載）。

専任教員は学生のより良い学びと学生生活のため、短期大学の関係部署と強く連携を図っている。学生の教育学習支援等については、教務委員会と教育・学習支援ユニット、及び図書館、学術情報ユニット、学生生活・就職活動、就職支援等については、学生委

員会と学生支援ユニットが連携している。実習については、実習サポート委員会と常駐の実習助教、実習助手、事務職員等が連携しその対応に当たっているほか、キャリアデザインセンターも実習準備の指導にあたっている。さらに本学ではオープンキャンパス等の広報関連行事を学びの入口として位置づけており、入試広報委員会、広報渉外ユニットとの協働の中で実施されている。以上のように、全学を挙げて、教員と事務職員とともに各自の職性を生かし合い協力し、学生の学びを支えるために努力している。

[区分 基準III-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。]

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 短期大学の教育研究活動等に係る事務組織の責任体制が明確である。
- (2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
- (4) 事務関係諸規程を整備している。
- (5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (6) SD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
- (7) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
- (8) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

<区分 基準III-A-3 の現状>

本学事務組織は、平成30年度に庶務ユニットに経理・施設ユニットを統合し、庶務ユニット（庶務担当、経理担当、施設担当）とした。教育・学習支援ユニット、学生支援ユニット、学術情報ユニット、広報渉外ユニットの5ユニットと6センターに専門職の職員を配置して構成している。多様化している学生に対応した事務組織になっている。縦割りであった業務を横断的に行い業務の効率化、合理化を図り、責任体制を明確にしている。

【事務組織に関する基本的な考え方】

1 ユニット制

各組織の機能が有機的に連携するようユニット制を取り入れている。

2 業務の効率化、合理化

職務の多様化のため、機能強化と業務効率化を図ることとした。

3 職員のスキルアップと組織の活性化

いつでも、誰でも分かる、繁忙業務があればお互いカバーし合うことにより、幅広い業務が把握でき全学的な視点に問題意識と改善意欲をもった職員を養成することが出来るようになる。

4 管理職員の削減

教育部門の管理職員の兼務を減らし、効率的に業務を行えるようになった。

各ユニットの業務・責任は学校法人和泉短期大学組織規程<備付-規程集4>により規定されている。組織体制は、各ユニットの責任者としてユニットリーダーが任命され、

事務局長の下に各ユニットを統括している。また、各ユニットリーダーの下にサブリーダー、主任を置いている。各ユニット職員は、基本的に配置換えを行なっているが、ユニットごとに専門的な事務をつかさどる専門的な職能を発揮できるように日常から研鑽している。

【事務局組織リスト】

令和2年5月1日現在

部門	人員	主な業務
事務局長	専1	事務局の事務を総括すること
庶務 ユニット	専2、兼3	【庶務担当】 人事、給与、教職員研修、服務、教職員の健康管理、諸会議、宗教行事、諸規程、文書管理、秘書、その他の総務に関わる事務に関すること
	専1、兼2	【経理担当】 経理事務全般、入学会員、学納金の受納、資金運用、予算、決算に関すること
	専1、兼1	【施設担当】 施設設備の維持管理、修繕工事他の相見積、請負契約事務に関すること
広報渉外 ユニット	専3、兼1	大学・専攻科の広報全般（学生募集）に関する企画・立案、入学者選抜、入学案内・IZUMI NEWSなどの発行、ワークスタディーの育成、その他広報に関すること
教育・学習 支援 ユニット	専5、非2	学籍（退学、休学、復学）、授業、試験、成績、卒業、教員免許、保育士資格、社会福祉主任用資格、おもちゃインストラクター資格、単位認定、科目等履修生、その他カリキュラム全般に関すること、保育実習の授業、保育所実習、児童福祉施設実習、幼稚園実習、その他実習全般に関すること
学生支援 ユニット	専2、非2	学生生活全般、奨学金、課外活動、施設利用、健康、就職・進学などの進路支援、その他父母会、学生に関する諸調査・報告に関すること
学術情報 ユニット	専3、非3	附属図書館業務、学内ネットワーク、ホームページ、情報機器の運用全般に関すること、地域連携推進業務及び子育て支援プログラム、ボランティア関連業務

※専任職員：専、兼任職員：兼、非常勤職員・派遣職員：非

事務職員の任用及び昇任については、学校法人和泉短期大学職員採用選考及び昇任に関する規程等で定めている。<備付-規程集15>

(選考方法等)

第2条 職員の選考方法及び選考者は、次のとおりとする。

区分	選考方法	選考者
管理職員	公募した者のうちから面接等による評定に基づき行う。	理事長、人事担当理事、学長、事務局長、事務局次長
一般職員	書類選考、一般教養試験、作文、面接による評定に基づき行う。	事務局長、事務局次長、各ユニットリーダー

- 2 管理職員を選考する場合においては、職員採用試験に代えて、業務の遂行に必要な資格、能力、経歴等を有する者のうちから面接等による評定に基づき行うものとする。
- 3 職員を選考する場合は、その都度選考基準を定めるものとし、選考の対象者は、原則として公募する。
- 4 職員の採用にあたって該当する職員候補者は、理事長、人事担当理事、学長、及び事務局長、事務局次長の面接をもって合否を決定する。

(審査の手順)

第6条 昇任審査の手順は、次のとおりとする。

- ① 管理職員の昇任審査
理事長、学長が、事務局長からの推薦書ならびに能力、適性、職務経験、昇任試験（筆記試験）等を勘案し、総合審査を行う。
- ② 一般職員の昇任審査
事務局長が、ユニットリーダー等からの推薦書ならびに能力、適性、職務経験等を勘案し、総合審査を行い、理事長、学長の承認を得る。
- 2 理事長は、総合審査の結果に基づいて「昇任推薦書」を理事会に提出する。
- 3 昇任の最終審査は、理事会の審議を経て、理事長が決定する。

本学の事務組織に関する諸規程は、以下の通り整備している。

1. 学校法人和泉短期大学組織規程＜備付-規程集 4＞
2. 学校法人和泉短期大学経理規程＜備付-規程集 31＞
3. 学校法人和泉短期大学固定資産・物品管理規程＜備付-規程集 32＞
4. 学校法人和泉短期大学文書取扱規程＜備付-規程集 33＞
5. 学校法人和泉短期大学稟議規程＜備付-規程集 34＞
6. 学校法人和泉短期大学文書保存規程＜備付-規程集 35＞
7. 学校法人和泉短期大学個人情報の保護に関する規程＜備付-規程集 36＞
8. 和泉短期大学防火規則＜備付-規程集 18＞
9. 学校法人和泉短期大学における情報セキュリティポリシー＜備付-規程集 37＞
10. 学校法人和泉短期大学特定個人情報取扱規程＜備付-規程集 38＞
11. 学校法人和泉短期大学公益通報に関する規程＜備付-規程集 39＞
12. 和泉短期大学危機管理に関する規程＜備付-規程集 40＞
13. 和泉短期大学投書箱規則＜備付-規程集 3＞
14. 学校法人和泉短期大学キャンパス・ハラスメント（セクシュアル、アカデミック等）防止・救済等に関する規程＜備付-規程集 41＞
15. 学校法人和泉短期大学キャンパス・ハラスメント防止・対策委員会規程＜備付-規程集 42＞
16. 学校法人和泉短期大学キャンパス・ハラスメント防止・対策委員会運用規則＜備付-規程集 43＞
17. 学校法人和泉短期大学キャンパス・ハラスメント相談委員会規程＜備付-規程集 44-①＞
18. 学校法人和泉短期大学キャンパス・ハラスメント相談委員会運用規則＜備付-規程集 44-②＞
19. 学校法人和泉短期大学職員採用選考及び昇任に関する規程＜備付-規程集 15＞

事務局職員は能力や適性を發揮できるように環境整備をしている。進路支援センター、実習サポートセンター、地域連携推進センター、キャリアデザインセンターを除き、各ユニットがワンフロアで業務を行っており、業務の効率性、連絡が密に図られ円滑に機能している。事務処理のための情報機器は、職員（臨時職員含む）一人一人にパソコン、部署により iPad を備えている。また、学内 LAN が敷設され、メールシステムを活用して通達類が教職員に通知され、学内で諸規程等をポータルサイトで閲覧できる＜備付-51＞。

事務局内の施設・設備については、プリンター複合機、シュレッダー等が備えている。また、緊急時のために、学生・教職員安否確認システム＜備付-52＞、AED（自動対外式除細動器）6台＜備付-53＞、デジタルサイネージ3台、防犯カメラによるモニター、テレビ、懐中電灯、各教室との緊急連絡内線電話、緊急放送設備、バリアフリートイレ（障がい者トイレ）の非常ベル、障がいのある方の来学に際してはモニター・ベルを受付に設置しているほか、バリアフリートイレを設置している。防災対策は、緊急地震速報システム端末装置、保健室との連絡システムの緊急呼び出しベル、防災井戸を設置している。

事務部門においては、防災・防犯対策、情報セキュリティ対策などを十分に講じている（基準III-B-2 参照）

大学事務組織の活性化のための SD 活動については、和泉短期大学スタッフ・ディベ

ロップメント（SD）規程を制定している＜備付-規程集 45＞。SD 活動を活性化し、毎年度初めの理事長の基本構想を受けて、事務局長より年度の方針を職員全員に対して、学長の事業計画と併せて、「学校法人和泉短期大学基本構想」＜提出-2＞として法人の理事・監事・評議員、教職員に事業計画とともに説明している。職員は 4 月に目標チャレンジシート（ユニット内でユニット目標を掲げ、個人面接とともに）をユニットリーダーと事務局長に提出、年 2 回（4 月、11 月）全職員に対して事務局長が面談を行い、ユニットと個人の目標設定と振り返り、常に個々の意識改革を促している＜備付-54＞。SD 活動の一環として、毎週月曜日の朝礼を交代で行ない、週の行事スケジュールの確認、週 1 回リーダー会（毎週木曜日 9:00～10:00）、月 1 回職員会議を開催している。職員会議においても、特別に SD 活動を推進している。またユニット別にユニット会を開催し、連絡調整、目標達成のために定期的に業務の見直し、PDCA サイクルによる検証により改善を行っている。

近年の学内における研修は、平成 26 年度は FD・SD 合同研修として「3 つのポリシーの策定」、「高等教育機関に関する文部科学省等の答申・提言の軌跡」、平成 27 年度は「WCV コーディネーター研修」、平成 28 年度は、「安定的な学生確保モデル構築」、平成 29 年度は「大学における個人情報保護」、「大学改革に取り組む事務局職員としての基礎知識」、平成 30 年度は、職員会議の時間を利用して、大学改革シリーズを 4 回、FD・SD 合同研修「学校におけるリスクマネジメント・危機管理～メディア対応を中心に～」を行った。そして、令和元年度は SD 活動 4 回、FD・SD 合同研修「キャンパスハラスマント防止対策」を行なった。なお、3 月に開催予定であった私学事業団の SD 研修は COVID-19 感染拡大防止のため中止とした。令和 2 年度の SD 活動は 4 回行なっている＜提出-4＞。

大学においては、マネジメントの向上、教育改革の実施等、ますます事務局職員の役割が重要になっている。事務局職員が専門的な大学運営のプロフェッショナルとして広い視野に立ち、学生本位の新しい大学のあり方を考えることが出来るよう、さらなる SD 活動への取り組みを行う＜提出-2＞。

【事務職員の外部研修（主なもの）（令和 2 年度）】（Zoom によるオンライン研修を含む）

- ①令和 2 年度認証評価 評価員研修会 <大学・短期大学基準協会>
- ②令和 2 年度事務局長等研修会 <関東私立短期大学協会>
- ③令和 2 年度学校法人の運営等に関する協議会 <文部科学省>
- ④神奈川県離職者等委託訓練事業「専門人材育成コース」事務担当者説明会
- ⑤令和 2 年度教育職員免許状一括申請に係る審査
- ⑥源泉所得税研修会 <相模原法人会>
- ⑦大学等との消費者被害防止のための懇談会 <相模原市>

日常活動の事務組織における業務の見直し及び事務処理の改善については、学校法人和泉短期大学稟議規程＜備付-規程集 34＞、学校法人和泉短期大学文書取扱規程＜備付-規程集 33＞などに基づき、明確な意思決定プロセスのもと、稟議及び決裁を行い、業務

の効率的な見直しを行なっている。重要な案件については毎週水曜日の午前に理事長と打合せを行い理事長の決裁を受けている。また、財務・資金運用に関しては、継続・新規積立の場合は資金運用委員会を開催し、財務担当理事、理事長、学長、事務局長で慎重審議を行ない、資金運用の決裁を受けている。学校法人和泉短期大学文書取扱規程＜備付-規程集 33＞第2章の第6条に文書の調印の要領が明記され、その要領に従って業務が遂行されている。重要書類（学籍簿等）の管理については、学校法人和泉短期大学文書保存規程＜備付-規程集 35＞に、①文書の保存、②保存期間の起算、③保存文書目録、④廃棄、⑤廃棄処分の方法、⑥沿革史の資料等が明記され、重要書類は安全に管理が図られている。

資金運用委員会開催状況（直近3か年）<理事長、財務担当理事、学長、事務局長>

【平成30年度】

区分	開催日現在の状況 現員(a)	開催年月日 開催時間	出席者数等		財務担当理事の出席状況
			出席者数(b)	実出席率 (b/a)	
資金運用委員会	4人	平成30年6月13日 13:30～14:00	4人	100%	1/1
	4人	平成30年12月5日 11:00～11:30	4人	100%	1/1
	4人	平成31年2月20日 11:00～11:30	4人	100%	1/1

【令和元年度】

区分	開催日現在の状況 現員(a)	開催年月日 開催時間	出席者数等		財務担当理事の出席状況
			出席者数(b)	実出席率 (b/a)	
資金運用委員会	4人	令和元年6月26日 10:00～10:30	4人	100%	1/1
	4人	令和元年9月11日 13:30～14:00	4人	100%	1/1
	4人	令和元年11月27日 10:30～11:00	4人	100%	1/1
	4人	令和2年2月5日 11:00～11:30	4人	100%	1/1

【令和2年度】

区分	開催日現在の状況 現員(a)	開催年月日 開催時間	出席者数等		財務担当理事の出席状況
			出席者数(b)	実出席率 (b/a)	
資金運用委員会	4人	令和2年7月8日 10:00～10:30	4人	100%	1/1
	4人	令和2年9月16日 14:00～14:30	4人	100%	1/1
	4人	令和2年12月16日 14:30～15:00	4人	100%	1/1
	4人	令和3年2月24日 13:30～14:00	4人	100%	1/1

学内の些細な変化やトラブルにも目を向け、スピーディーな対応を図るべく、理事長の下に学長、副学長、チャップレン、事務局長、教務部長、学生部長、庶務ユニットリー

ダーを構成員とする学内運営協議会＜備付-規程集 46＞を毎週水曜日（12:30～13:30）に開催している。法人・短期大学の方針、提案・提言、その週の学事計画の確認及び連絡調整等がなされ、重要な審議がなされている（令和 2 年度 開催回数：40 回）。

職員も日常的に学生の学習成果の獲得が向上できるように教員と事務職員は教職協働による連携を深め、間接的学習成果の取り組みとして、学生アンケートについて、教員と事務職員がともに常設委員会・各種委員会の構成員として、平素よりそれぞれの立場から意見を述べ、協力体制を構築している。教授会には、事務局長、各ユニットリーダーが陪席し、意見を述べることができ、学生の学習成果を向上させるために審議事項・報告事項を共有している。令和 2 年度の常設委員会と主な各種委員会は下記の通りである。

常設委員会	構成員	
①教務委員会	教員：5 名	職員：2 名
②学生委員会	教員：4 名	職員：1 名
③宗教委員会	教員：2 名	職員：3 名
④地域連携推進センター委員会	教員：2 名	職員：1 名
⑤入試広報委員会	教員：4 名	職員：4 名
⑥実習サポート委員会	教員：3 名	職員：3 名

常設以外の主な委員会

専攻科介護福祉専攻委員会、補助金関連運営委員会、キャリアデザイン委員会、就職委員会、和泉奨学金委員会、障がいのある学生等修学支援委員会、図書委員会、地域連携推進委員会、FD 委員会、危機管理委員会、IR 委員会、予算委員会、自己点検・評価委員会

[区分 基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

<区分 基準Ⅲ-A-4 の現状>

人事・労務関係は、学校法人和泉短期大学就業規則＜備付-規程集 22＞を整備し適正に運用している。教職員の採用、昇任等については、諸規程に基づき適正に実施されている。また、給与関係については、学校法人和泉短期大学給与規則＜備付-規程集 47＞により運用されている。なお、就業規則、給与規則の改正等の教職員の生活に係る重要な規程改正については、事前に教職員組合（又は労働者の代表）の意見聴取に基づき理事会で審議、承認後に、教職員への周知と労働基準監督署に意見書を添付して届け出ている。教職員の健康管理については、学校法人和泉短期大学就業規則の規定に基づいている。併せて、事務局サイトに規程集をアップロードして教職員がいつでも見ることができるようしている。また、教職員の健康保持のために平成 27 年度から法制化されたストレスチェックを毎年度教職員に行っている。健康管理センターの保健師はストレス

チェックを行い、高ストレスになった教職員には、相模原地域産業センターに繋いでいる。<備付-規程集 48>

働き方改革による就業時間の厳格化、振替休暇など業務が多忙化する中で働きやすい職場をめざし、教職員に周知している。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題>

理事長が教員と事務職員は、大学運営に求められる車の両輪であると常に言及している。専門性を有する事務局のバックアップ体制なくしては効果的な授業運営はなされない。教育に携わる責務を教員と共有し多岐にわたる専門知識向上の努力を促したい。

人事管理について、法人は教職員組合と十分な協議を行い、健全な関係を築いている。非常勤講師の健康診断について法令に従い実施する必要があるが現在は行っていない。入試選抜方法の多様化やオープンキャンパス等の年間行事等の増加、多様な学生への学習支援や生活支援の対応に伴い教職員の業務量は年々増している。働き方改革関連法の成立により労働時間の厳格化、業務内容の見直しを図っているが、COVID-19 感染拡大下の職員の労働時間遵守の徹底はされていない。

本学の教員配置は、法令等の定めを遵守し、教育課程編成の方針に基づき適切に配置されている。学生の学びの充実、多様な課題を抱える学生への支援等が求められている。

開講科目のうち、全ての授業コマを非常勤教員に委ねている科目が存在しており、教育課程・教育目的等の共有のために専任教員との連携を図る必要がある。さらには専任教員の配置も考慮することが必要である。

教員の教育・研究・社会的活動は意欲的に行われている。とりわけ研究資源に関しては研究時間の確保、研究に係る費用等の充実をしていく。

FD活動は、授業改善や教員のスキルアップのためばかりでなく、学内のコミュニケーションを豊かにし、短期大学を取り巻く環境や情勢を共有し、短期大学の存在意義を社会に示すためにも重要である。

研究紀要の電子化については、検討する必要がある。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項>

教職員組織については、学生が学習成果の質の向上につながる適正な配置を行っていく。学生が多様化、複雑化、深刻化する中で、居心地の良いキャンパスになるように教職員が一体となって学生をサポートしている。

[テーマ 基準III-B 物的資源]

<根拠資料>

備付資料

- 55 校地、校舎（図面）、登記簿謄本、台帳
- 56 ラーニングセンター設備配置図
- 57 212 教室設備配置図
- 58 附属図書館案内
- 59 2020（令和2）年度図書館蔵書状況一覧表
- 60 避難・防災訓練実施要項
- 5 「共催等名義使用承認申請書」
- 6 青葉二丁目自治会との協定書
 - ①防災倉庫の設置及び共同使用に関する覚書・備蓄品一覧

備付資料-規程集

- 10 和泉短期大学 障がいのある学生等の修学支援に関する規程
- 49 和泉短期大学学生のための「学内ワークスタディ」
- 50 和泉短期大学附属図書館規程
- 51 和泉短期大学附属図書館資料収集・管理規程
- 32 学校法人和泉短期大学固定資産・物品管理規程
- 31 学校法人和泉短期大学経理規程
- 52 学校法人和泉短期大学資金の運用に関する取扱規程
- 53 学校法人和泉短期大学徴収不能債権の取扱い及び引当金に関する規程
- 54 学校法人和泉短期大学情報公開規程
- 55 和泉クラーク・ホール管理及び使用規程
- 56 和泉短期大学体育館管理運営規程
- 57 和泉短期大学グラウンド管理運営規程
- 58 和泉短期大学公式サイト（ホームページ）管理運用規程
- 18 和泉短期大学防火規則
- 36 学校法人和泉短期大学個人情報の保護に関する規程
- 37 学校法人和泉短期大学における情報セキュリティポリシー
- 40 和泉短期大学危機管理に関する規程

[区分 基準III-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。

- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (7) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
- (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数及び座席数等が適切である。
 - ① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
 - ② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
- (10) 適切な面積の体育館を有している。
- (11) 多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で授業を行う場合、適切な場所を整備している。

<区分 基準III-B-1 の現状>

本学の校地、校舎及び施設の面積は、下記のとおりである。

【校地・校舎一覧】

令和2年5月1日現在

収容定員	校舎			校地		
	基準面積	現有面積	差異	基準面積	現有面積	差異
計 500人	3,850 m ²	9,558.43 m ²	5,708.43 m ²	5,000 m ²	21,903.00 m ²	16,903 m ²

*基準面積とは設置基準で定める面積をいう。

校地面積は、令和2年5月1日現在、本学の文部科学省届出校地面積は21,903 m²である。平成15年短期大学設置基準改正により、500人（学生定員）×10 m²=5000 m²が校地面積の設置基準となり、設置基準を16,903 m²上回り設置基準を満たしている。

校舎面積については、令和2年度本学の文部科学省届出校舎面積は9,558.43 m²である。校舎設置基準は、和泉クラーク・ホール2F（講堂）、サークル室等の面積707 m²は含まないことになっている。校舎面積の設置基準は3,850 m²であり、設置基準を5,708.43 m²上回っている。

体育施設等は、本学から800メートル先に運動場（8,680 m²）がある。また、体育館隣接に人工芝のテニスコート1面740 m²がある。体育館は延床面積217,131 m²で、1階はアリーナ、リトミック室・保健室・体育準備室・トイレ・更衣室・シャワー室で、2階は学生の休息場所のラウンジ、サークル室、2つの教室がある。体育館はバスケットボールコート1面の広さで、バドミントンコート4面、バレーコートもあり、体育関連の授業、学生のレクリエーション、及び運動系サークルが使用している。

また、本学隣接地に、にこにこベジタブルランドの愛称の農園があり、教科目「保育内容『環境』」等の授業でも活用され、さつま芋等を育てている。自然環境豊かな淵野

辺公園が本学に隣接し、遊歩道の植物観察など授業等でも利用している。

障がいのある学生の対応については、1号館スロープ及び車椅子用昇降機、バリアフリートイレ（障がい者用トイレ）の設置、3号館（和泉クラーク・ホール）前のスロープ設置、4号館のエレベータ設備や、バリアフリートイレ、階段手摺及び点字表示などバリアフリー化している。

障がいのある受験生の受け入れに対する施設の整備や支援体制は、可能な限り整備・支援に努めてきた。障がいのある学生への支援は、個々の障がいの種類や程度に応じてなされるが、合理的な配慮のために必要な支援や態勢を整えるため、事前にオープンキャンパス等で相談に応じる旨を入学案内にて周知して、障がいのある学生等の修学支援に関する規程＜備付-規程集 10＞、及び障がいのある学生等修学支援委員会により支援を行なっている。

本学は、保育士資格・幼稚園教諭二種免許取得に必要な保育の表現技術や教科・教職に関する科目の授業、保育内容の5領域（健康・環境・人間関係・ことば・表現）、子どもの食と栄養、さらに実習に関する授業に相応しい教室が準備されている。音楽室、器楽室、ピアノレッスン室、ML（ミュージックラボラトリー）、造形室、体育館（アリーナ・リトミック室）、栄養実習室、キャリアデザインセンター、ラーニングセンターwillなどは保育者養成校ならではの学びの場である。＜備付-55＞

【内部施設の名称と授業を行う教室】

令和3年3月31日現在

建物名称		主な内部施設の名称 <授業を行うための教室(○)印>
1号館 (本館)	1階	事務室、事務局長室、健康管理センター（学生相談室・保健室）、進路支援センター、学生支援ユニット、101教室<36席>(○)、キャリアデザインセンター(○)、学生ホール、コミュニティサロン、キャンパスコンビニ、造形室<55席>(○)、美術準備室、栄養実習室<55席>(○)、ピアノ練習室<18部屋>、管理員室、印刷室、応接室、進学相談室
	2階	理事長室、学長室、会議室、200器楽室(○)、201教室<180席>(○)、203教室<46席>(○)、204教室<252席>(○)、205教室<252席>(○)、ピアノレッスン室<12部屋>(○)、音楽室<60席>(○)、スタジオIZUMI、講師室、210教室<42席>(○)、ミュージックラボラトリ一<25席>(○)、職員休憩室
	3階	図書館（書架・図書館閲覧室・共同研究室・AVルーム・事務コーナー）、ラーニングセンターwill<58席>(○)、301教室<180席>(○)、303教室<45席>(○)、304教室<43席>(○)、305教室<48席>(○)
2号館 (研究棟) 21室	地階	入浴実習室(○)、和室実習室(○)、介護実習室(○)
	1階	実習サポートセンター(閲覧室・スタッフルーム)、事務室、研究室01、研究室02、研究室03、研究室04、和泉短期大学同窓会室、研究室06
	2階	印刷室、研究室20、研究室21、研究室22、研究室23、研究室24、研究室25、研究室26
	3階	会議室、研究室30、研究室31、研究室32、研究室33、研究室34、研究室35、研究室36、研究室37
3号館 (和泉クラーク・ホール)	1階	食堂（厨房）、職員休憩室、機械室
	2階	和泉クラーク・ホール（講壇・座席：固定席480席/移動席58席<計538席>）(○)・控室・準備室・放送室
	3階	宗教センター兼50周年記念資料室
4号館 (体育館)	1階	アリーナ(○)、リトミック室(○)、体育準備室、保健室、ロビー、エントランスホール、女子更衣室(女子シャワールーム)、男子更衣室(男子シャワールーム)、身障者更衣室、エレベータ
	2階	A-1教室<49席>(○)、A-2教室<49席>(○)、身障者用トイレ、ラウンジ、学生テラス、サークル室1、サークル室2、サークル室3、サークル室4、サークル室5

授業を行うための機器・備品については計画的に整備している。プロジェクトは、令和2年度は16教室に設置されている。教材としての備え付け機器は次の通りである。

教室	VTR	DVD	プロジェクター
101	○	○	○
104	○	○	○
201	○	○	○
203	○	○	○
204	○	○	○
205	○	○	○
210		○	○
212	○	○	○
ML		○	○

教室	VTR	DVD	プロジェクター
will	○	○	○
301	○	○	○
303	○	○	○
304	○	○	○
305	○	○	○
A-1	○	○	○
A-2	○	○	○

※will:ラーニングセンター

教育課程編成・実施の方針に基づいて、授業を行うための情報機器については、ラーニングセンターwillにノートパソコン100台を設置し、学生が自学自習に活用している。図書館、コミュニティサロン、学生ホールにもパソコンを設置している。ピアノは、グランドピアノが6台設置（和泉クラーク・ホール、リトミック室、200教室、ML教室、ラーニングセンターwill、212教室）され授業等で使用されている＜備付-56・57＞。ピ

アノレッスン室・及び各教室にはアップライトピアノが47台設置され、授業で使用するほか、学生が自由に練習できるようにしている。平成25年度にML教室に電子ピアノ26台（学生用25台・教員用1台）を設置した。ピアノの調律・整備は毎年度実施し、学生の練習及び授業使用の支障がないよう配慮している。音響設備・備品等については、計画的に各教室に設置され学生が授業を快適に受講できる体制が図られている。また、和泉クラーク・ホールに設置されているパイプオルガンは、礼拝等での使用のほか、教科目パイプオルガンの授業においても使用している。

各教室にインターフォンが設置されており、授業時の緊急対応等において、事務局内の教育・学習支援ユニットとの円滑な連絡・連携が図られるよう配慮している。

図書館は1号館3階にあり延床面積は428m²である。他に1階と3階に閉架書庫がある（それぞれ延べ床面積47m²と23m²）。館内の座席数は117席（視聴覚用と共同研究用を含む）で学生1人あたり約0.29席とやや少ないが、館内の延床面積からは妥当な数と言える＜備付-58＞。利用頻度の低い図書を1階の閉架式書庫に移動することで、3階にある図書館の床荷重軽減を行ない、閲覧席の確保を図っている。図書館には3名の職員とワークスタディの学生2名＜備付・規程集49＞を配置し、業務に従事している。近年では、特設展示の充実を図り、入り口近くに、前学長から寄付された絵本を展示し、また図書展示用ディスプレイを設置しテーマ毎の図書の展示に努めている。また、2台のパンフレット用書架を設置し、他機関からの情報紙・誌等の閲覧に供している。回転書架も活用し、文庫本やコミックを手軽に手に取れるような配慮もしている。この他、季節やトピックスに応じた特定の目的の本を1ヶ所にまとめて展示・貸出を行う等利用者の利便性を高めている。＜備付-59＞

①図書受払状況

合計 68,088 冊

令和3年3月31日現在（単位：冊）

（中島文庫・伊藤文庫含む）

	資産図書	資産外図書(うち紙芝居)	非購入図書	合計
令和2年度当初	32,769	26,165 (1,030)	8,766	67,700
受 入	326	575 (8)	22	923
除 籍	328	205 (0)	2	535
令和2年度末	32,767	26,535 (1038)	8,786	68,088

※参考：「日本の図書館令和元」（日本図書館協会刊）による全国短大平均値：67,000冊

②逐次刊行物受入状況（タイトル数）寄贈含む

合計 189 タイトル

令和3年3月31日現在

逐次刊行物...189タイトル				
資料形態	新聞	和雑誌	洋雑誌	研究紀要
タイトル数	11紙	96誌	1誌	81誌

③視聴覚（AV）資料所蔵状況

合計 2,118 点

令和3年3月31日現在

資料形態	レコード	カセット	CD	ビデオ	レザーディスク	DVD
所蔵資料数 (令和2年度受入数)	230点 (0点)	21点 (0点)	515点 (0点)	517点 (2点)	211点 (0点)	624点 (30点)

蔵書（和書・洋書）68,088冊は、全国の短期大学平均蔵書数67,000冊を超える数で

ある。蔵書スペース等を考えると十分な蔵書規模といえる。雑誌 97 誌は、学生数に比して多いとは言えないが、限られた蔵書スペースを勘案すると妥当なタイトル数を所蔵していると考えられる。視聴覚資料 2,118 点は、学術的用途よりも学生の利用を重視したものとなっている。教員の利用する AV 資料は、図書館蔵書とは別途、教員が教材費や研究費で購入する場合が多く課題は生じていない。

図書購入予算、図書購入選定システム、図書廃棄システムは、和泉短期大学附属図書館規程＜備付・規程集 50＞、和泉短期大学附属図書館資料収集・管理規程＜備付・規程集 51＞に基づき実施されている。図書購入予算については、令和 2 年度の図書等(雑誌・視聴覚資料など含む)資料購入予算は約 367 万円であり、購入費は約 296 万円であった。購入資料費は、学生数や図書館規模、図書館員の処理能力を勘案すれば概ね適当と思われる。

購入図書選定システムは次のとおりである。①基本的に現場の司書 2 名が選書する。②高額資料・叢書等については学内の図書委員会で購入を検討する。③教職員・学生からの推薦資料は積極的に購入する。また、年に 1 回、図書館サポーターの学生による選書を行い、学生の希望を反映させている。④購読雑誌は、毎年教職員・学生からの希望を聞き、図書委員会で検討する。図書廃棄システムについては、廃棄（除籍）資料を除籍予定図書リストとして専任教員全員で確認し、廃棄すべきでないものが廃棄されないようチェックした上で廃棄（除籍）としている。また、確認された除籍図書および保存年限の切れた雑誌類は、汚損・破損分を除いて希望する教職員と学生にリサイクル提供している。このリサイクルシステムは好評である。

参考図書の内、白書や年鑑類については、書架スペースの制限から同一タイトルを過去 5 年分所蔵している（辞書・事典類は除く）。本学の教育に直結する分野の図書は、配分上多く所蔵している。ICT が主流になり、参考図書の二次資料としての必要性は以前ほど大きくなかった。要所を押さえた参考図書を所蔵するよう努めており、本学の教育課程編成・実施の方針に基づき関連の深い図書、とりわけ NDC（日本十進分類法）の 3 類（社会科学）に関しては重点的に所蔵しており、学生へのサービス提供ができていると思われる。また、絵本・児童書・紙芝居に関しては充実し、授業や現場実習の際にも数多く利用されている。

[区分 基準III-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

<区分 基準III-B-2 の現状>

施設設備の保有と運用は、学校法人和泉短期大学固定資産・物品管理規程<備付-規程集32>に基づき施設設備等の維持保全・処分の適正を図るため、管理責任統括責任者を理事長、管理責任事務責任者を事務局長としている。固定資産購入については、原則として20万円以上のものは固定資産の対象として稟議書により理事長決裁を受けている。固定資産管理帳簿は土地台帳、建物、構築物台帳、備品台帳で管理し、減価償却対象資産は、定額法により減価償却費の管理を行ない、減価償却費一覧表を作成している。また、施設・設備の取換更新時に除却する場合は除却一覧表を作成し、起案している。

図書の管理は、和泉短期大学附属図書館資料収集・管理規程<備付-規程集51>に基づいて図書館で管理している。

施設関係の物件を取得後は土地台帳、建物台帳、構築物台帳等に登録して管理している。機器備品は、少額重要資産である学生用机・椅子等、備品ごとに備品台帳に登録し管理している。また固定資産及び物品分類表の区分に従い整理番号を記入したラベルを添付して管理し年度末に棚卸をしている。年度中及び年度末の固定資産の除却対象資産は固定資産台帳と照合し、稟議書により理事長の決裁を受けている。令和2年度も東陽監査法人公認会計士4名の会計監査が行われ、適正に資産が管理され学校法人会計基準に準拠し会計処理がされているとの「独立監査法人監査報告書」を受けた。

財務諸規程について整備している規程名及び施設設備等の管理について整備している規程の一覧は以下のとおりである。

【財務諸規程について整備している規程】

- 1 学校法人和泉短期大学経理規程<備付-規程集31>
- 2 学校法人和泉短期大学資金の運用に関する取扱規程<備付-規程集52>
- 3 学校法人和泉短期大学徴収不能債権の取扱い及び引当金に関する規程<備付-規程集53>
- 4 学校法人和泉短期大学情報公開規程<備付-規程集54>

【施設設備等の管理について整備している規程】

- 1 学校法人和泉短期大学固定資産・物品管理規程<備付-規程集32>
- 2 和泉クラーク・ホール管理及び使用規程<備付-規程集55>
- 3 和泉短期大学体育館管理運営規程<備付-規程集56>
- 4 和泉短期大学グラウンド管理運営規程<備付-規程集57>
- 5 和泉短期大学防火規則<備付-規程集18>
- 6 和泉短期大学公式サイト（ホームページ）管理運用規程<備付-規程集58>
- 7 和泉短期大学附属図書館資料収集・管理規程<備付-規程集51>

本学は火災・地震対策、防犯対策として自動火災報知機を設置している。消防設備点検を5月、10月に定期的に行っている。検査結果を理事長に報告し、指摘事項があった場合は、早急な修繕等の対応をしている。また、防災対策は和泉短期大学防火規則<備付-規程集18>により、毎年度6月に1年次生・専攻科生・教職員・近隣の青葉2丁目自治会が

参加し、避難・防災訓練<備付-60>を相模原市消防局、まち・みどり公社の協力を得て、淵野辺公園で行っている<備付-5>。COVID-19感染拡大前までの主な内容は、避難・防災訓練・水消火器体験・煙ハウスの体験・起震車による地震体験、AED体験、学内の防災井戸と造水機による飲料水の試飲を行った。校舎の耐震診断は、1号館、2号館（研究棟）の耐震診断を行い確認した。また、校舎内のロッカー等の転倒防止措置、窓ガラスの飛散防止対策工事、平成29年度は食堂の天井耐震補強工事、平成30年度は図書館の天井耐震補強工事、令和元年度は、和泉クラーク・ホールの天井吊り下げ型照明器具の落下防止（耐震工事）改修工事を行った。令和2年度は3号館空調機チラー（熱交換温度調整装置）2台交換、及び3号館外壁防水塗装シーリング打ち替え工事を行った。

校舎の防犯対策は、令和元年度までは、ビルメンテナス会社と管理人契約を締結し、管理人が学内管理人室に常駐し夜間も警備を行っていた。令和2年度から機械式の警備システムに変更し経費削減となった。また、不審者等の侵入を防ぐため、学内の5か所の出入口のうち2か所は安全性を重視し通常封鎖している。

11月1日は内閣府の通達による緊急地震速報の訓練を1限の授業時間中10:00から行った。また、学生や教職員には安否確認システムに登録してもらい、有事の際に一斉送信システムにより学生・教職員の安否が確認できるようにしている。本学が位置する町内会の青葉2丁目自治会とは平成23年11月9日に「防災倉庫の設置及び共同使用に関する覚書」<備付-6-①>を締結し学生、教職員等の非常用備蓄品を毎年度取替更新して、管理貯蔵している。

コンピュータシステムのセキュリティ対策については、学校法人和泉短期大学個人情報に関する規程<備付-規程集36>、及び学校法人和泉短期大学における情報セキュリティポリシー<備付-規程集37>を制定し対応している。ネットワーク全体のインターネットやデータの盗聴を防止するため、ハードウェアのファイアウォール装置を設置している。各パソコンにウイルス対策ソフトをインストールしている。教職員と学生のネットワークを分離し、学生パソコンから教職員のデータにアクセスできないようにしている。また、教職員パソコンの事務局管理は、固有のパスワードを使用し部外者がパソコンの情報にアクセスすることを防止している。給与担当者のパソコン、会計帳簿入力者のパソコンは学内LANから分離し、限られた担当者のみがアクセス可能としている。なお、本学では、全学的な危機管理態勢を整備するため和泉短期大学危機管理に関する規程<備付-規程集40>を制定している。

省エネルギー・省資源対策及び地球環境保全の配慮として、現在1、2号館は築44年が経過しており建物としての省エネ対策等はないが、教室にはロスナイを設置、夏季（6月から8月）の教室冷房温度の設定を25°Cから28°Cとし、事務局において1号館の各教室等の室温の集中管理を行うとともに、節電に関する掲示を各教室に掲出し協力要請をした。しかしCOVID-19感染拡大防止のため教室の換気を第一とした。小教室（203教室、303教室、304教室、305教室）には空調機の対流機能を強化するために扇風機を天井の梁に各教室5台ずつ設置していたため、COVID-19感染拡大下においては換気に都合がよかつた。学内から排出されるゴミの処理は、教職員及び学生に周知するとともに、相模原市、学友会の協力を得て分別回収を徹底している。特に4号館（体育館）につい

ては、全館開閉可能なガラス窓を効率的な位置に多用し、自然採光、及び通風を最大限取り入れる設計で、照明・空調の維持費を削減し省資源対策を図っている。また、冷房設備はエコミッションに優れた GHP(プロパンガスを熱資源とするヒートポンプ)を採用している。体育館アリーナは、天井面に暖気回収システムを採用し、冬季において天井面に溜まっていた屋根面の輻射熱及び照明器具の排熱を回収し床面に循環させ省エネルギー化を図っている。

＜テーマ 基準III-B 物的資源の課題＞

1号館（本館）、2号館（研究棟）、3号館（和泉クラーク・ホール）、4号館（体育館）と建物が4箇所に分散しているため、火災・地震等災害体制、防犯体制など危機管理体制が必要である。

＜テーマ 基準III-B 物的資源の特記事項＞

特になし。

[テーマ 基準III-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

＜根拠資料＞

特になし。

[区分 基準III-C-1 短期大学は、教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
- (2) 情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。
- (6) 学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。
- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。
- (8) コンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

＜区分 基準III-C-1 の現状＞

教育課程編成・実施の方針及び保育士資格及び幼稚園教諭の免許取得に係るカリキュ

ラムに基づき、必要な技術的サービスを計画的に整備している。本学は単科短期大学であるため、基準Ⅲ-B-1 に示した様々な物的資源及び技術的資源は、学生の学びに相応しいものが整備されている。その整備にあたっては、文部科学省公募事業プログラム等に積極的に申請し、継続的に採択されており、外部資金の導入が施設、機器備品の整備充足に、また技術的資源の整備獲得に大きな役割を果たしている。外部資金の導入による学習成果の向上に繋がる特徴的な取組みとしては、ポートフォリオの活用、キャリアデザインセンターの設置、学内のコンピュータによる学生への周知や課題提出を目的とした Google Classroom の活用、保育力、基礎学力、IT 各支援者による学生に対するサポート等が挙げられる。Google Classroom の活用について、新任教員には担当教職員から効果的な授業ができるように研修を行っている。

ラーニングセンターwill は、遠隔教育と課題対応として学生が自由に使用できるようノートパソコンを増設し、また Word、Excel、PowerPoint に対応できるように特別教室を開催し支援を行なっている。

＜テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題＞

外部資金の導入は、機器備品や技術的資源の整備に格好のチャンスといえる。新しい機器備品の整備や技術的資源の導入が、学習成果の向上に結びついているか検証が必要である。学内の各種のハードウェア及びソフトウェアに関しては、中・長期的に取替更新などの充実を図る計画がある。

＜テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項＞

学生の学習環境の充実のため、学内のパソコンの台数を増やした。平成 30 年度は、ラーニングセンターwill に新たに 33 台（計 50 台）のノートパソコンを設置した。令和元年度はさらに 50 台を設置し、学生が学内で使用できるパソコン台数を増やし学習環境の充実を図った。

[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

＜根拠資料＞

提出資料

- 2 学校法人和泉短期大学基本構想（理事長・学長・事務局長）
- 34 学校法人和泉短期大学第 2 次中期計画（2020 年度～2024 年度）
 - 15 のビジョン

備付資料

- 61-①平成 30 年度財産目録及び計算書類
- ②令和元年度財産目録及び計算書類

③令和2年度財産目録及び計算書類

87 経営改善計画書（令和2年度～令和6年度）

備付資料-規程集

52 学校法人和泉短期大学資金の運用に関する取扱規程

[区分 基準III-D-1 財的資源を適切に管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。
- ① 資金収支及び事業活動収支は、過去3年間にわたり均衡している。
 - ② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
 - ③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。
 - ④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
 - ⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。
 - ⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
 - ⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
 - ⑧ 教育研究経費は経常収入の20%程度を超えている。
 - ⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。
 - ⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
 - ⑪ 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
 - ⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
 - ⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。
- (2) 財的資源を毎年度適切に管理している。
- ① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
 - ② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
 - ③ 年度予算を適正に執行している。
 - ④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
 - ⑤ 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
 - ⑥ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

<区分 基準III-D-1 の現状>

学校法人会計基準の改正により、学校法人が作成する計算書類は、資金繰りの状態を表す資金収支計算書、経営状態を表す事業活動収支計算書、財政の安全性を表す貸借対照表により表示し、私立学校法第47条、私立学校振興助成法第14条第3項及び学校法

人会計基準第4条に定められた規定に基づいて作成している。

資金収支計算書及び事業活動収支計算書は、平成29年度から入学定員（250名）が未充足の状況となり大幅に学生数が減少したことにより、施設・設備等の取替更新、維持修繕を年度ごとに分散するよう計画的、合理的に行つたが資金収支差額は、令和2年度は支出超過となった。

事業活動収支計算書は、当該年度の収支及び支出の経費の均衡状態を表すことを目的としている。経常収支差額比率（旧帰属収支差額比率）は学生数の大幅な減少により平成30年度は-18.3%、令和元年度は-20.5%、令和2年度は-18.3%になっている。

教育研究経費比率は、3年間毎年度上昇している〔平成30年-28.5%、令和元年度-29.6%、令和2年度-34.0%（修学支援新制度による給付奨学費の増）〕。

貸借対照表は、年度末における本法人の資産、負債、基本金、事業活動収支差額の状態を示している。積立比率（減価償却累計額及び退職給与引当金等に対する目的性のある特定資産等）は、過去3年間190%、183%、178%と健全に推移しているため、短期大学の存続を可能とする耐久年数は、全国の短期大学の平均値を大きく上回っている。

資産運用については、学校法人和泉短期大学資金の運用に関する取扱規程＜備付・規程集52＞に基づき、資金運用委員会を開催して、安心安全を第一として適切に運用している。

監査法人の公認会計士による監査意見への対応は適切に行っている。

寄付金の募集は、入学後に新入生の保護者、法人関係者・卒業生に依頼しているが、厳しい経済状況から、令和2年度はCOVID-19感染拡大の影響もあり、新入生の保護者には募集依頼は行わなかった。

平成30年度、令和元年度、令和2年度の3年間は資金収支計算書、事業活動収支計算書は、支出超過の厳しい状況になった。毎年度5月1日現在の収容定員充足率は、平成30年度83.0%、令和元年度80.4%、令和2年度81.0%である。令和2年度は、COVID-19感染拡大により、従来までの対面中心のオープンキャンパスの開催が4月～6月はできなかつたため、デジタル化によるウェブサイト戦略に切り替えた。令和元年度対比、児童福祉学科で18名、専攻科で6名増加したが、入学定員充足率は88.4%で厳しい状況であった。令和2年度は入学定員、収容定員ともに充足することはできなかつたが、従来までの健全な財務体質は維持できている。

財的資源の管理については、毎年度適切に管理している。

学校法人及び短期大学は、令和2年度10月に骨子予算編成評議員会、理事会後に関係部署の意向を集約し、本事業計画、予算、第2次中期計画を作成し、3月開催の評議員会、理事会で承認された。その後教職員に通知し、新年度に稟議書等で決裁後に適切に執行している。日常的な出納業務は円滑に確実に実施し、毎週水曜日に行われる学内運営協議会前の午前中に事務局長から理事長に1週間の出来事の報告と予定を伝えていく。併せて毎月の試算表は事務局長を経て理事長・学長に提出し財務状況を随時報告している。＜備付・61・①・②・③＞

[区分 基準III-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。
 - ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。
 - ② 人事計画が適切である。
 - ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。
 - ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができている。

[注意]

基準III-D-2について

- (a) 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）平成27年度～」のB1～D3に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。改善計画書類は提出資料ではなく備付資料とする。
- (b) 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

<区分 基準III-D-2 の現状>

日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標は平成30年度「A-3」と正常状態であったが、令和元年度、令和2年度は「B3」になった。全国的に保育者志望者の減少、保育者養成校の増加、保育者の給与待遇問題等、本学を取り巻く経営環境は年々厳しさを増している。また、令和2年度は私立大学の約31%（184校）、短期大学の約74%（215校）が入学定員未充足の非常に厳しい状況にある。本学は、事業活動収入の約77%を学納金に依存している現状において、入学者の定員確保と中途退学者を減少させることが喫緊の課題である。

大学の環境分析であるSWOT分析で強み、弱みを知り広報の戦略として、「和泉短期大学 ストロングポイント」を作成し、高校生・保護者に広報している。経営実態、財政状況を勘案し、第2次中期計画を策定し、施設・設備等の中期修繕計画を立て執行している。

1号館は校舎建築後44年経過しており、予想できない予算外の修繕が発生した場合は、理事長に相談の上、稟議書にて修繕の決裁を得て予備費の範囲内で執行している。

人事計画は、定年退職者等を踏まえ、その補充として、教員採用計画を行ない、法人人事委員会、教授会で採用候補者の担当科目を審議し公募している。

人件費は学生未充足による収支が厳しい中で、毎年度の基本給昇給は教職員組合に説明し理解を得ている。

また、外部資金等の導入による経営戦略実績としては、文部科学省の競争的資源配分の獲得に向けて、本学独自の教育と学生支援の質の向上を図っている。

平成 22 年度は「平成 22 年度大学生の就業力育成支援事業」（5 年間の事業）として「保育就業力向上プログラム」に選定された。平成 24 年度は「平成 24 年度文部科学省公募事業プログラム『関東山梨地域大学連合による産業界のニーズに対応した教育改善』」に申請し採択された。平成 27 年度は「平成 27 年度私立大学等改革総合支援事業」に採択され、併せて「私立学校等教育研究活性化設備整備事業」も採択された。

しかし、平成 28 年度は「平成 28 年度大学教育再生加速プログラム」、平成 29 年度、平成 30 年度は「私立大学等改革総合支援事業」に申請したがいずれも不採択だった。令和元年度、令和 2 年度も「私立大学等改革総合支援事業」のタイプ A、タイプ C に申請したが採択されなかった。不採択の理由について、補助金申請ワーキンググループは検証と振り返りを行い、次年度につなげるよう教職員に周知している。

学内に対する経営情報は、ウェブサイト及び広報誌で情報公開をしており、令和 2 年度は全教職員に人件費と財務状況について事務局長から丁寧に説明を行い危機意識の共有を図った。<備付-87>

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題>

事業活動収入の約 77% を学納金に依存している。学生数の減少は本法人の運営に大きな影響をもたらしている。令和 2 年度は入学定員充足率、収容定員充足率を充足することができなかつたため、事業活動収支計算書は支出超過になり厳しい状況になった。COVID-19 拡大防止により、多くの制限がある中で、令和 3 年 4 月 1 日には、令和 4 年度収容定員の適正化の学則変更届を行ったため、学生の入学定員確保に向けて学内外の広報活動の再構築を行っている。

本法人は十分な金融資産を有しているが、短期大学を取り巻く環境は年々悪化しており、入学者定員確保は、第 2 次中期計画にもあるように全学的な取り組みとして強化する必要がある。大学を取り巻く環境は年々厳しさを増し入学定員確保が厳しい状況下において、教育環境整備充実のため将来にわたり支出要因が多い。学生数が減少し収入が減少する中、人件費、施設・設備費、経費とのバランスをとりながら、一層の合理的・効率的な支出に努める必要がある。また、日常的な経費削減を行い、教職員一人ひとりが危機意識をもって業務に臨むことが重要である。

<テーマ 基準III-D 財的資源の特記事項>

(1) 和泉短期大学専攻科介護福祉専攻の取組み<参考>

①専任教員数

学科名	専任教員数					設置基準で定める教員数		助手	備考
	教授	准教授	講師	助教	計	学科の種類による教員数	入学定員による教員数		
専攻科 介護福祉専攻	1	1	1	-	3	3	-	-	介護福祉関係

②年齢構成

【専任教員の年齢構成表】

令和2年4月1日現在

合計教員数	年齢ごとの専任教員数（助教以上）							備考
	70以上	60～69	50～59	40～49	30～39	29以下	平均年齢	
3	0	2	0	1	0	-	60.3	介護福祉関係
割合（%）	-	66.7%	-	33.3%	-	-		

③教育研究活動等

【専任教員の教育研究活動（令和2年度）】

氏名	職名	学位	教育実績・研究実績・社会的活動
佐藤美紀	准教授 (専攻科介護福祉専攻主任)	修士（社会学）	教育実績：12、研究実績有、社会的活動有
佐久間志保子	特任教授	修士（社会福祉学）	教育実績：11.5、研究実績有、社会的活動有
出村由利子	特任准教授	修士（看護学）	教育実績：12、研究実績有、社会的活動有

教育実績＝前・後期合わせた授業持ちコマ数

研究実績＝著書、論文、学会発表、芸術活動、参加学会等

④研究活動

【専任教員の研究活動（令和2年度）】

氏名	職名	研究業績					国際的活動の有無	社会的活動の有無
		著作	論文等	学会等発表	芸術活動等	その他		
佐藤美紀	准教授	0	1	0	0	7	無	有
佐久間志保子	特任教授	0	0	0	0	23	無	有
出村由利子	特任准教授	0	0	0	0	3	無	有

著作：単著・共著・編著を含む

論文等：論文集・学術雑誌・学会機関誌・研究報告・調査報告・研究紀要等に発表したもの

学会等発表：学会発表・国際会議発表・翻訳・辞典・白書・年鑑・雑誌寄稿等

芸術活動等：作品・作曲・演奏・演劇・芸術表現（舞踊）・指揮・コンクール審査・資格取得実技審査等

その他：参加学会（研究会・協議会等）・研修会（協議会・セミナー）講師・パネリスト等

<基準III 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画>

平成29年度から令和3年度入試まで、5年継続して入学定員を充足することができなかったことに鑑み、その要因と分析を行った。前理事長の基本構想や第2次中期計画に入学定員を見直すことがビジョンとして掲げているため、理事長、学長とも協議して、入学定員の減少を検討した。

入学定員の適正化（減少）を行うこと理由は、下記の3つの要因がある。

①高等教育の修学支援新制度については、大学が認可される要件として、収容定員充足率が直近3年間80%以上を継続していること。本学は3年間80%のボーダーであること。この制度から大学が外れると、対象学生が退学をせざるを得ない状況になること。

②全国の保育者養成校 542 校、651 課程中入学定員 250 名の本学は上位 6 位であり、中央値の入学定員は 100 名であること。毎年度 200 名以上に入学者がある保育者養成校は極めて稀で、定員（入学定員）を減少することにより充足率が 100% 以上を維持できること。

③経常費補助金の配点基準は減額方式であるが、令和 4 年度から段階的に収容定員充足率を上げることにより、補助金減額率が下がり、補助金収入が増収になる、また、令和 2 年度の教育研究経費は修学支援新制度による奨学費の支出（令和 2 年度は 51 名、36,812 千円）により増額になり、令和 3 年度は学生生徒等納付金収入に占める教育研究経費の割合が 15 ポイント増になり併せて約 20,000 千円の増額が見込める。

以上の点を学内運営協議会で検討して、文部科学省高等教育局大学振興課への学則変更届として、「収容定員の減少」を届出の手続きを審議することとした。

第 5 回理事会で慎重審議し、教授会、職員の SD 研修会、教職員組合の意見を聴取し、第 6 回理事会、第 4 回評議員会に諮り、慎重審議し承認され、令和 3 年 4 月 1 日に学則変更届を電子メールで文部科学省高等教育局大学振興課短期大学係に届け出を行った。

<提出-2・34>

【基準IV リーダーシップとガバナンス】

様式 8—基準IV

[テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップ]

<根拠資料>

提出資料

- 4-①2018（平成30）年度事業報告書
 ②2019（令和元）年度事業報告書
 ③2020（令和2）年度事業報告書
 37 学校法人和泉短期大学寄附行為
 34 学校法人和泉短期大学第2次中期計画15のビジョン
 （2020年度～2024年度）

備付資料

- 4 令和2年度相模原市と和泉短期大学の連携実績
 70-①IZUMI NEWS 第45号
 ②IZUMI NEWS 第46号
 ③IZUMI NEWS 第47号
 ④IZUMI NEWS 第48号
 71 和泉短期大学父母会会報第48号
 72 和泉短期大学同窓会会報・後援会会報
 ①和泉短期大学同窓会いづみ第11号
 ②和泉短期大学後援会だより第11号
 73-①理事会議事録（2018年度）
 ②理事会議事録（2019年度）
 ③理事会議事録（2020年度）
 82 理事長の履歴書
 83 学校法人実態調査表

備付資料-規程集

- 46 学校法人和泉短期大学学内運営協議会規程

[区分 基準IV-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
- ① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
 - ② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
 - ③ 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。

- (2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。
- ① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
 - ② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。
 - ③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
 - ④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
 - ⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
 - ⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。
- (3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。
- ① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。
 - ② 理事は、私立学校法の役員の選任の規定に基づき選任されている。
 - ③ 寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

＜区分 基準IV-A-1 の現状＞

深町正信第8代理事長が令和2年6月15日に任期満了のため退任し、第3回理事会において慎重審議により、伊藤忠彦理事が第9代理事長に就任した。

伊藤理事長は建学の精神、教育理念、スクールモットーを理解し学校法人の発展に寄与している。リーダーシップについては、法人運営に対し常にガバナンス(管理と統治)とコンプライアンス(法の遵守)を最重要課題として、その業務を総理している。

理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績(財産目録、貸借対照表、財務に関する計算書類及び事業報告書)提出-4>を評議員会に報告し、その意見を求めている。毎週水曜日に出校し、理事長としての稟議書等の決裁、必要業務の他に、出席すべき行事は日本私立短期大学協会の定期総会、相模原市主催の新年賀詞交換会等に参加する予定であったがCOVID-19感染拡大防止のために中止になった。理事長出校の毎週水曜日の午前は、事務局長、庶務ユニットリーダーと学内状況等の報告及び法人運営の課題検討、稟議書の決裁等を行っている。午後は学内運営協議会を開催し、さまざまな教育、法人等の提案事項、学内外の諸報告、緊急の課題を連絡調整して、スピード感をもって対処している。<備付・規程集46>

理事長は大学、短期大学の置かれた環境及び状況を把握し、課題や問題点を主体的に対処している。また、学内外の関係者、教職員、学友会、父母会、同窓会、後援会等との面談には出来るだけ応じ意思疎通に努めている。特に短期大学の近隣自治会役員の方々との信頼関係を構築するために、教職員には地域のさまざまな催しへの積極的参加を要請し、また県や市からの各種委員会の委員就任の要請には出来るだけ応じるように教職員に協力要請して、相模原市との包括協定として多くの委員の委嘱を受けている。

<備付-4>

また、本学の広報活動を考慮し、和泉短期大学入学案内はもちろんのこと、定期的(年4回)に発行するIZUMI NEWS第45~48号<備付-70-①・②・③・④>、父母会会報第48号<備付-71>、同窓会会報第11号<備付-72-①>、後援会だより<備付

-72-②>などの記事は、和泉短期大学の情報の提供と発信に努めている。

さらに、全ての管理職教職員に対して、常に上司が次の世代の育成に責任をもってあたることの大切さを伝え、その実現のためには、①部下と強い信頼関係をもつこと、②純粋かつ高邁な精神と使命感をもつこと、③部下を適切に教育、指導、育成すること、④次世代へのバトンタッチを具体的に考えて養成すること、⑤組織の成長に着実に貢献すること等の方向性を示している。

外部評価は、理事長を起点とした学内ガバナンスの有効性を示すものと言える。

理事長のリーダーシップのもと、本法人ではすべての事柄について教員と職員が車の両輪となって協力し実施している。また、理事会、評議員会等においても良好な関係が作られている。本学の建学の精神は「キリスト教信仰に基づく教育と人格形成」であり、スクールモットーは「愛と奉仕」である。こうした精神が、教職員・関係者一丸となり教育の業に邁進する本法人の姿に表れている。

理事会は、学校法人和泉短期大学寄附行為<提出-37>に基づき開催され、本法人の意思決定機関として適切に運営されている。

理事の構成・選出方法については、学校法人和泉短期大学寄附行為に明記され、現在は、牧師、学校関係者、弁護士、施設・保育関係者等バランスのとれた状態にある。理事定数は、学校法人和泉短期大学寄附行為に「理事は9人以上11人以内」と規定されており、令和2年5月1日現在の理事数は10人である。

理事会は理事長が招集し議長を務めている。理事会は、理事長の職務の代理、財務担当理事、人事担当理事を設け、教職員人事、財務・資金運用面のガバナンス、コンプライアンスを強化している。理事会の理事・監事の出席状況は極めて良く活発な意見交換が行われており、学校法人の意思決定機関として適切に運営され重要な任務を果たしている。学内行事においても、各理事からの積極的な参加が得られている。また、必要があればその都度臨時理事会を開催している。

理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。また、短期大学発展のために学内外の必要な情報を提出している。

理事会は短期大学の運営に関する法的責任があることを共有している。

理事会は学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。

本法人では、法人の方針、計画の策定及び業務執行を円滑に行うため、理事長のもとに学内運営協議会を置いている。学校法人和泉短期大学学内運営協議会規程に基づき、理事長は学内運営協議会を招集し会議を主宰している。会議は毎週水曜日に開催され、以下の事項等について協議している。

【学内運営協議会協議事項】

- 1 理事会から委任された事項
- 2 理事会、評議員会及び教授会、部長会に提案する事項
- 3 年次計画及び予算及び事業報告、決算に基づく法人、短期大学の業務執行上必要とする事項
- 4 法人、短期大学、事務局の連絡調整に関する事項
- 5 短期大学及び事務局からの提案事項
- 6 その他、理事長が必要と認める事項

構成員は理事長、学長、事務局長（以上、いずれも理事）、副学長、教務部長（以上、いずれも評議員）、チャップレン及び学生部長で構成され、庶務ユニットリーダーが書記として陪席している。協議された議事録は教職員に公開している。令和2年度は学内運営協議会が40回開催され（令和2年度事業報告書P11＜提出-4＞）、法人及び短期大学の業務運営を円滑に行うための諮問及び決定機関として重要な役割を果たしている。

理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有し、私立学校法の役員選任の規定に基づき選任されている。＜備付-73-③＞

＜テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップの課題＞

本学の学生募集状況が厳しい中でも、建学の精神とスクールモットーを堅守し、地域密着型、実力養成型の短期大学を目指すために積極的に法人及び短期大学の情報を公表している。

＜テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップの特記事項＞

学校法人和泉短期大学寄附行為＜提出-37＞により、現在の伊藤理事長は、令和2年6月20日に就任している。私立学校法改正による寄附行為変更を行い、文部科学省から令和2年2月18日に変更認可書を受けた。また、第2次中期計画は、令和2年3月28日の評議員会、理事会で了承され本学ウェブサイトで公表した。＜提出-34＞

[テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップ]

＜根拠資料＞

提出資料

- 15 和泉短期大学学則
- 37 学校法人和泉短期大学寄附行為

備付資料

- 84 学長の個人調書
- 85 教授会議事録
- 86 常設委員会議事録

備付資料-規程集

- 59 和泉短期大学教授会規則
- 60 学長が定める教授会の審議事項に関する内規
- 61 和泉短期大学学長選考規則
- 62 和泉短期大学学生懲戒規程
- 63 和泉短期大学部長会規則
- 64 和泉短期大学教務委員会規則
- 65 和泉短期大学学生委員会規則

- 66 和泉短期大学宗教委員会規則
- 67 和泉短期大学地域連携推進センター委員会規則
- 68 和泉短期大学入試広報委員会規則
- 69 和泉短期大学実習サポート委員会規則

[区分 基準IV-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。
 - ① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。
 - ② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。
 - ③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
 - ④ 学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手続を定めている。
 - ⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
 - ⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。
- (2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。
 - ① 教授会を審議機関として適切に運営している。
 - ② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
 - ③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。
 - ④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。
 - ⑤ 教授会の議事録を整備している。
 - ⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。
 - ⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

<区分 基準IV-B-1 の現状>

学長のリーダーシップにおいては、和泉短期大学学則＜提出-15＞第10条（以下学則という）、和泉短期大学教授会規則＜備付-規程集59＞第10条及び学長が定める教授会の審議事項に関する内規＜備付-規程集60＞により、学長は教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参照して、最終的な判断を行っている。学長の職務は、学校法人和泉短期大学寄附行為＜提出-37＞において「学長は、教学及び研究を統括し、かつ、理事会の決議を執行し、その責に任ずる」と規定され、さらに、学則第6条に「学長は、本学の校務をつかさどり、所属職員を統督する」とされている。また、和泉短期大学学長選考規則＜備付-規程集61＞第2条に、学長の資格として、学

長は、人格高潔、識見に富むものであることと規定されている。

学長は建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。学長は和泉短期大学学生懲戒規程＜備付-規程集62＞により、学生の懲戒処分に関して学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手続きを定めている。学長は学則＜提出-15＞第6条（職員組織）により校務をつかさどり、教員を統督している。

学長は和泉短期大学学長選考規則＜備付-規程集61＞に基づき選任され、教学運営職務を遂行している。

なお、現学長の任期は令和4年3月31日までのため、学長選考規則により、学長候補者選考委員会を設置し委員を選出することが令和2年度第6回理事会及び第4回評議員会で承認されている。

学長は教授会を和泉短期大学学則＜提出-15＞及び和泉短期大学教授会規則＜備付-規程集59＞に基づいて開催し、和泉短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。

学長は、学則第10条に定める事項（入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び教育研究の重要事項）について教授会の意見を聴取したうえで決定している。

教授会は学則第9条により、原則として定例会を1ヵ月に1回開催している。ただし、①教授会全構成員の3分の2以上の要求があったとき、または、②学長が必要と認めたときは必要に応じて開催し、議事録を整備している。

教授会は常に教育の質の向上を目指し、三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を共有し議論を重ねている。

学長は所管の校務についてそのリーダーシップを発揮しつつ、理事会と良好な関係の下で校務を司っている。学長は法人事務局長と連携しつつ、教授会の下に設置した各委員会を規程＜備付-規程集63～69＞に基づいて設置し、適切に運営している。

【教授会構成員（令和2年度）】

(専) は専攻科教員

<学長>佐藤守男（教授）	<副学長>大下聖治（教授）	<教授>井狩芳子、櫻井奈津子、 鈴木敏彦、西田恵一郎、松浦浩樹、横川剛毅、佐久間志保子（専）*	<特任教授>武石宣子*
<准教授>久保小枝子、中野陽子、平沼晶子、松山洋平、矢野由佳子、山本美貴子、佐藤美紀（専）			
<特任准教授>出村由利子*			
<専任講師>八代陽子			
<助教>星早織、渡部美佳*		<助手>前島麻衣*	*は陪席
<陪席>事務局長、各ユニットリーダー			

本学は学長の諮問機関として、本学全体に共通する教育及び研究に関する事項について連絡調整し協議する部長会を置いている（令和2年度は毎月の定例の）部長会は休止）。

【部長会構成員】<備付-規程集63>

学長、副学長、教務部長、学生部長、宗教部長、地域連携推進センター長・図書館長、入試広報部長、 実習サポートセンター長、事務局長、教育・学習支援ユニットリーダー、学生支援ユニットサブリーダー、 庶務ユニットリーダー、学術情報ユニットリーダー

【部長会審議事項】

- (1) 教授会の審議予定事項
- (2) 教育及び研究に関する事項
- (3) 各部局の連絡調整に関する事項
- (4) 教育及び研究に関わる予算編成に関する事項
- (5) 教育及び研究に関わる予算執行に関する事項
- (6) その他、学長が諮問する事項

教授会の下に常設委員会（教務委員会、学生委員会、宗教委員会、地域連携推進センター委員会、入試広報委員会、実習サポート委員会）が、各委員会規則に則り、学長が指名した教職員を構成員として組織されている。常設委員会の月1回の開催に加え、臨時委員会、ワーキンググループ会議が開催され職務を遂行している。

【教務委員会】<備付-規程集64>

所管：教育課程、試験、学籍異動、その他教務に関すること等

委員長：教務部長・松浦浩樹教授

委員：平沼晶子准教授、佐藤美紀准教授、久保小枝子准教授

曾根真理子教育・学習支援ユニットリーダー、金成泰宏サブリーダー

【学生委員会】<備付-規程集65>

所管：学生の生活指導及び進路指導、保健、父母会との連絡に関すること等

委員長：学生部長・山本美貴子准教授

委員：八代陽子専任講師、星早織助教、出村由利子特任准教授、田中孝一学生支援ユニットサブリーダー

【宗教委員会】<備付-規程集66>

所管：キリスト教教育（建学の精神）の促進等

委員長：宗教部長・西田恵一郎教授（チャップレン）

委員：前島麻衣助手、平塚豊庶務ユニットリーダー、木村文紀庶務ユニットサブリーダー、

今泉治子庶務ユニット主任

【地域連携推進センター委員会】<備付-規程集67>

所管：図書館の管理維持、他大学の学術情報の収集と提供、地域連携活動及びボランティア活動等

委員長：地域連携推進センター長・図書館長・櫻井奈津子教授

委員：井狩芳子教授、深町和哉学術情報ユニットリーダー、三好順平主任

【入試広報委員会】<備付-規程集68>

所管：入試・広報活動、公開講座、学校案内発行等

委員長：入試広報部長・鈴木敏彦教授

委員：横川剛毅教授、中野陽子准教授、佐久間志保子特任教授、土橋正文広報涉外ユニットリーダー、
山中仁主任、松倉理沙ユニット員

【実習サポート委員会】<備付-規程集69>

所管：実習への支援等

委員長：実習サポートセンター長・松山洋平准教授

委員：矢野由佳子准教授、渡部美佳助教、曾根真理子教育・学習支援ユニットリーダー、
金成泰宏サブリーダー、池田なつみユニット員（実習担当）、十時愛美ユニット員（実習担当）

また、常設委員会の下に各種委員会及びワーキンググループ等が置かれている。

【各種委員会一覧】

※WGはワーキンググループの略

[学長室]

ALO 副学長 大下聖治教授

自己点検・評価委員会、自己点検・評価報告書作成WG、補助金申請委員会、IR委員会、
学内人事委員会、危機管理委員会、FD委員会、将来計画委員会、和泉短期大学児童福祉研究室WG、
新型コロナウイルス緊急対策特別委員会、オンライン授業促進WG、

[特別委員会]

予算委員会、キャンパスハラスマント相談委員会、キャンパスハラスマント防止対策委員会、
研究不正行為防止委員会、候補者選考委員会、キリスト教活動委員会、利益相反マネジメント委員会、
学長候補者選考委員会

[教務委員会]

共同研究委員会、離学者改善検討委員会、専攻科介護福祉専攻委員会、教職課程認定 WG、
キャリアデザイン・ポートフォリオ・キャリアデザインセンター運営 WG、

[学生委員会]

就職委員会、健康管理センター運営委員会、和泉奨学金委員会、障がいのある学生等修学支援委員会、
学生FD委員会WG

[地域連携推進センター委員会]

図書委員会、研究紀要編集WG、地域連携推進委員会、地域連携プログラムWG、
子育て支援プログラム（はっぴい・すまいりい）WG

[宗教委員会]

I.C.F、ハンドベル、聖歌隊顧問、パイプオルガン指導

[入試広報委員会]

アドミッションオフィス、高大接続WG

＜テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの課題＞

常設委員会以外に設置された特別委員会が増加傾向にある。委員会機能を低減させることなく、委員会組織再編等の検討が必要である。

今後とも学長のリーダーシップの下、部長会、教授会、常設委員会、各種委員会、その他特別委員会は適切に運営されていくようガバナンスの強化に努める。

＜テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの特記事項＞

特になし。

〔テーマ 基準IV-C ガバナンス〕

＜根拠資料＞

提出資料

- 2 2020年度学校法人和泉短期大学基本構想（理事長・学長・事務局長）
- 38 学校法人和泉短期大学ガバナンス・コード

備付資料

- 73-①理事会議事録（2018年度）
 - ②理事会議事録（2019年度）
 - ③理事会議事録（2020年度）
- 74-①監査報告書（2018年度）
 - ②監査報告書（2019年度）
 - ③監査報告書（2020年度）
- 75-①評議員会議事録（2018年度）
 - ②評議員会議事録（2019年度）
 - ③評議員会議事録（2020年度）
- 76-①監事監査計画書（2018年度）
 - ②監事監査計画書（2019年度）
 - ③監事監査計画書（2020年度）
- 77-①資金収支予算概要・事業活動収支予算概要（2018年度）
 - ②資金収支予算概要・事業活動収支予算概要（2019年度）
 - ③資金収支予算概要・事業活動収支予算概要（2020年度）
- 78 2020年度教育環境充実資金募金のお願い
- 79 2020年度和泉短期大学愛のいづみ基金奨学生募金のお願い
- 80-①内部監査報告書（2018年度）
 - ②内部監査報告書（2019年度）
 - ③内部監査報告書（2020年度）
- 81-①資金収支決算概要・事業活動収支決算概要（2018年度）
 - ②資金収支決算概要・事業活動収支決算概要（2019年度）

③資金収支決算概要・事業活動収支決算概要（2020年度）

備付資料-規程集

- 70 学校法人和泉短期大学監事監査規程
- 34 学校法人和泉短期大学稟議規程
- 31 学校法人和泉短期大学経理規程
- 51 和泉短期大学附属図書館資料収集・管理規程
- 52 学校法人和泉短期大学資金の運用に関する取扱規程
- 53 学校法人和泉短期大学徴収不能債権の取扱い及び引当金に関する規程
- 54 学校法人和泉短期大学情報公開規程

[区分 基準IV-C-1 監事は法令等に基づいて適切に業務を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出している。

<区分 基準IV-C-1 の現状>

本法人における監事は、学校法人和泉短期大学寄附行為第 7 条、および学校法人和泉短期大学監事監査規程＜備付-規程集 70＞に基づき、学校法人の監事が果たすべき学校法人の業務の監査と学校法人の財産状況の監査等の業務を行っている。令和 2 年度に開催された理事会、評議員会のいずれにも出席し、必要により質疑および意見を述べ、監事としての役割と機能を充分に果たしている。

監事は令和 2 年任期満了及び 1 名が任期満了による定年のため 6 月 1 日に改選されている。

監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書＜備付-74-①・②・③＞を作成し、当該監査年度終了後 2 カ月以内に理事会及び評議員会に提出している。

監事は、令和 2 年 4 月及び同年 10 月に行われた監査法人の会計監査に立会い、監査マニュアルに沿ってチェックを行い、会計上の意見を公認会計士から聴取した。また、令和 2 年度の法人の業務監査の状況については、理事会議事録＜備付-73-①・②・③＞、評議員会議事録＜備付-75-①・②・③＞及び稟議書を閲覧するとともに問題点の有無について確認を行った。監事の活動については、理事長宛に監事監査計画書＜備付-76-①・②・③＞を 4 月に提出し、学校法人の監事が社会通念上果たすべき機能と役割を充分に果たし適切に業務を行った。

令和 2 年度は、COVID-19 感染拡大下にも拘らず、東陽監査法人 4 名の公認会計士に

による令和元年度会計監査(決算時4月)が3日間、また令和2年度の上期会計監査(10月)が2日間にわたり実施された。また、同期間に監事による財務状況に関する監査及び法人の業務監査が行われ、財務担当理事による会計監査も行われた。監査立会いの際には、公認会計士より法人の会計処理及び財務状況について意見を聴取し、財務計算書類や財産目録は適正な表示に努めている。

なお、監事は、毎年度11月に行われている文部科学省による学校法人の監事研修会に参加し、今後の学校法人監査の方向性について研修を受け、理事会にフィードバックしている。令和2年度はCOVID-19感染拡大下のためリモートで視聴いただいた。

以上、資金の流れ、会計処理の確認(伝票及び証憑書類の照合等)、及び理事会議事録等の確認等詳細な監査を行っている。監事による監査報告書の公表及び理事会の機能のチェックも行っている。本法人では監事の監査報告書をウェブサイトで公表し、監事による厳正な法人の業務・会計監査及び財務状況に関する書類チェックが行われている。

【公認会計士による監査実施状況（令和2年度）】

監査実施年月日	概要	備考（監査人数）
令和2年4月21日	令和元年度決算監査	1人
令和2年5月12日	令和元年度決算監査	4人
令和2年5月13日	令和元年度決算監査	4人
令和2年5月14日	令和元年度決算監査	4人
令和2年10月13日	令和2年度中間監査	4人
令和2年10月14日	令和2年度中間監査	4人

【監事による監査内容】

- ①資金収支計算書・事業活動収支計算書、貸借対照表、財産目録及び計算書類の照合
- ②支出請求書と証書類（請求書、領収書）の精査
- ③財務状況の確認
- ④理事会、評議員会議事録、稟議書の確認

[区分 基準IV-C-2 評議員会は法令等に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

<区分 基準IV-C-2 の現状>

評議員会は、学校法人和泉短期大学寄附行為に基づき、また私立学校法第42条の規定に従い、理事会の諮問機関として組織されている。評議員会は、5月（決算）、10月（次年度事業計画及び予算編成方針）、3月（予算）に定例評議員会を開催している。また令和2年度は評議員改選年度のため、6月にも評議員会を開催している。

評議員の構成は、学校法人和泉短期大学寄附行為第19条第2項に「21人以上23人以内」と規定され、理事定数の2倍を超える数の評議員数をもって構成されている。

本法人の現在の評議員数は22人であり、学長、事務局長は拠職上の評議員となっている。教職員から選出された者、卒業生から選出された者及び学識経験者から構成され、バランスのとれた状態にある。

直近3か年の評議委員会開催状況は、基礎データ様式17の通りである。

[区分 基準IV-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報をお公表・公開して説明責任を果たしている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。
- (2) 私立学校法に定められた情報を公表・公開している

<区分 基準IV-C-3 の現状>

本法人は、学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を法人ウェブサイトのトップ画面で公表している。また、財務情報の公開については、私立学校法第47条により公表している。

学校法人和泉短期大学事業計画については、理事長が年度ごとに「学校法人和泉短期大学の基本構想」を策定して法人事業計画書とともに理事会、評議員会、教職員等に提出している。中期事業計画策定について、本学の建物は築44年経過しているため、各種修繕計画、施設設備の取替更新などを考慮し、また教育環境の整備や変化する環境に対応するために、単年度に予算が集中しないようにしている。<提出-2>

18歳人口が減少し、日本の短期大学は約74%が入学定員を確保できない状況にあるが、本学の財務体質は良好な状態にある。その中にあっても、①入学定員の確保、②離学者の減少、③経費削減、④専攻科介護福祉専攻の入学定員（20名）確保、⑤外的資金の確保など今後も経営上のバランスを維持していくが大きな課題である。

予算の決定に関して、事業計画と予算書骨子については、学内運営協議会で検討し、事務局でそれを数値化し、学内運営協議会で審議した後、評議員会、理事会に予算編成方針<備付-77-①・②・③>を諮っている。毎年度10月末に評議員会、理事会を開催して翌年度の事業計画及び予算編成方針を決定している。評議員会、理事会で決定された予算編成方針に従い、翌年度の予算編成方針を教員、事務局各ユニットに11月初旬に通知し、予算要求書を12月初旬までに提出し、庶務ユニット（経理担当）で取りまとめている。

教員関係予算については、予算委員会（部長会構成員）で審議している。事務局は、担当ユニットリーダーと実務担当者が事務局長と予算要求書に基づき折衝している。その後予算原案を作成し、財務担当理事、理事長の確認後、予算書（案）を学内運営協議会で審議し、評議員会、理事会に諮っている。

予算は、評議員会、理事会で承認された予算を事務局長が4月の定例教授会で説明し、適正に執行されている。理事会の方針は、速やかに学長、事務局長を通して教授会、ユニットリーダー会に伝わるシステムになっている。収入の増収が見込みにくい中、経費

については、少しでも経費削減するように、予算執行前に再度、複数会社に相見積もりを行っている。施設・設備関係支出、維持修繕費については、同様に相見積もりの後、稟議書（学校法人和泉短期大学稟議規程）＜備付-規程集 34＞にて理事長の決裁を受け発注を行っている。

なお、稟議書は令和3年度電子化する予定である。

予算執行の際、研究費、教材費は、各教員の請求に基づき教育・学習支援ユニットの職員が各会社に発注している。基本的に教員個人の立替払い、直接発注は認めていない。

「事務局予算」は、各ユニットが各会社に発注して、所定の支出請求書に記入し、担当ユニットリーダーの承認後、請求書とともに庶務ユニット（経理担当）に提出、経理担当者が精査後、庶務ユニット（経理担当）サブリーダー、事務局長の決裁を仰いでいる。予備費使用については、大科目において決算額が予算額を超過し、予算計上した予備費の範囲以内で決算監査時に監査法人の公認会計士と調整後、学校法人和泉短期大学経理規程＜備付-規程集 31＞により理事長宛の稟議書承認を経て予備費使用を行い、理事会の審議により承認を受けている。予算執行状況は、試算表を毎月作成し理事長、学長、事務局長に提出し報告している。また、予算・決算時には、財務に関する計算書類及び関連資料等も併せて理事長に報告し説明している。

下記の財務関係の諸規程に則り、予算執行については、予算額を上回らないように厳密な予算管理を担当ユニット及び庶務ユニット（経理担当）で行っている。また購入会社に対しての発注書及び請求書、納品書の受け取りについては、年度内で漏れることなく適正に処理し、未払金が発生しないように注意している。

【財務関係諸規程】

- 1 学校法人和泉短期大学経理規程＜備付-規程集 31＞
- 2 学校法人和泉短期大学資金の運用に関する取扱規程＜備付-規程集 52＞
- 3 学校法人和泉短期大学微収不能債権の取扱い及び引当金に関する規程＜備付-規程集 53＞
- 4 学校法人和泉短期大学情報公開規程＜備付-規程集 54＞

資金等の保有と運用に関して、学校法人和泉短期大学寄附行為第6章第32条、「基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、もしくは定額郵便貯金として理事長が保管する」、及び経理規程、資金の運用に関する取扱規程＜備付-規程集 52＞に基づき慎重に決定している。資金等の保有と運用の概要については以下の通りである。

- ①法人の保有する預貯金、有価証券に係る資金の運用については、学校法人和泉短期大学資金の運用に関する取扱規程に基づき資金運用委員会を開催し、安全かつ確実に運用することを原則としている。また毎月の資金繰りに支障のないように努めている。
- ②現金預金の短期運用（運転資金）は、稟議書により理事長の決裁を受けている。
- ③長期資金の運用については、資金運用委員会（理事長、財務担当理事、学長、事務局長（庶務ユニット（経理担当）リーダー（兼））に市場動向、金融商品の安全性、利回り等を資料にて提案し、慎重に検討して決定している。
- ④資金（小口現金、預金、証書等）等の保有は、庶務ユニット（経理担当）で厳重に管理

している。いつでも預金残高がわかるように現預金一覧表、固定預金一覧表を作成して都度、資金運用委員会に報告している。

⑤目的別運用資金(特定資産である目的別引当特定資産である減価償却引当特定資産等)については、資金運用委員会で慎重に審議し運用している。

日銀の低金利政策による長期金利低下により、運用も大変厳しい状況であるが、元本保証の理念を堅持している。

寄付金の募集については、令和2年度は「教育環境充実資金募金」に加え「愛のいづみ基金奨学金」の募金活動を行った。概要は以下の通りである。<備付-78・79>

なお、学校債については現在のところ取り扱っていない。

【教育環境充実資金募金】

- 1 寄付者数： 60件
- 2 寄付金額： 1,395,000円
- 3 募金対象事業：3号館外壁塗装工事他
- 4 募金目標額：10,000,000円
- 5 期間：令和2年6月～令和2年9月(第9期)
- 6 寄付金：1口5,000円

【愛のいづみ基金奨学金】

- 1 寄付者数： 68件
- 2 寄付金額： 1,345,000円（第2期）
- 3 募金対象事業：経済的事情による就学困難な学生を支援
- 4 募金目標額： 3,000,000円
- 5 期間：令和2年6月～令和3年3月
- 6 寄付金：1口5,000円

本法人の情報公開については、学校教育法施行規則及び私立学校法の規定に基づき教育情報、財務情報を本学ウェブサイト、IZUMI NEWS 等において公表している。

[3様監査体制の確立]

平成29年度から3様監査体制が確立して従来の監査法人、監事監査に加え、内部監査室を設置した。令和2年度は3回にわたる内部監査室長の内部監査が学内で行われた。また、5月の会計監査時に監査法人、監事と打ち合わせを行い、5月の理事会・評議員会で内部監査室長が別紙により内部監査報告<備付-80-①・②・③>を行っている。

<テーマ 基準IV-C ガバナンスの課題>

ガバナンスは適切に機能し特に問題はない。今後も健全なガバナンスの維持に努めたい。本法人は下記の通り理事長が令和2年度学校法人和泉短期大学基本構想(理事長・学長・事務局長)を策定し、全教職員、理事、監事、評議員に配付し、説明している。

〔理事長の令和2年度事業計画〕

令和2年度を迎えるにあたり、先ずこれから迎える時代を大まかに考えてみると、人口減少が今後、ますます深刻化し、またグローバル化が進むであろうことが予測されます。

更に、技術革新の影響による経済社会の進展とそれを取り巻く環境が急速に変化することが予測されます。このような状況の中で、和泉短期大学はこれからも、なお一層、地元である相模原市民と諸学校から信頼される、開かれた存在となることを強く期待されていると思われます。そのためにも、和泉短期大学はこれまでにもまして、地元に向けた新しい情報の開示を強く求められていると思われます。

令和元年5月に新聞やテレビ等で報道されたように、「学校教育法等の一部を改正する法律」が国会で成立致しました。更に、私立学校法についても役員の職務やその責任の明確化等に関する規定の整備、情報公開の充実、中期的な計画の作成等が盛り込まれています。

学校法人和泉短期大学としては、令和元年10月に開催された第二回学校法人和泉短期大学評議員会、理事会に於いて、法人寄附行為等の一部改正について審議をし、改正をしたところであります。このことにより、和泉短期大学が今後益々自律性を担保しながら、「キリスト教信仰に基づく教育と人格形成」を建学の精神とし、和泉短期大学の教育と研究の改革を進めながら、他方では、公共性と社会的責任を負う教育機関としての責任と使命とをなお一層鮮明にしつつ、その責任を十分に果たしてまいりたいと強く願います。

次に、具体的には次の6つの項目を挙げます。第一に、現在、和泉短期大学は学長、事務局長のリーダーシップのもと、教職員が一致協力して、ガバナンスとコンプライアンスの効いた歩みを続けていますが、なお一層の向上に努めていきたいと願います。

第二に、令和2年度こそはこれまでの4年間の本学の受験者及び入学者の実績を踏まえて、入学定員の適正化を検討し、児童福祉学科の入学定員を現在の250名から200名に変更する案件の結論を出す必要があろうと思います。それと同時に、専攻科の入学定員は20名ですが、ここ数年の入学希望者は厳しい現状があります。しかし、歴史的にみれば、日本で最初の老人福祉専門学校として始めた本学としては、出来るならば、専攻科を存続していくたいと思慮するところです。毎年、実施されている介護福祉士国家試験では、本学の学生の合格率は全国レベルでも素晴らしい結果を出しているので、なんとしても続けていきたいと願います。

第三に、新キャンパスの構築、スクールバス駐車場を整備するために新たな土地の購入等は相手もあることですので、今後とも慎重に対応すべきだろうと考えます。地元密着型の本学としてはこれまで実施してきた子育て支援のための「はっぴい」や「すまいりい」の子育て広場や様々な地元への支援活動、更に、児童福祉研究室発行の「いっしょに子育て」を通じて、現在、子育てをしている地元の家庭のために地元密着型の和泉短期大学としての奉仕を続けていきたいと願います。

第四に、今まで、第11回目を迎えている「相模原市内高等学校校長と和泉短期大学との教育研究会」は毎回充実した内容で実施してまいりましたが、これからも、現代の複雑な社会の中で、教育の業に関わる地元の高等学校の先生方と本学の先生方と互いに当面する教育の課題を共有するこの研究会は誠に意義深いことだろうと思いますので継続することを願います。

第五に、令和元年度を顧みてみると、地球温暖化と異常気象による大型台風と大雨・強風の影響で大災害が全国各地で引き続いて起こりました。これに対応するために、本学としても必要最低限の校舎の補強工事を最優先して検討すべきであろうと思います。特に、今年度は今まで十分に出来なかつた補修工事は実施したいと願います。

第六に、令和2年度は、学校法人和泉短期大学の経営状況は、厳しい現状になろうかと思われます。「出るを制して、入るを図る」をモットーにして、健全な大学の運営をしていくことが大事でありましょう。出来るだけ無駄を省き、節約の出来ることはしつつ、学校法人和泉短期大学「愛のいづみ基金奨学生金」や「教育環境充実資金」への寄付金活動の協力をお願いしていくことが今こそ、最も必要であろうと思われます。

<テーマ 基準IV-C ガバナンスの課題>

特になし。

<テーマ 基準IV-C ガバナンスの特記事項>

特になし。

<基準IV リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

「基準IV 理事長のリーダーシップにおいて、理事会の開催に当たり、理事会で書面による待ち廻り開催となっている回がある」との指摘を受け、平成27年1月31日開催の、平成26年度第3回理事会で運営の改善に向けて審議を下記の通り行った。

- ①今後一切待ち廻り理事会を開催しない。
- ②私立学校法及び学校法人和泉短期大学寄附行為に則った運営を行う
- ③年間の理事会開催回数を4回にする。
- ④一層の法令順守に努め、適切な学校法人運営体制を確立する。

以上のことと、理事、監事全員で確認したことにより、従来以上に、理事長の下、学校法人の健全な運営に努めるようにした。

理事長のリーダーシップのもと、従前の通りガバナンス及びコンプライアンスを意識した学校法人運営を行う。また、学長の指導のもと、教育の質の向上を目指し、三つの方針を共有している。少子化傾向が今後も強まることを踏まえ、「学校法人和泉短期大学第2次中期計画（令和2年度～令和6年度）」の策定と修繕計画＜提出-34＞、そして中期計画に基づく資金収支計算書、事業活動収支決算概要＜備付-81-①・②・③＞を策定した。

(b)今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

学長のリーダーシップの下、教育の質的保障と向上を目指し、三つのポリシー（ディ

プロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を共有し、見直し等を行なった。

委員会組織の相互の連携をさらに図っていく必要がある。

監事は、適切に法人の業務監査及び財産の状況の監査を行っており、監事機能は有効に働いている。

経営計画は、毎年度、高等教育機関を取り巻く環境を常に注視し、第2次中期計画とともに見直すことが必要である。

今後の学校法人の理事会、評議員会、監事の経営責任の明確化と強化を通じ、一層のコーポレート・ガバナンスを充実させるために、令和2年10月24日（土）に開催した第3回評議員会、第4回理事会で「学校法人和泉短期大学ガバナンス・コード」<提出-36>の策定が承認され、ウェブサイトで公表した。

令和2（2020）年度

自己点検・評価報告書

[様式 9] 提出資料一覧

提出資料	資料番号・資料名・該当ページ
基準 I : 建学の精神と教育の効果	
A 建学の精神	
建学の精神・教育理念についての印刷物等	<p>1 学びのハンドブック・P25~26 2 2020 年度学校法人和泉短期大学基本構想 (理事長・学長・事務局長)・P1~2 3 【建学の精神】【教育理念】 https://www.izumi-c.ac.jp/introduction/outline/spirit/ 4 令和 2 (2020) 年度事業報告書・P3~4 5 令和 3 (2021) 年度事業計画書・P3~4 6 新年礼拝プログラム</p>
B 教育の効果	
学則	17 和泉短期大学学則
教育目的・目標についての印刷物等	<p>1 学びのハンドブック P25~27 2 2020 年度学校法人和泉短期大学基本構想 (理事長・学長・事務局長) P1~2 3 【建学の精神】【教育理念】 https://www.izumi-c.ac.jp/introduction/outline/spirit/ 9 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、 入学者受入れの方針（三つの方針） 10 令和 2 (2020) 年度シラバス 11 シラバス執筆要綱 4 令和 2 (2020) 年度事業報告書・P3~4・P25~26 ・P125~128 5 令和 3 (2021) 年度事業計画書・P3~4</p>
学習成果を示した印刷物等	<p>7 2018 年度生（平成 30 年度）保育士資格・幼稚園教諭二種免許 に関する科目一覧表（旧カリキュラム） 8 2019 年度生・2020 年度生（令和元年度・令和 2 年度）保育士 資格・幼稚園教諭二種免許に関する科目一覧表（新カリキュラ ム）</p>
C 内部質保証	
自己点検・評価を実施するための規程	<p>12 自己点検・評価委員会規程 13 学校法人和泉短期大学 内部質保証方針 ウェブサイト（情報公開） https://www.izumi-c.ac.jp/wp-content/uploads/2020/10/InternalQualityAssurance2020-.pdf 14 カリキュラムツリー2020 1 学びのハンドブック・P27 11 シラバス執筆要綱</p>
基準 II : 教育課程と学生支援	
A 教育課程	
卒業認定・学位授与の方針に関する印刷物等	<p>1 学びのハンドブック・P25~56 9 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学</p>

提出資料	資料番号・資料名・該当ページ
	<p>者受入れの方針（三つの方針）P25～26</p> <p>2 2020年度学校法人和泉短期大学基本構想 (理事長・学長・事務局長) P1～2</p> <p>3 【建学の精神】【教育理念】 https://www.izumi-c.ac.jp/introduction/outline/spirit/</p> <p>4 令和2(2020)年度事業報告書 P3～4</p> <p>5 令和3(2021)年度事業計画書 P3～4</p>
教育課程編成・実施の方針に関する印刷物等	<p>15 和泉短期大学学則</p> <p>10 令和2年度シラバス</p> <p>11 シラバス執筆要綱</p> <p>16 アクティブラーニングのための授業工夫に関する調査</p> <p>17 「キャリアデザインⅠ」及び「キャリアデザインⅡ」シラバス</p> <p>20 学習成果の記録シート</p> <p>21 2020年度生用実習ルールブック</p> <p>22 全教員打ち合わせ会プログラム</p>
入学者受入れの方針に関する印刷物等	<p>18-①入学案内書 令和2(2020)年度入学者用 ②入学案内書 令和3(2021)年度入学者用</p> <p>19-①募集要項 令和2(2020)年度入学者用 ②募集要項 令和3(2021)年度入学者用</p>
シラバス ■ 令和2(2020)年度 ■ 紙媒体又は電子データで提出	10 令和2年度シラバス
学年暦 ■ 令和2(2020)年度	<p>1-①学びのハンドブック巻頭 2020年度学事予定表当初予定版 ②2020年度学事予定表最終変更版(折り込み資料)</p>
B 学生支援	
学生便覧等、学習支援のための配布物	<p>23 IZUMI DIARY・P11～55(学生生活)、P57～95(進路)</p> <p>24 学修用PCの準備および通信環境の整備について(通知)</p> <p>25 和泉短期大学情報機器貸与規程・申込書</p>
短期大学案内 ■ 令和2(2020)年度入学者用及び令和3(2021)年度入学者用の2年分	<p>18-①入学案内書 令和2(2020)年度入学者用 ②入学案内書 令和3(2021)年度入学者用</p>
募集要項・入学願書 ■ 令和2(2020)年度入学者用及び令和3(2021)年度入学者用の2年分	<p>19-①募集要項 令和2(2020)年度入学者用 ②募集要項 令和3(2021)年度入学者用</p>
基準III：教育資源と財的資源	
D 財的資源	

提出資料	資料番号・資料名・該当ページ
「計算書類等の概要（過去3年間）」「活動区分資金収支計算書（学校法人全体）」[書式1]、「事業活動収支計算書の概要」[書式2]、「貸借対照表の概要（学校法人全体）」[書式3]、「財務状況調べ」[書式4]	26 活動区分資金収支計算書（学校法人全体）[書式1] 27 事業活動収支計算書の概要 [書式2] 28 貸借対照表の概要（学校法人全体）[書式3] 29 財務状況調べ [書式4]
資金収支計算書・資金収支内訳表 ■ 過去3年間（平成30（2018）年度～令和2（2020）年度）計算書類（決算書）の該当部分	30 資金収支計算書・資金収支内訳表
活動区分資金収支計算書 ■ 過去3年間（平成30（2018）年度～令和2（2020）年度）計算書類（決算書）の該当部分	31 活動区分資金収支計算書
事業活動収支計算書・事業活動収支内訳表 ■ 過去3年間（平成30（2018）年度～令和2（2020）年度）計算書類（決算書）の該当部分	32 事業活動収支計算書・事業活動収支内訳表
貸借対照表 ■ 過去3年間（平成30（2018）年度～令和2（2020）年度）計算書類（決算書）の該当部分	33 貸借対照表
中・長期の財務計画	34 第2次中期計画15のビジョン（2020年度～2024年度）
事業報告書 ■ 過去1年間（令和2（2020）年度）	4 2020（令和2）年度事業報告書
事業計画書／予算書 ■ 認証評価を受ける年度（令和3（2021）年度）	5 2021（令和3）年度事業計画書 35 令和3年度 収支予算書
基準IV：リーダーシップとガバナンス	
A 理事長のリーダーシップ	
寄附行為	36 学校法人和泉短期大学ガバナンス・コード 34 学校法人和泉短期大学 第2次中期計画15のビジョン（2020年度～2024年度） 37 学校法人和泉短期大学寄附行為

[注]

- 一覧表の「資料番号・資料名・該当ページ」には、提出資料に付した通し番号及び資料名を記載してください。また、ページ番号が示せるものについては、該当ページを記載してください。
- 準備できない資料（例えば、取組み自体を行っていない場合等）については、「該当なし」と記載してください。
- ウェブサイトで公表している場合、一覧表の「資料番号・資料名・該当ページ」には URL も記載してください。
- 特に指定がなければ、自己点検・評価を行う令和 2 (2020) 年度の資料を準備してください。ただし、認証評価を受ける令和 3 (2021) 年度に学科改組等で大幅な変更があった場合、令和 3 (2021) 年度のものを備付資料として準備してください。
- 「過去 3 年間」・「過去 5 年間」の指定がある場合、自己点検・評価を行う令和 2 (2020) 年度を起点として過去 3 年間・過去 5 年間とします。
- 一覧表を提出する際、①この注意書きは削除せず、②様式 9 の通しページを付してください。

[様式 10] 備付資料一覧

備付資料	資料番号・資料名・該当ページ
基準 I : 建学の精神と教育の効果	
A 建学の精神	
創立記念、周年誌等	11 学校法人和泉短期大学 60 周年記念誌
地域・社会の各種団体との協定書等	1 和泉短期大学の相模原市との包括連携協定書 2 オレンジリボン活動 ①児童虐待防止推進月間事業への御協力について ②ユニコムプラザ内の本学ブース図面及び写真 3 地域活動・市民活動ボランティア活動認定制度 4 令和 2 年度相模原市と和泉短期大学の連携実績 5 共催等名義使用承認申請書 6 青葉二丁目自治会との協定書 ①防災倉庫の設置及び共同使用に関する覚書・備蓄品一覧 ②一時避難場所に関する覚書 7 相模原市内大学図書館等と相模原市立図書館との相互協力に関する協定書 8 障害者支援施設との協定書 ①「和泉短期大学学内製品販売契約書」(社会福祉法人県央福祉会 障害者施設きらら) ②「和泉短期大学学内製品販売契約書」(社会福祉法人県央福祉法人 さがみ愛育会 生活介護支援事業所のびやか)
〔報告書作成マニュアル指定以外の備付資料〕	9 令和 2 (2020) 年度チャペルカレンダー 10 対外献金 ①献金送付先一覧 ②チャイルド・ファンド・ジャパンの冊子
C 内部質保証	
過去 3 年間 (平成 30 (2018) 年度～令和 2 (2020) 年度) に行った自己点検・評価に係る報告書等	12-①平成 30 (2018) 年度自己点検評価報告書 ②令和元 (2019) 年度自己点検評価報告書 ③令和 2 (2020) 年度自己点検評価報告書
高等学校等からの意見聴取に関する記録等	13 和泉短期大学の 3 つのポリシーを踏まえた取り組みの点検・評価について
認証評価以外の外部評価についての印刷物等	14 日本格付研究所格付情報
教育の質保証を図るアセスメントの手法及び向上・充実のための PDCA サイクルに関する資料	15 授業に対する意見調査
〔報告書作成マニュアル指定以外の備付資料〕	16 オフィスアワー等一覧 ①専任教員授業時間・研究日・オフィスアワー一覧 ②授業内容等の学生からの問い合わせ・相談への対応について (非常勤講師のオフィスアワー) 17 いっしょに子育て①創刊号、②第 2 号、③第 3 号

備付資料	資料番号・資料名・該当ページ
基準Ⅱ：教育課程と学生支援	
A 教育課程	
学習成果の獲得状況を表す量的・質的数据に関する印刷物等	27 基礎カリサーチ問題冊子・実施結果
幅広く深い教養を培う教養教育の成果に関する資料	18 まなびのことはじめ 26 漢字テスト
職業又は実際生活に必要な能力を育成する職業教育の成果に関する資料	30 和泉短期大学ポートフォリオ（学習成果の記録シート含む） 32 実習ステップブック 33 実習の記録 34 実習・実習指導実施要領－実習指導のミニマムディマンドー 39 学生参加の課外活動及び行事 ①学ぼう遊ぼうキャンパスライフアワー ②オータムフェスタ 実習・学びの収穫祭
B 学生支援	
学生支援の満足度についての調査結果	44 IZUMI DIARY 改訂プラン 現1・2年生の活用状況アンケートの分析
就職先からの卒業生に対する評価結果	29 和泉短期大学卒業生雇用に関する満足度調査 https://www.izumi-c.ac.jp/wp-content/themes/izumi/assets/images/introduction/outline/gakkoukyouikuhou172/survey2020-r2.pdf https://www.izumi-c.ac.jp/wp-content/themes/izumi/assets/images/introduction/outline/gakkoukyouikuhou172/survey2020-r3.pdf
卒業生アンケートの調査結果	28 和泉短期大学卒業生の「離職状況」及び「教育の成果と効果」調査について https://www.izumi-c.ac.jp/wp-content/themes/izumi/assets/images/introduction/outline/gakkoukyouikuhou172/survey2020-r1.pdf
入学志願者に対する入学までの情報提供のための印刷物等	19 入試広報情報 https://www.izumi-c.ac.jp/ 20 神奈川県委託訓練「専門人材育成コース」選考書式 21 入学者選抜評価票 22 2020年度進学説明会プログラム 23 入試広報動画等実績報告書
入学手続者に対する入学までの学習支援のための印刷物等	31 和泉短期大学入学前教育配布資料、課題、テキスト
学生の履修指導（ガイダンス、オリエンテーション）等に関する資料	37 オリエンテーション資料
学生支援のための学生の個人情報を記録する様式	38 学生カード 43 障がいのある学生等修学支援申請書 45 健康状況の記録 46 発熱など体調不良の症状がある場合の対応フロ

備付資料	資料番号・資料名・該当ページ
	一チャート 47 新型コロナウイルス感染が疑われる教職員発生時フローチャート 48 実習中・発熱などの症状がある学生へ支援連携フローチャート
進路一覧表等 ■ 過去3年間（平成30（2018）年度～令和2（2020）年度）	49 和泉短期大学児童福祉学科卒業生就職先
GPA等の成績分布	50 GPAの数値の分布状況
学生による授業評価票及びその評価結果	35 授業担当科目自己点検・評価報告書
社会人受入れについての印刷物等	20 神奈川県委託訓練「専門人材育成コース」選考書式
海外留学希望者に向けた印刷物等	該当なし
留学生の受入れについての印刷物等	該当なし
〔報告書作成マニュアル指定以外の備付資料〕	41 普通救命講習Ⅲ（小児・乳児・新生児講習会） 42 学友会と学生委員会との意見交換会
基準Ⅲ：教育資源と財的資源	
A 人的資源	
専任教員の個人調書 ■ 教員個人調書〔様式18〕（令和3（2021）年5月1日現在） ■ 教育研究業績書〔様式19〕（過去5年間（平成28（2016）年度～令和2（2020）年度）	62 専任教員の個人調書
非常勤教員一覧表〔様式20〕	63 非常勤教員一覧表
教員の研究活動について公開している印刷物等 ■ 過去3年間（平成30（2018）年度～令和2（2020）年度）	64 教員の研究活動について公開している印刷物
専任教員の年齢構成表 ■ 認証評価を受ける年度（令和3（2021）年5月1日現在）	65 専任教員の年齢構成表
専任教員の研究活動状況表〔様式21〕 ■ 過去5年間（平成28（2016）年度～令和2（2020）年度）	66 専任教員の研究活動状況表
外部研究資金の獲得状況一覧表〔様式22〕 ■ 過去3年間（平成30（2018）年度～令和2（2020）年度）	67 外部研究資金の獲得状況一覧表
研究紀要・論文集 ■ 過去3年間（平成30（2018）年度～令和2（2020）年度）	24-①和泉短期大学研究紀要 第38号 ②和泉短期大学研究紀要 第39号 ③和泉短期大学研究紀要 第40号 25-①和泉短期大学教職研究 第2号

備付資料	資料番号・資料名・該当ページ
	②和泉短期大学教職研究 第3号 ③和泉短期大学教職研究 第4号
教員以外の専任職員の一覧表（氏名、職名） ■ 認証評価を受ける年度（令和3（2021）年5月1日現在）	68 教員以外の専任職員の一覧表
FD活動の記録 ■ 過去3年間（平成30（2018）年度～令和2（2020）年度）	36 FD研修会関係資料
SD活動の記録 ■ 過去3年間（平成30（2018）年度～令和2（2020）年度）	69 SD活動関係資料
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	52 学生・教職員安否確認システム 53 和泉短期大学AED設置場所 54 目標チャレンジシート
B 物的資源	
校地、校舎に関する図面 ■ 全体図、校舎等の位置を示す配置図、用途（室名）を示した各階の図面、校地間の距離、校地間の交通手段等	55 校地、校舎（図面）、登記簿謄本、台帳
図書館、学習資源センターの概要 ■ 平面図等（冊子等も可）	58 附属図書館案内 59 2020（令和2）年度図書館蔵書状況一覧表
報告書作成マニュアル指定以外の備付資料	40 スクールバス時刻表 60 避難・防災訓練実施要項
C 技術的資源	
学内LANの敷設状況	51 学内LAN敷設図
マルチメディア教室、コンピュータ教室等の配置図	56 ラーニングセンター設備配置図 57 212教室設備配置図
D 財的資源	
寄付金・学校債の募集についての印刷物等	78 2020年度教育環境充実資金募金のお願い 79 2020年度 和泉短期大学愛のいづみ基金奨学金募金のお願い
財産目録及び計算書類 ■ 過去3年間（平成30（2018）年度～令和2（2020）年度）	61-① 平成30年度財産目録及び計算書類 ②令和元年度財産目録及び計算書類 ③令和2年度財産目録及び計算書類
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	87 経営改善計画書（令和2年度～令和6年度）
基準IV：リーダーシップとガバナンス	
A 理事長のリーダーシップ	
理事長の履歴書 ■ 認証評価を受ける年度（令和3（2021）年5月1日現在）	82 理事長の履歴書
学校法人実態調査表（写し）	83 学校法人実態調査表

備付資料	資料番号・資料名・該当ページ
■ 過去3年間（平成30（2018）年度～令和2（2020）年度）	
理事会議事録 ■ 過去3年間（平成30（2018）年度～令和2（2020）年度）	73-①理事会議事録（2018年度） ②理事会議事録（2019年度） ③理事会議事録（2020年度）
諸規程集	※下記に別途記述
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	70 IZUMI NEWS ①第45号・②第46号・ ③第47号・④第48号 71 和泉短期大学父母会会報第48号 72 和泉短期大学同窓会会報・後援会会報 ①和泉短期大学同窓会いづみ第11号 ②和泉短期大学後援会だより第11号
B 学長のリーダーシップ	
学長の個人調書 ■ 教員個人調書〔様式18〕（令和3（2021）年5月1日現在） ■ 専任教員として授業を担当している場合、「専任教員の個人調書」と同じく、過去5年間（平成28（2016）年度～令和2（2020）年度）の教育研究業績書〔様式19〕	84 学長の個人調書
教授会議事録 ■ 過去3年間（平成30（2018）年度～令和2（2020）年度）	85-①教授会議事録（2018年度） ②教授会議事録（2019年度） ③教授会議事録（2020年度）
委員会等の議事録 ■ 過去1年間（令和2（2020）年度）	86 常設委員会議事録 ①教務委員会 ②学生委員会 ③宗教委員会 ④地域連携推進センター委員会 ⑤入試広報委員会 ⑥実習サポート委員会
C ガバナンス	
監事の監査状況 ■ 過去3年間（平成30（2018）年度～令和2（2020）年度）	74-①2018（平成30）年度監査報告書 ②2019（令和元）年度監査報告書 ③2020（令和2）年度監査報告書 76-①2018（平成30）監事監査計画書 ②2019（令和元）監事監査計画書 ③2020（令和2）監事監査計画書 77-①2018（平成30）年度資金収支予算概要・事業活動収支予算概要 ②2019（令和元）年度資金収支予算概要・事業活動収支予算概要 ③2020（令和2）年度資金収支予算概要・事業活動収支予算概要 80-①2018（平成30）内部監査報告書

備付資料	資料番号・資料名・該当ページ
	②2019（令和元）内部監査報告書 ③2020（令和2）内部監査報告書 81-①2018（平成30）資金収支決算概要・事業活動収支決算概要 ②2019（令和元）資金収支決算概要・事業活動収支決算概要 ③2020（令和2）資金収支決算概要・事業活動収支決算概要
評議員会議事録 ■ 過去3年間（平成30（2018）年度～令和2（2020）年度）	75-①評議員会議事録（2018年度） ②評議員会議事録（2019年度） ③評議員会議事録（2020年度）

※<諸規程集>

- 規程名は省略せず、個々の名称を全て列挙してください。
- 番号は、規程のみの通し番号としてください。
- 自己点検・評価報告書の<根拠資料>（テーマごと）には、以下のとおり記述してください。
 - ・個々の規程を記述する場合は、「備付資料-規程集」の後に、通し番号及び資料名も記述してください（例：備付資料-規程集1〇〇委員会規程）。
 - ・基準IV（様式8）のテーマA「理事長のリーダーシップ」において、根拠資料として備付資料の「諸規程集」全体をあげる場合は「備付資料-規程集」と記述してください。

番号	規 程 名
1	備付資料-規程集 1 キリスト教活動委員会規程
2	備付資料-規程集 2 和泉短期大学自己点検・評価委員会規程
3	備付資料-規程集 3 和泉短期大学投書箱制度規則
4	備付資料-規程集 4 学校法人和泉短期大学組織規程
5	備付資料-規程集 5 学校法人和泉短期大学学生表彰規程
6	備付資料-規程集 6 和泉短期大学スチューデント・アシスタント規程
7	備付資料-規程集 7 和泉短期大学奨学金規程
8	備付資料-規程集 8 和泉短期大学学納金等納入規程
9	備付資料-規程集 9 和泉短期大学健康管理センター・運営規程
10	備付資料-規程集 10 和泉短期大学 障がいのある学生等の修学支援に関する規程
11	備付資料-規程集 11 和泉短期大学学生ボランティア活動奨励奨学金規程
12	備付資料-規程集 12 和泉短期大学専任教員任用及び昇任規程
13	備付資料-規程集 13 和泉短期大学専任教員任用及び昇任細則
14	備付資料-規程集 14 和泉短期大学専任教員任用及び昇任規程 第8条(2) 業績審査基準（ポイント内訳）に関する内規
15	備付資料-規程集 15 学校法人和泉短期大学職員採用選考及び昇任に関する規程
16	備付資料-規程集 16 和泉短期大学嘱託職員採用規程
17	備付資料-規程集 17 学校法人和泉短期大学固定資産・物品管理規程
18	備付資料-規程集 18 和泉短期大学防火規則

19	備付資料-規程集 19 学校法人和泉短期大学役員（理事・監事）・評議員の報酬等に関する規程
20	備付資料-規程集 20 和泉短期大学共同研究に関する規程
21	備付資料-規程集 21 和泉短期大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規則
22	備付資料-規程集 22 学校法人和泉短期大学就業規則
23	備付資料-規程集 23 学校法人和泉短期大学契約教職員就業規則
24	備付資料-規程集 24 和泉短期大学専任教員服務規則
25	備付資料-規程集 25 和泉短期大学非常勤講師に関する規程
26	備付資料-規程集 26 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく和泉短期大学の体制整備
27	備付資料-規程集 27 和泉短期大学個人研究費取扱要領
28	備付資料-規程集 28 学校法人和泉短期大学旅費規則
29	備付資料-規程集 29 和泉短期大学研究紀要編集投稿規程
30	備付資料-規程集 30 和泉短期大学専任教員の国際（学会）会議参加旅費についての運用基準
31	備付資料-規程集 31 学校法人和泉短期大学経理規程
32	備付資料-規程集 32 学校法人和泉短期大学固定資産・物品管理規程
33	備付資料-規程集 33 学校法人和泉短期大学文書取扱規程
34	備付資料-規程集 34 学校法人和泉短期大学稟議規程
35	備付資料-規程集 35 学校法人和泉短期大学文書保存規程
36	備付資料-規程集 36 学校法人和泉短期大学個人情報の保護に関する規程
37	備付資料-規程集 37 学校法人和泉短期大学における情報セキュリティポリシー
38	備付資料-規程集 38 学校法人和泉短期大学特定個人情報取扱規程
39	備付資料-規程集 39 学校法人和泉短期大学公益通報に関する規程
40	備付資料-規程集 40 和泉短期大学危機管理に関する規程
41	備付資料-規程集 41 学校法人和泉短期大学キャンパス・ハラスメント（セクシュアル、アカデミック等）防止・救済等に関する規程
42	備付資料-規程集 42 学校法人和泉短期大学キャンパス・ハラスメント防止・対策委員会規程
43	備付資料-規程集 43 学校法人和泉短期大学キャンパス・ハラスメント防止・対策委員会運用規則
44	備付資料-規程集 44-① 学校法人和泉短期大学キャンパス・ハラスメント相談委員会規程 備付資料-規程集 44-② 学校法人和泉短期大学キャンパス・ハラスメント相談委員会運用規則
45	備付資料-規程集 45 和泉短期大学スタッフ・ディベロップメント(SD)規程
46	備付資料-規程集 46 学校法人和泉短期大学学内運営協議会規程
47	備付資料-規程集 47 学校法人和泉短期大学給与規則
48	備付資料-規程集 48 学校法人和泉短期大学ストレスチェック制度実施要領
49	備付資料-規程集 49 和泉短期大学学生のための「学内ワークスタディ」
50	備付資料-規程集 50 和泉短期大学附属図書館規程
51	備付資料-規程集 51 和泉短期大学附属図書館資料収集・管理規程

52	備付資料-規程集 52 学校法人和泉短期大学資金の運用に関する取扱規程
53	備付資料-規程集 53 学校法人和泉短期大学徴収不能債権の取扱い及び引当金に関する規程
54	備付資料-規程集 54 学校法人和泉短期大学情報公開規程
55	備付資料-規程集 55 和泉クラーク・ホール管理及び使用規程
56	備付資料-規程集 56 和泉短期大学体育館管理運営規程
57	備付資料-規程集 57 和泉短期大学グラウンド管理運営規程
58	備付資料-規程集 58 和泉短期大学公式サイト（ホームページ）管理運用規程
59	備付資料-規程集 59 和泉短期大学教授会規則
60	備付資料-規程集 60 学長が定める教授会の審議事項に関する内規
61	備付資料-規程集 61 和泉短期大学学長選考規則
62	備付資料-規程集 62 和泉短期大学学生懲戒規程
63	備付資料-規程集 63 和泉短期大学部長会規則
64	備付資料-規程集 64 和泉短期大学教務委員会規則
65	備付資料-規程集 65 和泉短期大学学生委員会規則
66	備付資料-規程集 66 和泉短期大学宗教委員会規則
67	備付資料-規程集 67 和泉短期大学地域連携推進センター委員会規則
68	備付資料-規程集 68 和泉短期大学入試広報委員会規則
69	備付資料-規程集 69 和泉短期大学実習サポート委員会規則
70	備付資料-規程集 70 学校法人和泉短期大学監事監査規程

[注]

- 一覧表の「資料番号・資料名・該当ページ」には、備付資料に付した通し番号及び資料名を記載してください。また、ページ番号が示せるものについては、該当ページを記載してください。
- 準備できない資料（例えば、取組み自体を行っていない場合等）については、「該当なし」と記載してください。
- ウェブサイトで公表している場合、一覧表の「資料番号・資料名・該当ページ」にはURLも記載してください。
- 特に指定がなければ、自己点検・評価を行う令和2（2020）年度の資料を準備してください。ただし、認証評価を受ける令和3（2021）年度に学科改組等で大幅な変更があった場合、令和3（2021）年度のものを備付資料として準備してください。
- 「過去3年間」・「過去5年間」の指定がある場合、自己点検・評価を行う令和2（2020）年度を起点として過去3年間・過去5年間とします。
- 一覧表を提出する際、①この注意書きは削除せず、②様式10の通しページを付してください。

基礎データ

和泉短期大学

様式	資料名
11	短期大学の概要
12	学生数
13	教員以外の職員の概要
14	学生データ
15	教育課程に対応した授業科目担当者一覧
16	理事会の開催状況
17	評議員会の開催状況

- 1 説明を付す必要があると思われるものについては、備考欄に記述してください。
- 2 様式12及び様式14(①～⑤)には、「長期履修生」が含まれます。
- 3 様式11～17は、「A4用紙 横向き 片面印刷」で印刷してください(このページ及び欄外注([注])も含む)。

(令和3(2021)年5月1日現在)

事 項		記 入 欄							備 考										
短 期 大 学 の 名 称		和泉短期大学																	
学 校 本 部 の 所 在 地		神奈川県相模原市中央区青葉2-2-1																	
教 育 研 究 組 織	学科・専攻課程の名称	開設年月日	所 在 地						備 考										
	児童福祉学科	昭和40年4月1日	神奈川県相模原市中央区青葉2-2-1																
	専攻の名称	開設年月日	所 在 地						備 考										
	介護福祉専攻	平成22年4月1日	神奈川県相模原市中央区青葉2-2-1																
別 科 等	別科等の名称	開設年月日	所 在 地						備 考										
	□□別科																		
学生募集停止中の学科・専攻科等		□□学科□□専攻(年度学生募集停止、在学生数 人)																	
教 員 組 織	学科・専攻課程の名称	専 任 教 員 等							非常勤教員 専任教員一人あたりの在籍学生数	備 考									
		教授	准教授	講師	助教	計	基準数	うち教授数			助手								
		児童福祉学科	8人	7人	1人	2人	18人	12人			4人	1人	26人	人					
		(大学全体の入学定員に応じた教員数)	—	—	—	—	—	4			2	—	—	—					
計	8	7	1	2	18	16	6	1	26										
専 攻 科	専攻の名称	専 任 教 員 等							非常勤教員 専任教員一人あたりの在籍学生数	備 考									
		教授	准教授	講師	助教	計	基準数	うち教授数			助手								
		介護福祉専攻	1人	2人	0人	0人	3人	—			—	人	5人	0					
		計	1	2	0	0	3	—			—	0	5						
校 地 等	区 分	基 準 面 積	専 用	共 用	共用する他の学校等の専用	計	備 考												
	校舎敷地面積	—	5,844 m ²	m ²	m ²	5,844 m ²													
	運動場用地	—	11,003			11,003													
	校地面積計	5,000 m ²	16,847			16,847													
その他	—	5,056			5,056														
校 舎 等	区 分	基 準 面 積	専 用	共 用	共用する他の学校等の専用	計	備 考												
	校舎面積計	5,000 m ²	21,903 m ²	m ²	m ²	21,903 m ²													
	学科・専攻等の名称	室 数																	
	教員研究室	21 室																	
施 設 ・ 設 備 等	区 分	講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習施設	語学学習施設	備 考												
	和泉短期大学キャンパス教室等施設	5 室	16 室	1 室	1 室	0 室													
	△△キャンパス教室等施設																		
	サテライトキャンパス等																		
図 書 館 ・ 図 書 資 料 等	図書館等の名称	面 積	閲覧座席数																
	和泉短期大学附属図書館	498 m ²	117 席																
	○○図書館△△分館																		
	サテライトキャンパス																		
図書館等の名称	図書[うち外国書]	学術雑誌[うち外国書]	電子ジャーナル[うち国外]																
和泉短期大学附属図書館	68,088 [1,685] 冊	19 [1] 種	0 [0] 種																
△△図書館△△分館	[]	[]	[]																
サテライトキャンパス	[]	[]	[]																
計	68,088 [0]	19 [1]	0 [0]																
体育館	面 積																		
4号館	1,980 m ²																		
△△キャンパス																			

[注]

- 1 学科・専攻課程、専攻科、別科、研究所等ごとに記載してください（通信教育課程を含む）。
- 2 教養教育科目、外国語科目、保健体育科目、教職科目等を担当する独立の組織や、附置研究所、附属病院等がある場合には、「別科等」の欄に記載してください。
- 3 所在地について、2以上の校地において行う場合で当該校地にキャンパス名称があれば、当該所在地の後に「○○キャンパス」と記載してください。
- 4 教員組織の欄には、教育研究組織の欄で記載した組織単位で専任教員等及び非常勤教員の数を記入してください。また、上記2に記載した、学科教育を担当する独立の組織がある場合には、組織名は、「学科・専攻課程の名称」の欄に「その他の組織等(○○)」と記載し、専任教員等及び非常勤教員の数を記載してください。なお、その場合は、「基準数(及び「教授数」)」及び「専任教員一人あたりの在籍学生数」の欄は「一」としてください。
- 5 専任教員数の記入に際しては、休職、サバティカル制度等により一時的に短期大学を離れている場合も専任教員に算入してください。ただし、短期大学設置基準第21条における「授業を担当しない教員」は含めないでください。
- 6 「非常勤教員」の欄には、客員教員や特任教員等で専任教員は含みません。
- 7 他の学科・専攻課程等に所属する専任教員であって、当該学科・専攻課程等の授業科目を担当する教員（兼担）は、「非常勤教員」の欄には含めないでください。また、「専任教員等」の各欄にも含めないでください。
- 8 専任教員の基準数については、それぞれ以下に定める教員数を記載してください。
 - ・短期大学設置基準第22条別表第一イ及びロ（備考に規定する事項を含む。）
 - ・短期大学通信教育設置基準第9条別表第一（備考に規定する事項を含む。）
- 9 「専任教員1人あたりの在籍学生数」の欄には、様式2の在籍学生数／本表の専任教員数計により、算出してください。
- 10 「校舎敷地面積」、「運動場用地」の欄は、短期大学設置基準上算入できるものを含めてください。
- 11 寄宿舎その他大学の附属病院以外の附属施設（短期大学設置基準第32条を参照）用地、附置研究所用地、駐車場、大学生協用地など短期大学設置基準上「校地」に算入できない面積は「校地等」の「その他」の欄に記入してください。
- 12 「校舎面積計」の欄は、学校基本調査の学校施設調査票（様式第20号）における学校建物の用途別面積の「校舎」の面積の合計としてください。
- 13 校地面積、校舎面積の「専用」の欄には、当該短期大学が専用で使用する面積を記入してください。「共用」の欄には、当該短期大学が他の学校等と共に用する面積を記入してください。「共用する他の学校等の専用」の欄には、当該短期大学の敷地を共用する他の学校等が専用で使用する敷地面積を記入してください。
- 14 「基準面積」の欄は、短期大学設置基準第30条の校地の面積及び第31条の校舎の面積、または短期大学通信教育設置基準第10条の校舎等の施設の面積としてください。
- 15 「教員研究室」の欄は、専任教員数に算入していない教員の研究室は記入する必要はありません。なお、複数の助教等が共同して1室で執務する場合は、教員数を室数に換算してください。

(令和3(2021)年5月1日現在)

学科・専攻課程名	項目	H29(2017)年度	H30(2018)年度	R元(2019)年度	R2(2020)年度	R3(2021)年度	入学定員に対する平均比率	備考
児童福祉学科	志願者数	244	219	227	211	246		
	合格者数	227	209	217	205	222		
	入学者数	222	204	212	203	221		
	入学定員	250	250	250	250	250	85%	
	入学定員充足率	89%	82%	85%	81%	88%		
	在籍学生数	492	415	402	405	411		
	収容定員	500	500	500	500	500		
○○学科(○○専攻)	志願者数							
	合格者数							
	入学者数							
	入学定員							
	入学定員充足率							
	在籍学生数							
	収容定員							
学科(専攻課程)合計	志願者数	244	219	227	211	246		
	合格者数	227	209	217	205	222		
	入学者数	222	204	212	203	221		
	入学定員	250	250	250	250	250	85%	
	入学定員充足率	89%	82%	85%	81%	88%		
	在籍学生数	492	415	402	405	411		
	収容定員	500	500	500	500	500		
専攻科	入学定員充足率	98%	83%	80%	81%	82%		
	入学定員	20	20	20	20	20		
	入学者数	23	8	4	15	20		
	収容定員	20	20	20	20	20		
	在籍学生数	23	8	4	15	21		

[注]

- 1 学生を募集している学科・専攻課程・専攻科・別科等ごとに行を行を追加して作成してください。
ただし、学科・専攻課程等を追加する場合は、直下に追加しないと集計値がずれてしまうので、注意して下さい。
- 2 昼夜開講制をとっている学科・専攻課程等については、昼間主コースと夜間主コースにそれぞれ分けて記入してください。
- 3 学科・専攻課程の改組等により、新旧の学科・専攻課程が併存している場合には、新旧両方を併記し、「備考」に記載してください。
- 4 学科・専攻課程・専攻科等が完成年度に達していない場合、その旨を備考に記載してください。
- 5 募集定員が若干名の場合は、「0」と記載し、入学者数については実入学者数を記載してください。
- 6 入学定員充足率は、入学定員に対する入学者の割合、収容定員充足率は、収容定員に対する在籍学生数の割合としてください。
- 7 入学定員に対する平均比率は、過去5年分の入学定員に対する入学者の比率を平均したものが自動計算されます。
- 8 最新年度の秋入学については別途確認します。
- 9 編入学の定員を設定している場合、入学定員には編入学の定員を加えないでください。

様式13

教員以外の職員の概要(人)

(令和3(2021)年5月1日現在)

	専任	兼任	計
事務職員	13	8	21
技術職員			0
図書館・学習資源センター等の専門事務職員	1	7	8
他の職員			0
計	14	15	29

[注]

- 1 「他の職員」とは、守衛、自動車運転手、作業員等の技能労務職員等を指します。
- 2 契約職員、派遣職員等は「兼任」に分類してください。

学生データ

① 卒業者数(人)

学科・専攻課程	H28(2016)年度	H29(2017)年度	H30(2018)年度	R元(2019)年度	R2(2020)年度
児童福祉学科	284	260	201	177	194
専攻科介護福祉専攻	17	23	8	4	14

② 退学者数(人)

学科・専攻課程	H28(2016)年度	H29(2017)年度	H30(2018)年度	R元(2019)年度	R2(2020)年度
児童福祉学科	21	21	24	22	21
専攻科介護福祉専攻	0	1	0	0	0

③ 休学者数(人)

学科・専攻課程	H28(2016)年度	H29(2017)年度	H30(2018)年度	R元(2019)年度	R2(2020)年度
児童福祉学科	5	2	0	0	4
専攻科介護福祉専攻	0	0	0	0	1

④ 就職者数(人)

学科・専攻課程	H28(2016)年度	H29(2017)年度	H30(2018)年度	R元(2019)年度	R2(2020)年度
児童福祉学科	229	231	177	151	158
専攻科介護福祉専攻	16	23	8	4	14

⑤ 進学者数(人)

学科・専攻課程	H28(2016)年度	H29(2017)年度	H30(2018)年度	R元(2019)年度	R2(2020)年度
児童福祉学科	30	11	8	18	22
専攻科介護福祉専攻	0	0	0	0	0

⑥ 科目等履修生(人)

学科・専攻課程	H28(2016)年度	H29(2017)年度	H30(2018)年度	R元(2019)年度	R2(2020)年度
児童福祉学科	4	7	11	11	10
専攻科介護福祉専攻	0	0	0	0	0

⑦ 長期履修生(人)

学科・専攻課程	H28(2016)年度	H29(2017)年度	H30(2018)年度	R元(2019)年度	R2(2020)年度
児童福祉学科	0	0	0	0	0
専攻科介護福祉専攻	0	0	0	0	0

[注]

- 1 学科・専攻課程ごとに、認証評価を受ける前年度の令和2(2020)年度を起点とした過去5年間のデータを示してください。
- 2 ⑥及び⑦は、当該年度に在学する学生数を記入してください。

教育課程に対応した授業科目担当者一覧

学科名等 児童福祉学科 (令和2(2020)年度)

区分	授業科目	職位	担当教員名	専門分野	教員配置
教養教育科目	キリスト教概論	教授	西田恵一郎	神学	
	キリスト教保育	准教授	久保小枝子	保育学、幼児教育学	
	同上		吉田久仁子	保育学、幼児教育学	非常勤
	日本国憲法		松田壯吾	法学	非常勤
	同上		曾我幸男	法学	非常勤
	パイプオルガン入門		石井三枝子	器楽(パイプオルガン)	非常勤
	キャリアデザインⅠ		専任教員他		
	キャリアデザインⅡ		専任教員他		
	英語コミュニケーションⅠ		ターナー テモテ	英語学、神学	非常勤
	同上		キルソントラビス	英語学、神学	非常勤
	英語コミュニケーションⅡ	教授	西田恵一郎	神学	
	体育理論	副学長・教授	大下聖治	スポーツ方法学、コーチ学	
	同上		中山恭一	スポーツ科学	非常勤
	体育実技	副学長・教授	大下聖治	スポーツ方法学、コーチ学	
	同上		中山恭一	スポーツ科学	非常勤
専門教育科目	保育原理	教授	松浦浩樹	保育学、教育学、教育人間学	
	教育原理	教授	松浦浩樹	保育学、教育学、教育人間学	
	子ども家庭福祉	教授	櫻井奈津子	社会福祉学	
	同上	准教授	中野陽子	障がい者福祉	
	社会福祉	教授	鈴木敏彦	社会福祉学	
	保育者論		片山知子	保育学、幼児教育学	非常勤
	同上		吉田久仁子	保育学、幼児教育学	非常勤
	保育の心理学	准教授	矢野由佳子	発達心理学、臨床心理学	
	子ども家庭支援の心理学	准教授	矢野由佳子	発達心理学、臨床心理学	
	子どもの保健	専任講師	八代陽子	保育学、幼児教育学	
	子どもの健康と安全	専任講師	八代陽子	保育学、幼児教育学	
	同上	助教	星早織	保育学、幼児教育学、子育て支援	
	子どもの食と栄養Ⅰ		及川静	栄養学	非常勤
	同上		齊田真理	栄養学	非常勤
	子どもの食と栄養Ⅱ		及川静	栄養学	非常勤
	同上		齊田真理	栄養学	非常勤
	子ども理解と保育	准教授	矢野由佳子	発達心理学、臨床心理学	
	同上	准教授	平沼晶子	発達心理学、臨床心理学	
	教育・保育カリキュラム論	准教授	松山洋平	保育学、幼児教育学	
	保育内容総論		片山知子	保育学、幼児教育学	非常勤
	同上		竹内あゆみ	保育学、幼児教育学	非常勤
	同上		吉田久仁子	保育学、幼児教育学	非常勤
	保育内容「健康」	教授	井狩芳子	健康学(発育・発達)、保育学	
	保育内容「人間関係」	准教授	平沼晶子	発達心理学、臨床心理学	
	同上	専任講師	八代陽子	保育学、幼児教育学	
	保育内容「環境」	准教授	松山洋平	保育学、幼児教育学	
	同上	助教	渡部美佳	農学	

専門教育科目

保育内容「言葉」	准教授	久保小枝子	保育学、幼児教育学	
同上		幸喜健	教育学(幼児教育・保育)	非常勤
同上		坂本喜一郎	保育学	非常勤
保育内容「表現」	特任教授	武石宣子	音楽教育学、リトミック	
同上	准教授	山本美貴子	幼児音楽教育学、音楽教育学	
保育内容の総合的指導法「健康」	教授	井狩芳子	健康学(発育・発達)、保育学	
保育内容の総合的指導法「人間関係」	専任講師	八代陽子	保育学、幼児教育学	
同上		清水淳一郎	保育学	非常勤
保育内容の総合的指導法「環境」	准教授	松山洋平	保育学、幼児教育学	
同上	助教	渡部美佳	農学	
同上		吉田久仁子	保育学、幼児教育学	非常勤
保育内容の総合的指導法「言葉」	准教授	久保小枝子	保育学、幼児教育学	
保育内容の総合的指導法「音楽表現」	准教授	山本美貴子	幼児音楽教育学、音楽教育学	
保育内容の総合的指導法「造形表現」	学長・教授	佐藤守男	美術・彫刻	
同上		弘中雅子	芸術学(美術)	非常勤
保育内容の総合的指導法「身体表現」	副学長・教授	大下聖治	スポーツ方法学、コーチ学	
子ども家庭支援論	准教授	平沼晶子	発達心理学、臨床心理学	
教育・保育相談の理論と方法	教授	横川剛毅	障がい者福祉	
同上	准教授	中野陽子	障がい者福祉	
乳児保育Ⅰ	助教	星早織	保育学、幼児教育学、子育て支援	
同上		原田憲子	保育学	非常勤
乳児保育Ⅱ	助教	星早織	保育学、幼児教育学、子育て支援	
同上		原田憲子	保育学	非常勤
特別支援保育Ⅰ	教授	横川剛毅	障がい者福祉	
特別支援保育Ⅱ	准教授	中野陽子	障がい者福祉	
社会的養護の原理	教授	櫻井奈津子	社会福祉学	
社会的養護の内容	教授	櫻井奈津子	社会福祉学	
同上		風間俊秀	社会福祉学	非常勤
同上		村岡薰	社会福祉学	非常勤
教育政策と社会(児童の権利)	教授	鈴木敏彦	社会福祉学	
障がい者福祉論	教授	横川剛毅	障がい者福祉	
高齢者福祉論	特任教授	佐久間志保子	看護、介護、社会福祉	専攻科
手話		南玲子	手話	非常勤
障がい児・者支援の方法	准教授	佐藤美紀	生活支援技術(移動・移乗の技術)	専攻科
インターナショナル・フィールドワーク	専任講師	八代陽子	保育学、幼児教育学	
保育方法	准教授	松山洋平	保育学、幼児教育学	
同上		須永真理	教育学(幼児教育・保育)	非常勤
幼児教育と情報機器		宮原裕美	情報	非常勤
子どもと音楽	特任教授	武石宣子	音楽教育学、リトミック	
同上	助手	前島麻衣	音楽教育、乳幼児教育	
リトミック	特任教授	武石宣子	音楽教育学、リトミック	
パイプオルガン		石井三枝子	器楽(パイプオルガン)	非常勤
造形遊びⅠ		弘中雅子	芸術学(美術)	非常勤
造形遊びⅡ		弘中雅子	芸術学(美術)	非常勤
ハンドベルⅠ		千葉仁	器楽(ハンドベル)	非常勤
ハンドベルⅡ		千葉仁	器楽(ハンドベル)	非常勤

ハンドベルⅢ		千葉仁	器楽(ハンドベル)	非常勤
ハンドベルⅣ		千葉仁	器楽(ハンドベル)	非常勤
保育・教職実践演習(幼稚園)	准教授	矢野由佳子	発達心理学、臨床心理学	
同上	准教授	松山洋平	保育学、幼児教育学	
同上	准教授	久保小枝子	保育学、幼児教育学	
同上	助教	星早織	保育学、幼児教育学、子育て支援	
保育実習指導Ⅰ・Ⅱ、教育実習(幼稚園)	准教授	久保小枝子	保育学、幼児教育学	
同上	教授	横川剛毅	障がい者福祉	
同上	助教	星早織	保育学、幼児教育学、子育て支援	
同上	准教授	山本美貴子	幼児音楽教育学、音楽教育学	
同上	准教授	松山洋平	保育学、幼児教育学	
同上	専任講師	八代陽子	保育学、幼児教育学	
同上	准教授	中野陽子	障がい者福祉	
同上	准教授	矢野由佳子	発達心理学、臨床心理学	
同上	教授	井狩芳子	健康学(発育・発達)、保育学	
同上	准教授	平沼晶子	発達心理学、臨床心理学	

[注]

- 1 「区分」には、教育課程表に沿って「共通科目」、「専門科目」等の科目群名を記入してください。
- 2 一つの授業科目を複数の教員が担当する場合、「授業科目」を記入の上、次行以降は「同上」とし、全ての担当教員について記入してください。
- 3 「教員配置」には、以下のように記載してください。
 - 当該学科所属教員は空欄としてください。
 - 他学科所属教員は「学科名」を記載してください。
 - 非常勤・併設大学所属教員は「非常勤」と記載してください。
- 4 全学科共通の科目群についてはタイトルを「全学科共通」等、複数学科共通の科目群等がある場合にはタイトルを「〇〇学科・〇〇学科共通科目」等とし、単独の表を作成してください。

理事会の開催状況(平成30(2018)年度～令和2(2020)年度)

(人)

開催日現在の状況		開催年月日 開催時間	出席者数等			監事の 出席状況
定員	現員(a)		出席理事数(b)	実出席率 (b/a)	意思表示 出席者数	
9~11	10	平成・令和30年 5月26日 10:00 ~ 11:25	7	70.0%	3	2/2
	10	平成・令和30年10月26日 12:30 ~ 13:40	8	80.0%	2	2/2
	10	平成・令和31年 1月25日 10:30 ~ 11:55	10	100.0%	0	2/2
	10	平成・令和31年 3月22日 12:50 ~ 13:40	9	90.0%	1	1/2
	10	平成・令和元年 5月25日 10:00 ~ 11:30	10	100.0%	0	2/2
	10	平成・令和元年10月19日 13:00 ~ 14:00	9	90.0%	1	2/2
	10	平成・令和 2年 1月24日 10:30 ~ 11:55	10	100.0%	0	2/2
	10	平成・令和 2年 3月28日 11:30 ~ 12:15	6	60.0%	4	2/2
	10	平成・令和 2年 5月29日 10:00 ~ 11:25	9	90.0%	1	2/2
	10	平成・令和 2年 6月 6日 11:40 ~ 12:10	10	100.0%	0	2/2
	10	平成・令和 2年 6月15日 10:30 ~ 11:03	9	90.0%	1	2/2
	10	平成・令和 2年 10月24日 11:18 ~ 13:04	9	90.0%	1	2/2
	10	平成・令和 3年 1月 22日 10:30 ~ 13:04	9	90.0%	1	2/2
	10	平成・令和 3年 3月 19日 11:37 ~ 14:17	10	100.0%	0	2/2

[注]

- 1 平成30(2018)年度から令和2(2020)年度までに開催した全ての理事会について記入・作成してください。
- 2 「定員」及び「現員(a)」欄には、開催日当日の人数を記入してください。
- 3 「意思表示出席者数」欄には、寄附行為に「書面をもってあらかじめ意思を表示したものは出席者とみなす」等が規定されている場合、出席理事数(b)の外数で、該当する人数を記入してください。
- 4 「実出席率(b/a)」欄には、百分率で小数点以下第1位まで記入してください(小数点以下第2位を四捨五入)。
- 5 「監事の出席状況」欄には、「/」の右側に監事数(現員)を記入し、左側に当該理事会に出席した監事数を記入してください。

評議員会の開催状況(平成30(2018)年度～令和2(2020)年度)

(人)

開催日現在の状況		開催年月日 開催時間	出席者数等			監事の 出席状況
定員	現員(a)		出席評議員数 (b)	実出席率 (b/a)	意思表示 出席者数	
21～23	22	平成・令和 30年 5月26日 12:05 ~ 13:00	18	81.8%	4	2/2
	23	平成・令和 30年10月26日 10:30 ~ 11:55	19	82.6%	4	2/2
	23	平成・令和 31年 3月22日 11:00 ~ 12:05	20	87.0%	3	1/2
	23	平成・令和 元年 5月25日 12:00 ~ 13:00	18	78.3%	5	2/2
	23	平成・令和 元年 10月19日 11:00 ~ 12:20	17	73.9%	6	2/2
	23	平成・令和 2年 3月28日 10:00 ~ 11:17	15	65.2%	8	2/2
	23	平成・令和 2年 5月29日 11:45 ~ 13:10	18	78.3%	5	2/2
	22	平成・令和 2年 6月 6日 10:30 ~ 11:20	21	95.5%	1	2/2
	22	平成・令和 2年 10月24日 10:00 ~ 11:01	20	90.9%	1	2/2
	22	平成・令和 3年 3月19日 10:00 ~ 11:19	17	77.3%	1	2/2

[注]

- 1 平成30(2018)年度から令和2(2020)年度までに開催した全ての評議員会について記入・作成してください。
- 2 「定員」及び「現員(a)」欄には、開催日当日の人数を記入してください。
- 3 「意思表示出席者数」欄には、寄附行為に「書面をもってあらかじめ意思を表示したものは出席者とみなす」等が規定されている場合、出席評議員数(b)の外数で、該当する人数を記入してください。
- 4 「実出席率(b/a)」欄には、百分率で小数点以下第1位まで記入してください(小数点以下第2位を四捨五入)。
- 5 「監事の出席状況」欄には、「/」の右側に監事数(現員)を記入し、左側に当該評議員会に出席した監事数を記入してください。

学校法人和泉短期大学 和泉短期大学 機関別評価結果

令和 4 年 3 月 11 日
一般財団法人大学・短期大学基準協会

和泉短期大学の概要

設置者	学校法人 和泉短期大学
理事長	伊藤 忠彦
学 長	佐藤 守男
A L O	大下 聖治
開設年月日	昭和 40 年 4 月 1 日
所在地	神奈川県相模原市中央区青葉 2-2-1

<令和 3 年 5 月 1 日現在>

設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

学科	専攻	入学定員
児童福祉学科		250
	合計	250

専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

専攻科	専攻	入学定員
専攻科	介護福祉専攻	20
	合計	20

通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

機関別評価結果

和泉短期大学は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、令和4年3月11日付で適格と認める。

機関別評価結果の事由

1. 総評

令和2年7月9日付で和泉短期大学からの申請を受け、本協会は認証評価を行ったところであるが、評価の結果、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて順調に進捗しており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

和泉短期大学は入所型児童福祉施設に従事する保母（現・保育士）養成機関であった玉川保母専門学院の改組により発足し、現在は保育と福祉を融合した児童福祉学科及び専攻科介護福祉専攻で構成されている。建学の精神は「キリスト教信仰に基づく教育と人格形成」とし、学則に明記された短期大学の教育目的とともに、「学びのハンドブック」、ウェブサイト等で学内外に公表している。

建学の精神を基盤とする教育理念及びスクールモットー「愛と奉仕」の下、地域社会に貢献する保育・福祉専門職の養成を目的とする「地域密着型、実力養成型の短期大学」として、相模原市包括連携協定校事業の実施、地域連携活動、学生ボランティア活動の支援等、教職員及び学生による地域・社会への貢献活動に取り組んでいる。

三つの方針は、建学の精神、教育理念及びスクールモットーを基に整合的に策定している。特に卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針では、「教養」、「原理」、「知識・技能」、「実践」をキーワードとし、身につけてほしい能力等を学生に分かりやすくするため「学びの筋に沿った授業科目と和泉の10の力」を提示している。

自己点検・評価活動では規程に従って評価活動体制を整備し、評価結果を報告書として公表するとともに改善活動に反映させている。また、学生による授業評価の結果に対して教員は「授業担当科目自己点検・評価報告書」を作成・公表し、全学的な教育改善の取組みとして教育の質保証に努めている。

卒業認定・学位授与の方針は身につけるべき力を示し、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件等を明確にしている。教育課程は体系的に編成され、カリキュラムツリーにより教育課程編成・実施の方針における各科目の位置付けを明示している。入学者受入れの方針は学習成果に応じて策定しており、求める学生像などを定め、入学案内、ウェブサイトなどで公表している。

全専任教員が1グループ20人程度の学生を担当するアドバイザーとなり、入学から卒業までの学生生活や実習、進路指導・支援を実施している。学生が担当アドバイザー以外にも相談できるよう関係者間で連携を図り、各教員の専門性を生かした総合的な学習支援を行っている。

学生の生活支援として学生委員会及び学生支援ユニットを設けている。経済的支援については独自の奨学金制度が充実し、学生委員会を核とした学生の心身の健康管理のサポート体制が整備されている。就職支援のための教職員の組織として、就職委員会及び進路支援センターを設けており、担当アドバイザー・各種担当ユニット・センター間の連携を図ることで、保育・福祉従事者としての就職支援体制が構築されている。

専任教員は短期大学設置基準に定める専任教員数、教授数を充足し、教員の採用、昇任は規程に基づき適切に行われている。研究活動に関する規程は整備されており、教員は専門性等を生かした教育研究、社会的活動を行い、その成果は「事業報告書」やウェブサイトで公表している。

事務組織は、5ユニットで構成され、その業務及び責任体制は規程により明確にされている。職員はFD・SD合同研修を通して、教員の教育研究活動を支援し、教職員間で学生の情報を共有しながら、学生の学習成果の獲得が向上するよう連携している。

校地・校舎面積は短期大学設置基準を満たし、学科の授業に対応した専用の演習室、実験・実習室等が用意され、機器・備品も整備されている。火災・地震・防犯対策は防火規則、危機管理に関する規程を整備して、避難・防災訓練を近隣の自治会と連携し毎年度実施している。

全学に学内LANが整備され、キャリアデザインセンターに保育力支援者、「ラーニングセンターwill」に基礎学力支援者、IT支援者を配置して自学実習のできる環境を整えている。また特別教室を利用した授業やアセスメントテスト（基礎カリサーチ）を導入するなど複合的な学びの機会を提供している。

財務状況は、余裕資金があるものの、過去3年間にわたり、学校法人全体及び短期大学部門の経常収支が支出超過となっている。

理事長は学校法人の代表として、また学長は教学の最高責任者として、教育目的・目標の達成のために教育内容と教育施設設備の状況等を把握し、学校法人及び短期大学の運営を行っている。特に、理事長の下に設置されている学内運営協議会、学長の諮問機関である部長会が連携を取り、それぞれがリーダーシップを發揮して、学園全体の発展に寄与している。

監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査し、適切に業務を行っている。評議員会は、私立学校法及び寄附行為に従い、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営されている。教育情報と学校法人の情報についてはウェブサイトにて公表・公開されている。

2. 三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、短期大学の個性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

（1）特に優れた試みと評価できる事項

本協会は以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

基準I 建学の精神と教育の効果

[テーマA 建学の精神]

- 「学びのハンドブック」に現任保育士研修と短期大学の授業科目との関係を示した対照表を掲載し、卒業生のリカレント教育を支援している。また、卒業生と在学生がともに参加する宿泊研修を開催しており、卒業生にとってはリカレント教育として、在学生にとっては卒業生から保育士の経験等を学ぶ機会となっている。

[テーマC 内部質保証]

- 教員の授業改善活動の一環として、学生の授業評価を実施し、その結果を教員にフィードバックして分析した内容を「授業担当科目自己点検・評価報告書」に記載し公開するなど、全学的に教育の質向上に取り組む体制が整備されている。

基準II 教育課程と学生支援

[テーマA 教育課程]

- 学習成果は、各科目の到達目標に接続され、「和泉の10の力」のループリック評価及び「学習成果の記録」により可視化し半期ごとの評価で変化を捉える仕組みを整えている。

[テーマB 学生支援]

- 正課授業外の取組みとして、保育力支援者、基礎学力支援者、IT支援者を配置し、全学生参加、任意参加それぞれのプログラムが開催され、きめ細かい学習支援が行われている。また、それらの支援者が配置されたキャリアデザインセンター、「ラーニングセンターwill」の施設も設置され、学生が遠隔教育や課題対応を進めるにあたり、支援者のいる環境で自学自習ができるというサポート体制が充実しており、教育成果を上げている。

基準III 教育資源と財的資源

[テーマB 物的資源]

- 学内にある農園「にこにこベジタブルランド」では、「保育内容『環境』」等の授業を通して学生が野菜や果物を育て、収穫体験を行うなど体験型学習の環境が整備されている。

(2) 向上・充実のための課題

本協会は以下の事項について、改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果（合・否）と連動するものではない。

基準III 教育資源と財的資源

[テーマD 財的資源]

- 余裕資金はあるものの、学校法人全体、短期大学部門ともに過去3年間の経常収支が支出超過となっている。策定された経営改善計画、「第2次中期計画15のビジョン(2020年度～2024年度)」に沿って財務体質の健全化に向けての取組みが望まれる。

(3) 早急に改善を要すると判断される事項

なし

3. 基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

基 準	評価結果
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果	合
基準Ⅱ 教育課程と学生支援	合
基準Ⅲ 教育資源と財的資源	合
基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス	合

各基準の評価

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

学校法人和泉短期大学は、米国財団クリスチャン・チルドレンズ・ファンドの援助の下、昭和40年に学校法人クラーク学園として創設され、平成25年に学校法人和泉短期大学と改称された。また和泉短期大学は、入所型児童福祉施設に従事する保母（現・保育士）養成機関であった「玉川保母専門学院」の改組により発足し、現在は保育と福祉を融合した児童福祉学科及び専攻科介護福祉専攻で構成されている。

建学の精神は、「キリスト教信仰に基づく教育と人格形成」とし、短期大学の教育目的は学則に明記するとともに、「学びのハンドブック」、ウェブサイト等で学内外に公表している。また平成27年度より、建学の精神の再解釈と共に理解や、「和泉の10の力」の策定による三つの方針の見直し等に取り組み、「地域社会のあらゆる局面で積極的な貢献を成し得る人、保育・福祉専門職として謙虚に学び続ける意志をもつ人への実力養成教育」の下、「円満な人格と豊かな情操」を兼ね備えた保育（教育）・福祉専門職の養成に努めている。「学びのハンドブック」に現任保育士研修と短期大学の授業科目との関係を示した対照表を掲載し、卒業生のリカレント教育を支援している。また、卒業生と在学生がともに参加する宿泊研修を開催しており、卒業生にとってはリカレント教育として、在学生にとっては卒業生から保育士の経験等を学ぶ機会となっている。

和泉短期大学は、「地域密着型、実力養成型の短期大学」を掲げ、高等学校教員との研究会「高大接続授業研究プログラム」、高校生を対象とした正課授業の開放「和泉プレカレッジ」、地域連携活動（地域子育て支援プログラム等）、相模原市包括連携協定校事業の実施、学生ボランティア活動の支援等、教職員及び学生による地域・社会への貢献活動を行っている。

卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針の三つの方針は、建学の精神、教育理念、スクールモットーに基づき定められている。さらに「和泉の10の力」として、分かりやすい内容で身につけるべき力を示し学生の学びの振り返りが図られるようにしておらず、「学びのハンドブック」等で学生に周知している。

自己点検・評価活動では、「和泉短期大学自己点検・評価委員会規程」を定め、点検・評価活動体制を整備し、評価結果を報告書として公表するとともに改善活動に反映させている。

教育の質の保証については、学生による授業評価、教員の授業公開と教員による相互評

価が実施されている。教員は授業評価の結果を基に「授業担当科目自己点検・評価報告書」を作成の上、公表しており、全学的な取組みとして教育改善に努めている。また、全教員打ち合わせ会、実習連絡会、「相模原市内高等学校校長と和泉短期大学との教育研究会」等の開催を通して、外部評価を受け、教務委員会を中心とした各種常設委員会で検討し、教授会の承認を経ており、組織的に改善に努める仕組みがある。

「建学の精神」、「教育理念」、「スクールモットー」に基づき、「和泉の 10 の力」が策定され、様々な見直しと再編成が実施されてきたが、今後はさらに「三つの方針」との整合性を高め、学生の学びの道筋の指標となるように、改善に取り組むことが望まれる。また、「カリキュラムツリー」と「カリキュラムマップ」について、自己点検・評価報告書に混在がみられたので、用語・意味の統一及び各々の内容について確認することが望まれる。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

卒業認定・学位授与の方針は、建学の精神、教育の理念、スクールモットーを基盤に策定され、「学位授与方針の各方針に関する具体的な明示方法及び規定」等により卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件等を明確に示している。同方針は「学びのハンドブック」、ウェブサイト等を通じ学生の理解が深められており、地域密着型大学として、市内の高等学校長との教育研究会や実習連絡会において広められている。教育課程の教養教育科目、専門教育科目は体系的に編成され、カリキュラムツリーにより、卒業認定・学位授与の方針を基に、教育課程編成・実施の方針における各科目の位置付けが明確にされている。

2 年間の養成課程においては必修科目が多く教養教育科目の開設が絞られるなか、保育力支援者、基礎学力支援者、IT 支援者による、保育就業力の向上を図るための特別教室を利用した授業やアセスメントテスト（基礎力リサーチ）の導入により複合的な学びの機会を提供している。全専任教員が 1 グループ 20 人程度の学生を担当する「グループアドバイザー」となり、入学から卒業までの学生生活や実習及び進路指導・支援を、長期的・個別的な視点で支援している。学生が担当アドバイザー以外にも相談できるよう関係者間で連携を図り、各教員の専門性を生かした総合的な学習支援を行っている。

入学者受入れの方針は、学習成果に応じて策定されており、求める学生像などを定め、入学案内、募集要項、ウェブサイトなどで公表している。入学者選抜は多様な形態を持ち、神奈川県公共職業訓練委託訓練受講生としての入学者受入れも行われている。

学習成果は、アセスメントテストの導入や、「和泉の 10 の力」のルーブリック評価及び「学習成果の記録」の記入により可視化が可能となっており、半期ごとの評価で変化を捉える仕組みがある。

学生の卒業後評価は、卒業生アンケートと卒業生の雇用に関する満足度調査（5 年ごと・就職先）により、測定・評価・改善が図られており、調査結果等はウェブサイトで公表されている。

「学びのポートフォリオ」やオンライン学習システムを活用し、学習の進度、学習時間と学習成果の獲得状況等を把握し、教員懇談会、授業内容調整会及び全教員打ち合わせ会等で非常勤教員を含む教員間の共通理解が図られている。入学前教育や初心者向けピアノレッスンを実施し、入学後の授業へのスムーズな移行を図っており、保育力支援者、基礎

学力支援者、IT 支援者による自主学習への支援も充実している。さらに、入学時と学期ごとにオリエンテーションを実施している。

生活支援では、教職員の組織として学生委員会及び学生支援ユニットが設置されている。また、学生のマナー向上に向けた取組みなど、学生の委員会活動や学生団体の学友会・サークル活動が活発に実行されている。学生の経済的支援に関しては独自の奨学金制度が充実している。学生の心身の健康管理のサポート体制として、学生委員会を核とし健康管理センター運営委員会、障がいのある学生等修学支援委員会、教務委員会が連携して取り組んでいる。投書箱や電子メールによる投書の活用により学生の意見や要望にも対応している。IZUMI DIARY（学生手帳）には保育・福祉実践現場への就職活動に関する手続きなどが掲載され、キャリア教育のテキストとして活用されている。

就職支援のための教職員の組織としては就職委員会及び学生支援ユニットが所管する進路支援センターを配置している。担当アドバイザー・各担当ユニット・各センター間の連携を図ることで、保育・福祉従事者としての就職支援体制が構築されている。

基準III 教育資源と財的資源

教員組織は、教育課程編成・実施の方針に基づいて編制され、短期大学設置基準が定める専任教員数、教授数を充足している。専任教員の任用・昇任については、規程に基づき担当科目に関する教育実績や研究業績等を審査し、適切に行われている。

専任教員の教育研究業績及び社会的活動は「事業報告書」やウェブサイトで公表されている。研究成果の発表は学会や「研究紀要」、「教職研究」で行われている。FD活動は委員会規則に従って教員の教育内容・方法の改善のため実施されている。また、教員と職員、各種委員会が連携して学生の学習成果の向上に努めている。

事務組織は庶務、教育・学習支援、学生支援、学術情報、広報渉外の5ユニットで構成され、業務及び責任体制は規程により明確にされている。また、各委員会組織と事務局ユニットが運営する6つのセンター（実習サポート、地域連携推進、キャリアデザイン、進路支援、健康管理、「ラーニングセンターwill」）に専門の職員を配置するとともに、一部のセンターを除き各ユニットはワンフロアに配置され、業務の効率性と連絡の円滑化が図られている。事務職員にはベストオブスタッフ賞（事務局長賞）の授与を行っている。また、SD活動のほか、FD・SD合同研修を通して、教員の教育研究活動を支援し、教職員間で学生の情報を共有しながら、学生の学習成果の獲得が向上するよう連携している。

人事・労務管理は就業規則及び関係規程が定められ、適切に管理されている。また、規程集はポータルサイトから教職員がいつでも見られる体制を整えている。

校地・校舎面積は、短期大学設置基準を充足している。教育課程編成・実施の方針に従って、授業を行う講義室や実習室などが適切に整備されている。特に音楽室、ピアノレッスン室、造形室などの保育者養成のための施設設備が充実している。校舎はスロープや障がい者用トイレ、エレベーターなど障がい者に対応している。図書館の蔵書数は適切に確保されており、図書の選定・廃棄等は規程に基づき行われている。

施設設備、物品の管理は、規程に従って適切に維持、管理されている。火災・地震・防犯対策は防火規則、危機管理に関する規程等を整備して、避難・防災訓練は近隣の自治会

や消防局等と連携し毎年度実施している。コンピュータシステムのセキュリティ対策は、ファイアウォール装置、ウイルス対策ソフト、教職員と学生のネットワークを分離するなどのセキュリティ対策に努めている。省エネルギー対策にも取り組んでいる。

教育課程編成・実施の方針に基づき、必要な技術的サービスを計画的に整備している。全学に学内 LAN が整備され、オンライン学習システムを導入し学生への周知や課題提出などに活用している。コンピュータ教室、「ラーニングセンターwill」のほか、学生ホール、コミュニティサロンにコンピュータを備えている。「ラーニングセンターwill」は学生が自由に使用でき、学生のコンピュータ活用スキル向上を図るため IT 支援者が常駐している。

財務状況は、余裕資金はあるものの、学校法人全体、短期大学部門ともに過去 3 年間の経常収支が支出超過となっている。15 のビジョンが提示された「第 2 次中期計画 15 のビジョン（2020 年度～2024 年度）」及び経営改善計画に沿って、財政の健全化に向けての取組みが望まれる。

基準IV リーダーシップとガバナンス

理事長は 2 度目の就任であり、かつ 12 年間にわたり学長を務めており、学内の事項・状況に精通している。また建学の精神、教育理念、スクールモットーの下、教育内容にとどまらず教育施設設備の状況等を把握し、リーダーシップを發揮して学習環境の改善・充実を図り、学園全体の発展に寄与している。

理事会は学校法人の意思決定機関として適切に運営されており、理事は、建学の精神を十分理解し、教育に関する諸情報を共有している。また、学校の方針、計画の策定及び業務執行を円滑に行うため、理事長の下に学内運営協議会が位置付けられ、原則週 1 回で開催され、理事会から委任された事項、理事会・評議員会及び教授会・部長会に提案する事項等を協議している。

学長は、教学運営の最高責任者として教授会の意見を参酌し、最終的な判断を行っている。学長は、学則及び「和泉短期大学教授会規則」に基づき、教授会を審議機関として開催し、適切に運営している。また、学長の諮問機関として部長会を置き、教授会の審議予定事項をはじめ、短期大学全体に共通する教育研究に関する事項について連絡調整・協議を行っている。

教授会の下には、教務委員会・学生委員会・宗教委員会・地域連携推進センター委員会・入試広報委員会・実習サポート委員会が設置・運営されている。

監事は、寄附行為及び監事監査規程に基づき、監査計画書を作成し、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について監査等を適切に行っており、毎会計年度、監査報告書を作成し、定められた期限以内に理事会及び評議員会に提出している。

評議員会は、理事定数の 2 倍を超えて組織しており、評議員会及び評議員に係る寄附行為の規定は、私立学校法に準拠しており、評議員会は私立学校法の規定に従い運営されている。

また、学校教育法施行規則、私立学校法の規定に基づき、学校法人の概要、教育研究上の基礎的な情報、修学上の情報等、財務情報、自己点検・評価報告書等、教育の質保証に関する情報を、ウェブサイト上に公表・公開しており、説明責任を果たしている。

令和3年度認証評価

和泉短期大学

自己点検・評価報告書

2022年（令和4）年3月30日発行

編集 和泉短期大学 自己点検・評価委員会

発行 学校法人 和泉短期大学

〒252-5222 神奈川県相模原市中央区青葉2-2-1

TEL 042-754-1133

FAX 042-753-2087

<https://www.izumi-c.ac.jp/>
